資料２

高知市中心市街地活性化基本計画（素案）

令和５年４月

高知県高知市

目　　次

○基本計画の名称 ---------- 1
○作成主体 ---------- 1
○計画期間 ---------- 1

1.中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1]高知市の概況 ---------- 1
[2]中心市街地の現状分析 ---------- 5
[3]地域住民のニーズ等の把握・分析 ---------- 30
[4]前計画の実施状況と取組の評価 ---------- 38
[5]中心市街地活性化の課題 ---------- 49
[6]中心市街地活性化の基本的な方針 ---------- 50

2.中心市街地の位置及び区域

[1]位置 ---------- 51
[2]区域 ---------- 52
[3]中心市街地の要件に適合していることの説明 ---------- 54

3.中心市街地の活性化の目標

[1]中心市街地の活性化の目標 ---------- 60
[2]計画期間 ---------- 60
[3]目標指標の設定 ---------- 61
[4]数値目標の設定 ---------- 63

4.土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]市街地の整備改善の必要性 ---------- 76
[2]具体的事業の内容 ---------- 77

5.都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]都市福利施設の整備の必要性 ---------- 82
[2]具体的事業の内容 ---------- 83

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
［１］街なか居住の推進の必要性 ---------- 85
［２］具体的事業の内容 ---------- 86

７.中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
［１］経済活力の向上の必要性---------- 89
［２］具体的事業の内容 ---------- 90

８.４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 ----------107
［２］具体的事業の内容 ----------108

◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所----------110

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
［１］市町村の推進体制の整備等 ----------111
［２］中心市街地活性化協議会に関する事項----------113
［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 ----------119

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
［１］都市機能の集積の促進の考え方 ----------121
［２］都市計画手法の活用----------122
［３］都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 ----------123
［４］都市機能の集積のための事業等 ----------126

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
［１］基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 ----------127
［２］都市計画との調和等----------129

12. 認定基準に適合していることの説明----------132

○ 基本計画の名称：高知市中心市街地活性化基本計画
○ 作成主体：高知県高知市
○ 計画期間：令和５年４月～令和 10 年３月(５年)

Ⅰ．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

［Ⅰ］高知市の概況

（１）地勢、気候

高知市は、四国南部のほぼ中央に位置している。市域面積は 309.00 ㎢であり、市内には、東経 133 度 33 分 33 秒、北緯 33 度 33 分 33 秒と 3 が並ぶ「地球 33 番地」がある。

市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である市域北部の北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されている。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にある。

気候は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路に当たることから、年によっては 3,000㎜ を超す世界的にも有数の降水量がある。また、年間 2,000 時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置している。

年平均気温については、都道府県庁所在都市の平均値と比較して 1～2 度ほど高く、総じて温暖で、降水量、日照及び気温に恵まれており、農作物などの生産に有利な気候条件にある。

■高知市の位置

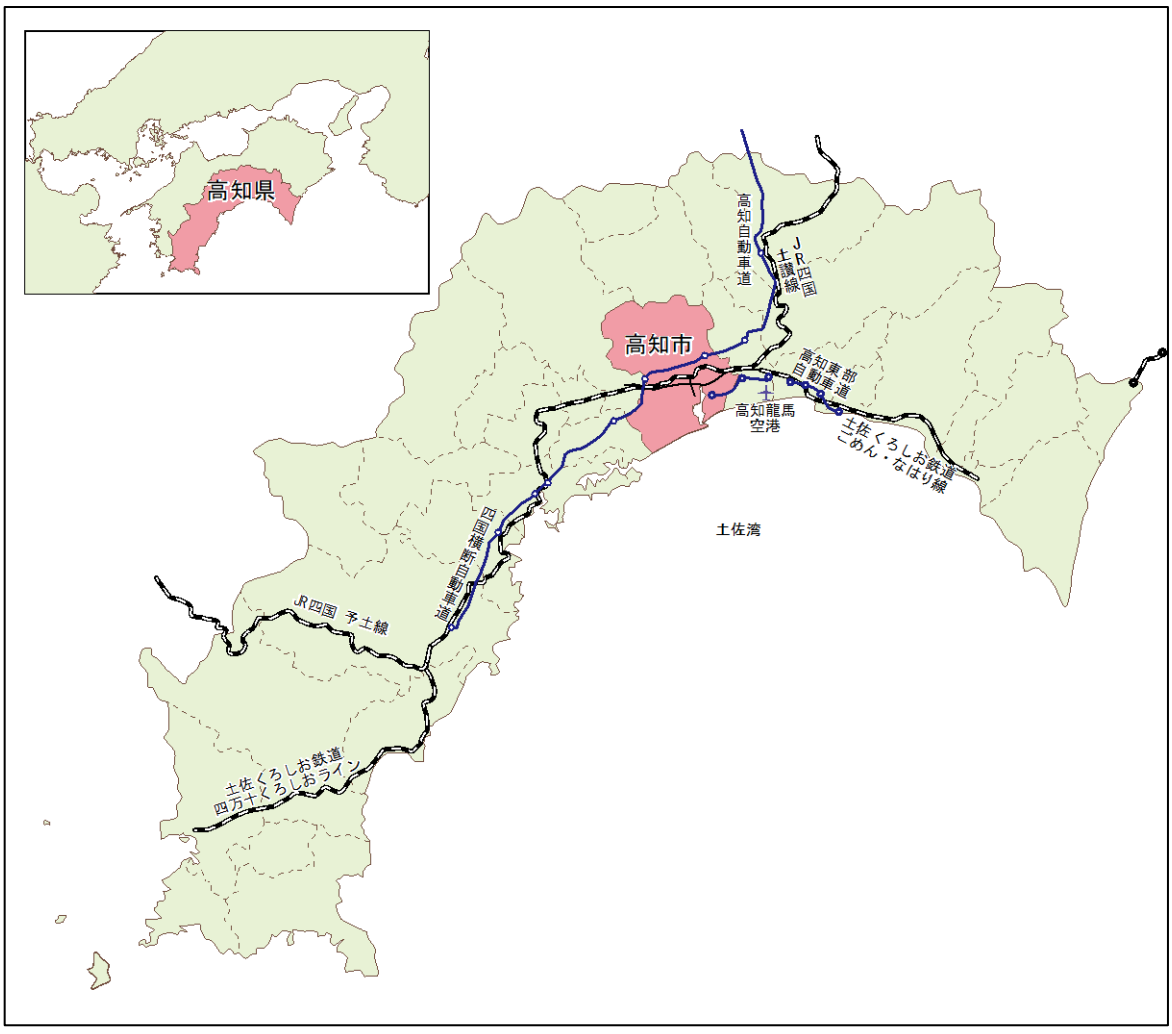

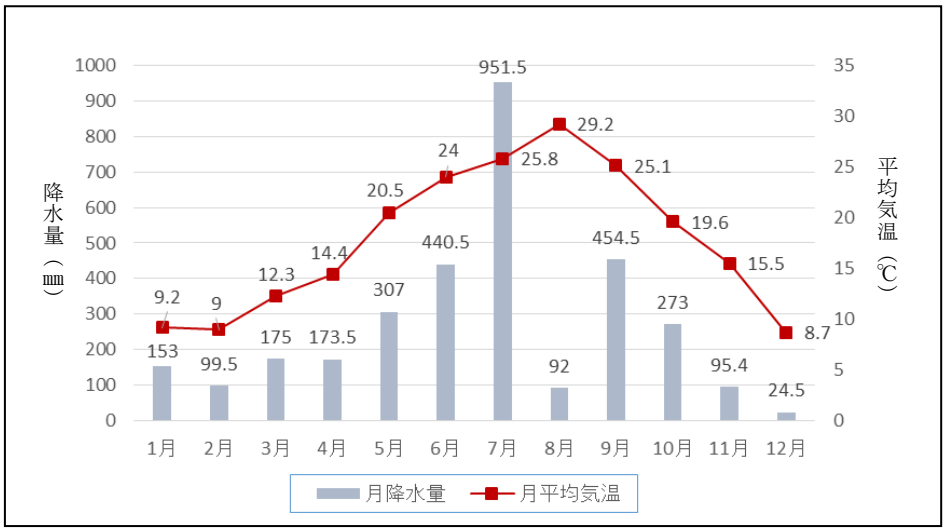

■高知市の月平均気温と月降水量（令和２年）

※資料：高知市統計書

（２）歴史

○都市のなりたち

高知市は、浦戸湾沿岸に広がる平野を活用して新田や市街地を拡大してきた。高知市が位置する地域は、中世から戦国期にかけて当時の土佐国の中心地としての位置付けがなされるようになり、長宗我部元親が岡豊から大高坂山を経て浦戸に移り、その拠点として城を築いた。

その後、関ヶ原の戦いで敗れた長宗我部氏は改易となり、土佐に入国した山内一豊が慶長年間に大高坂山に城を築き、歴代の藩主が城下町を形成して以来、土佐の政治、経済、文化の中心地として発展してきた。

○明治維新･自由民権運動

幕末には坂本龍馬、武市瑞山（半平太）ら勤王の志士を輩出して明治維新の礎を築き、維新後においても「自由は土佐の山間より」といわれるように自由民権運動発祥の地として、その思想を全国に発信した。城下の板垣退助、片岡健吉、坂本直寛をはじめ、先進的な憲法草案を起草した植木枝盛や、全国初の婦人参政権を要求した楠瀬喜多、さらに土佐山では山嶽社を結成した和田三郎、春野では吉良順吉や細川義昌ら、多くの人材が活躍し、自由と平等の精神に培われた政治的伝統が育まれてきた。

■高知城

■板垣退助像

○市政のあゆみ

市制の施行は 1889(明治 22)年であり、以後、幾度かの合併を経ながら県都として発展してきた。1945(昭和 20)年 7 月の空襲により高知市中心部の建物はその大半が焼失し、さらに翌年 12 月には南海地震が発生し、強い揺れによる建物の倒壊や地盤沈下による浸水など大きな被害を受けたが、復興へのめざましい取り組みを経て地方中核都市として発展し、1998(平成 10)年には四国初の中核市となった。

現在、県民人口の 4 割以上の人々が暮らす地方中核都市であるとともに、みどり豊かな森林を持つ鏡村・土佐山村、県内有数の農業生産高を誇る春野町との合併により、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和し、仁淀川と、市内中心部を流れる鏡川などの清流を有する都市となっている。

■高知市の市街地

（３）文化

○風土

高知市は、懐の深い中山間地域や生産力の高い田園地域、魚種が豊富な海域などの高い多様性と優位性を併せ持つ自然と、その自然に対して先人が営々と働きかけてきた歴史、そして自然と調和しながら発展した産業が織りなす、独特の文化が花開く土壌を培ってきた。

さらに、土佐国の中心地として発展してきた過程の中で、この地を訪れた多くの知識人や文化人の影響を受けながら文化の成熟度を高め、現代まで受け継いできた。

このような風土によって培われた明朗闊達で反骨精神の強い土佐人の気質は、江戸末期から明治にかけての幕末の志士や自由民権運動での活躍に現われただけでなく、現代においても、市民によるさまざまな地域コミュニティ活動を支える積極的な協働の精神として受け継がれている。

○地域に根ざした文化

高知市周辺の平野は県下有数の規模を誇り、食料の供給地として農業が発展してきた。江戸時代から現在まで連綿と続く日曜市をはじめとした街路市には、新鮮で豊富な食材が並び、高知市の地産地消の食文化を支えてきた。豪快な皿鉢料理に代表される「おきゃく」（宴会）や、大いに盛り上がる箸拳などは、土佐の宴席文化として広く注目されている。

■日曜市

■皿鉢料理

音楽、演劇、舞踊、美術、映画上映などの芸術文化については、市内各所で市民の多彩な活動が繰り広げられており、高知市文化祭や高知街ラ・ラ・ラ音楽祭などの大規模な文化的催しが市民の力で成功している。中でも、横山隆一など独特な作風を持つ作家を輩出したまんがや、原宿や札幌など全国各地の200 か所以上で開催されるまでに広がりを見せた本家本元のよさこい祭りなどは、自由で豊かな表現を基礎とした独特の芸術や文化として昇華し、日本国内だけでなく海外までその発信力が広がっている。

■よさこい祭り

[2]中心市街地の現状分析

（１）人口・世帯

① 人口

市全体の人口の推移を見ると、平成 23 年度から令和 2 年度までに約 4.6%（15,752 人）減少している。

一方、中心市街地（本基本計画の区域をいう。以下同じ。）の人口は平成 26 年度を底にそれまでの減少トレンドを脱し増加に転じている。中心市街地の人口の市全体に占める割合は平成 23 年度時点の約 1.47%と比較して、令和 2 年度は約 1.70%と上回っている。

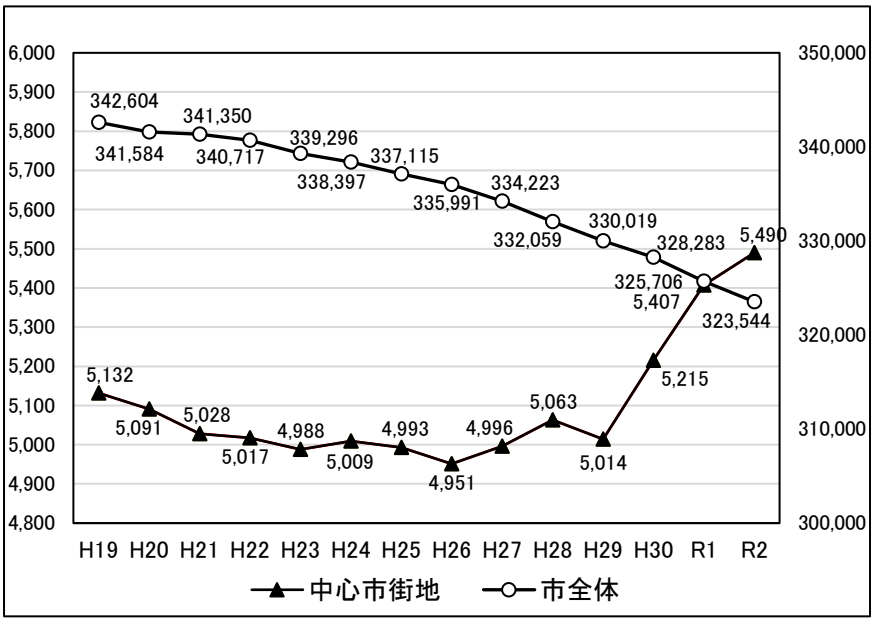

■中心市街地と市全体の人口の推移

※資料：住民基本台帳、各年度 3 月 31 日現在値（外国人住民を含む。）

高知市全体の人口減少要因を見るため、推移の内訳を自然増減と社会増減に分けて見る。

全国的な少子高齢化の流れと同じく、高知市も出生件数が減少傾向、死亡件数が増加傾向となっている。また、社会増減は、第 2 次産業等の雇用環境を大幅に悪化させた平成 20 年のリーマンショックを引き金とする全国的な景気低迷等を背景に、転出件数が大幅に減少し、平成 21 年～平成 23 年はほぼ同数になったものの、平成 23 年以降は再び転出超過傾向にあり、転入転出ともに増加する年もあるが、転入は全体的に減少傾向であり、令和２年度は平成 23 年に比べ、転出は 300 人、転入は 1,000 人以上減少している。

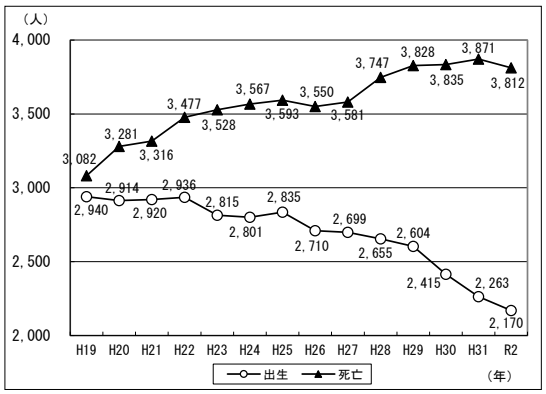

■高知市全体の人口の自然増減の推移

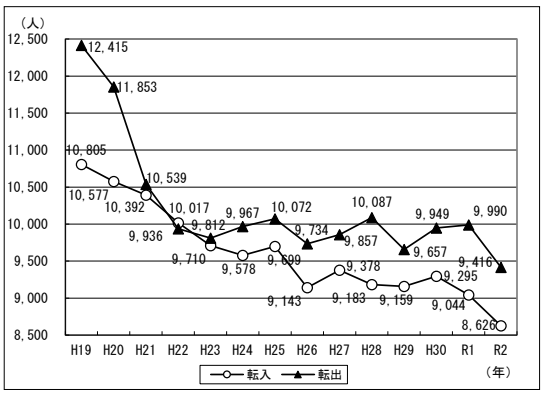

■高知市全体の人口の社会増減の推移

※市全体の出生、死亡、市全体の転入、転出は、各年高知市統計書の数値

※平成 24 年 7 月 9 日の住民基本台帳法改正により、外国人が住民基本台帳の登録対象となったため、平成 24 年 7 月からは人口の数値に外国人が含まれている。

次に、中心市街地の自然増減、社会増減を見ると、自然増減は出生数に対し死亡数が超過しており自然減となっているが、傾向としてはともに横ばいである。一方、社会増減は市全体と同様の傾向を示しているが、平成 21 年、平成 26 年、平成 29 年に転出超過となっているが、平成 28 年以降の傾向としては、著しく増加傾向となっている。

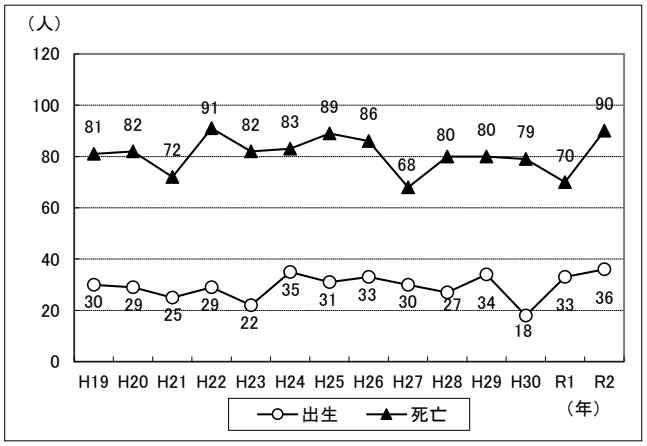

■中心市街地の人口の自然増減の推移

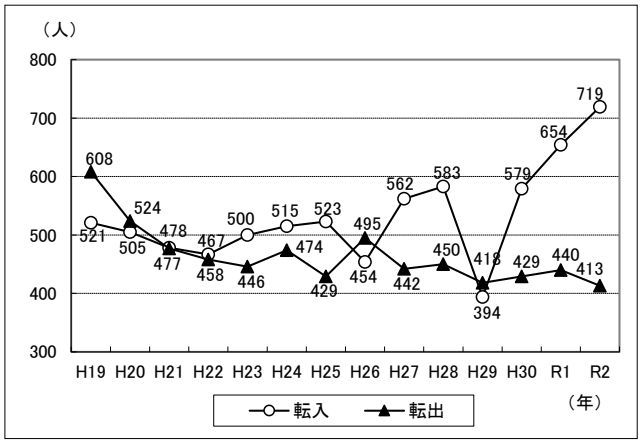

■中心市街地の人口の社会増減の推移

※出生、死亡、中心市街地への転入、中心市街地からの転出は、各年１月～12 月の住民基本台帳届出件数
※平成 24 年７月９日の住民基本台帳法改正により、外国人が住民基本台帳の登録対象となったため、平成 24 年７月からは人口の数値に外国人が含まれている。

中心市街地は高知市全体と比べ高齢化[※1]が進んでいるため、一貫して出生より死亡が多く、自然減となっているが、その規模は毎年 40 人から 60 人程度の小規模な減少に留まっている。

一方、社会増減は、中心市街地への転入者が平成 23 年から増加に転じ、平成 26 年、平成 29 年は転出者が転入者を上回ったものの、それ以外の年は転入が転出を上回り、増加の幅が大きくなっている。

この要因としては、平成 30 年には「ロイヤルガーデンはりまや町」、「クレアホームズ升形　ザ・レジデンス」、「クレアホームズ高知駅前　ザ・レジデンス」が完成するなど、これまでの中心市街地活性化施策による居住環境の向上、高齢者等を中心とした街なか居住ニーズの高まりを背景にしていると考えられる。

※1　P8③高齢化率参照

②世帯数

平成 23 年度から令和 2 年度までの世帯数の推移を見ると、高知市全体では約 1.9%（3,128 世帯）増加しているのに対し、中心市街地では、約 13.3%（401 世帯）増加しており、とくに平成 29 年度以降の増加幅が大きい。

1 世帯当たりの人員を算出すると、令和 2 年度末時点で市全体では 1.97 人／世帯、中心市街地では 1.61 人／世帯となっており、市全体と比べ中心市街地では、単身者や少人数世帯が多いと推察される。

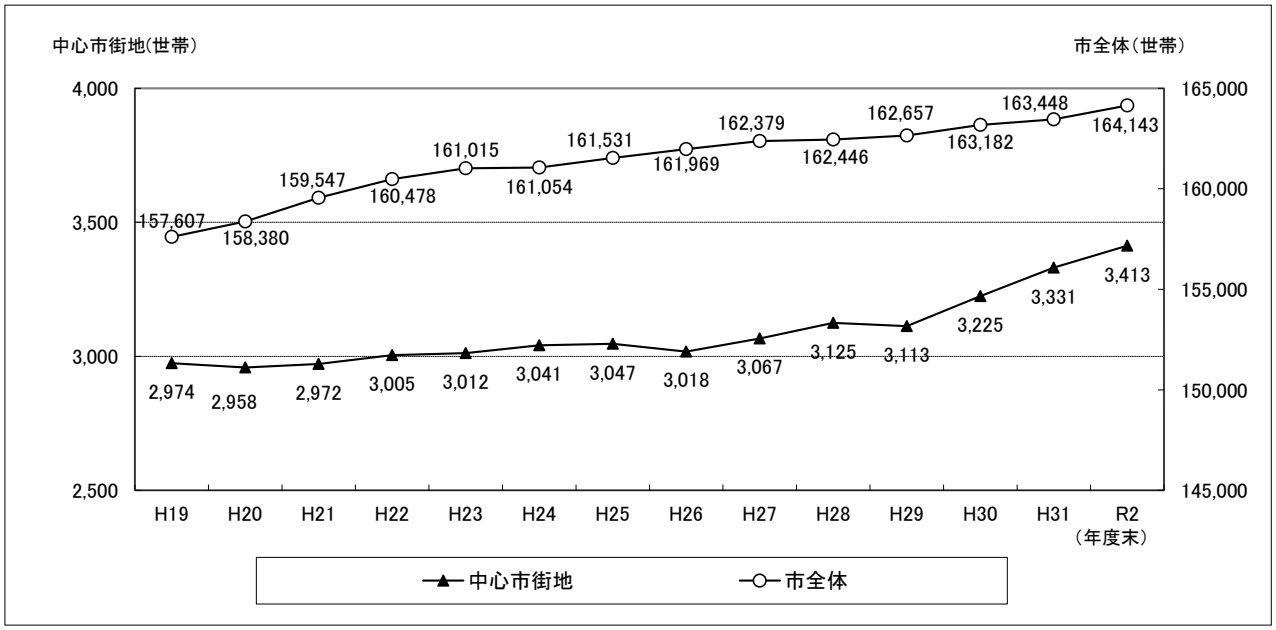

■中心市街地と市全体の世帯数の推移

※資料：住民基本台帳（各年度末 3 月 31 日現在値）

■１世帯当たりの人員の推移　（人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	R30	R1	R2
市全体	2.11	2.10	2.09	2.07	2.06	2.04	2.03	2.01	1.99	1.97
中心市街地	1.66	1.65	1.64	1.64	1.63	1.62	1.61	1.62	1.62	1.61

③高齢化率

本市の人口を年齢 3 区分で見ると、着実に高齢化が進んできており、65 歳以上の割合は令和 3 年現在 30.0%と、全国と比べ数値も若干高くなっている。一方、中心市街地は市全体と比べて高齢化率は高いが、平成 30 年以降はそれまでの増加傾向に歯止めがかかっている。また、15 歳未満の割合は平成 23 年と比べて増加している。

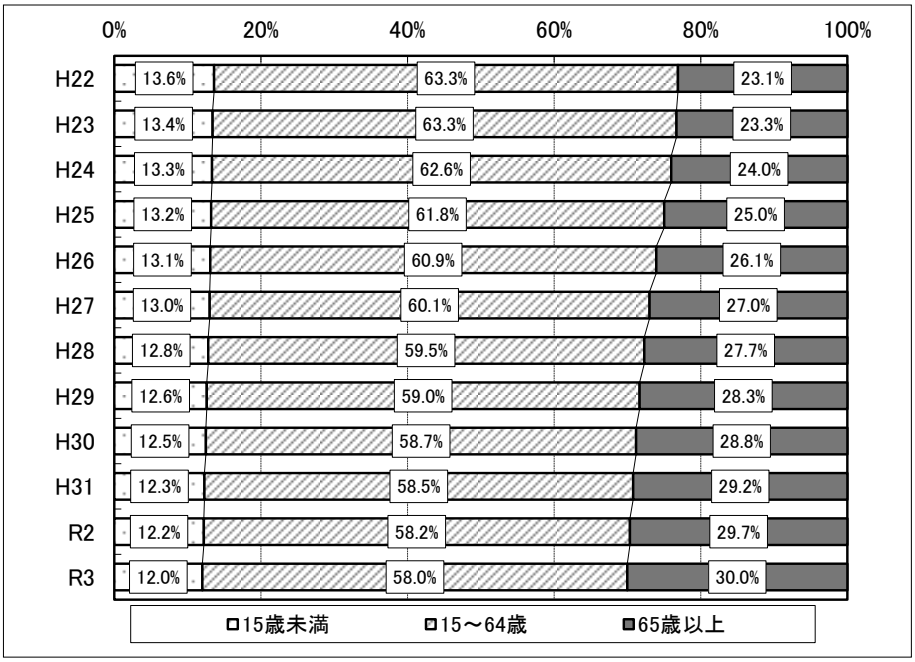

■高知市の年齢 3 区分別人口の変遷

※資料：住民基本台帳

※端数処理等の関係で表記数値合計は 100%にならない。

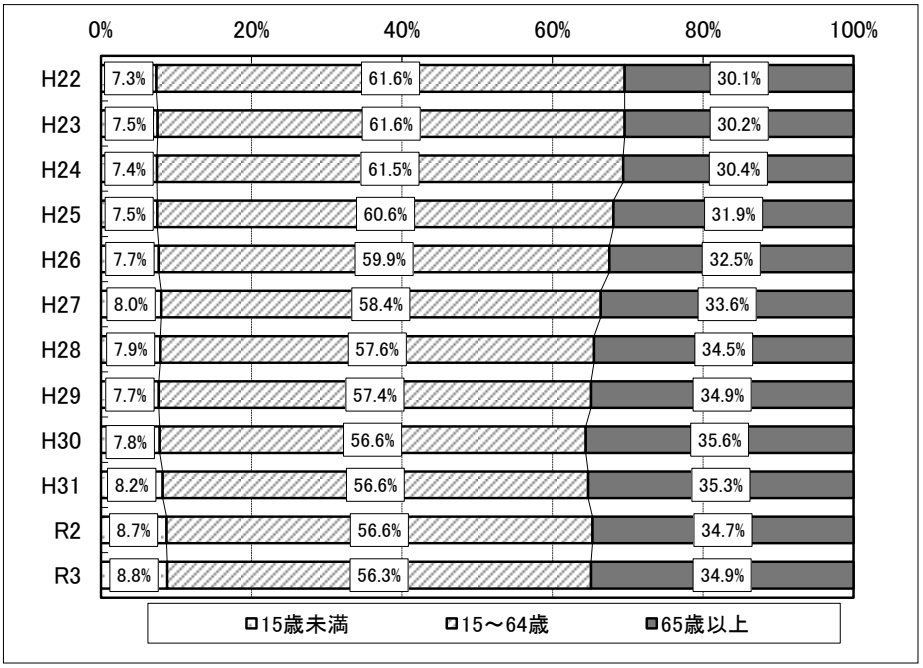

■中心市街地の年齢 3 区分別人口の変遷

※資料：住民基本台帳

※端数処理等の関係で表記数値合計は 100%にならない。

■年齢 3 区分別人口割合（令和 3 年）

	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
中心市街地	8.8%	56.3%	34.9%
市全体	12.0%	58.0%	30.0%
全国	11.8%	59.4%	28.9%

※資料：全国、市全体は国勢調査、中心市街地（本活性化基本計画の区域）は住民基本台帳

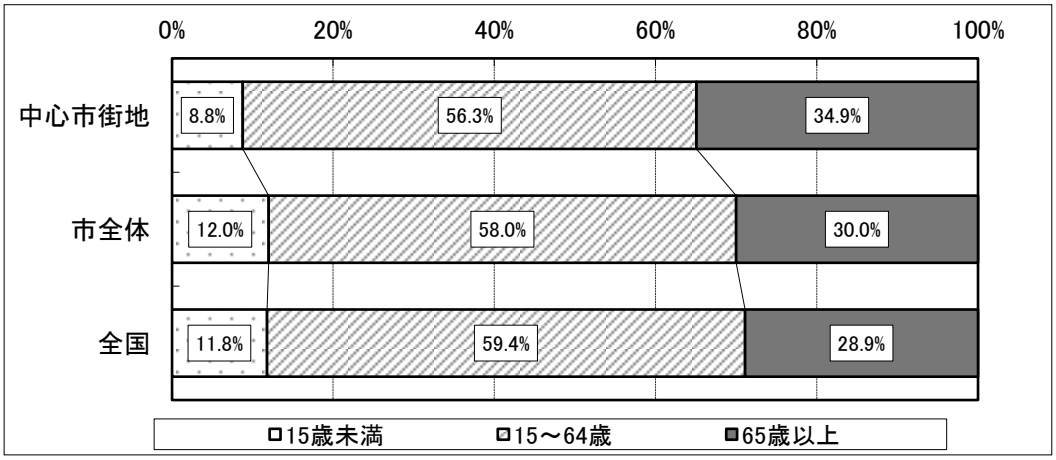

■年齢3区分別人口割合（令和3年）

（２）経済活力状況

①中心市街地小売商業の状況

中心市街地には 14 の商店街があり、県下で唯一の百貨店である高知大丸も立地している。

また、他市に例を見ない「ひろめ市場」は、観光客にとって土佐のおきゃく文化を体験できるスポットとして賑わっており、年間約 300 万人が利用している。平成 17 年のダイエー撤退後 10 年近く活用のなかった旧ダイエーショッパーズプラザ跡地には新たな複合施設として平成 27 年に「帯屋町 CENTRO（チェントロ）」がオープンした。商業施設「リブロード」は平成 26 年に閉館し、跡地にはホテル「ドーミーイン高知」が平成 29 年にオープンしている。

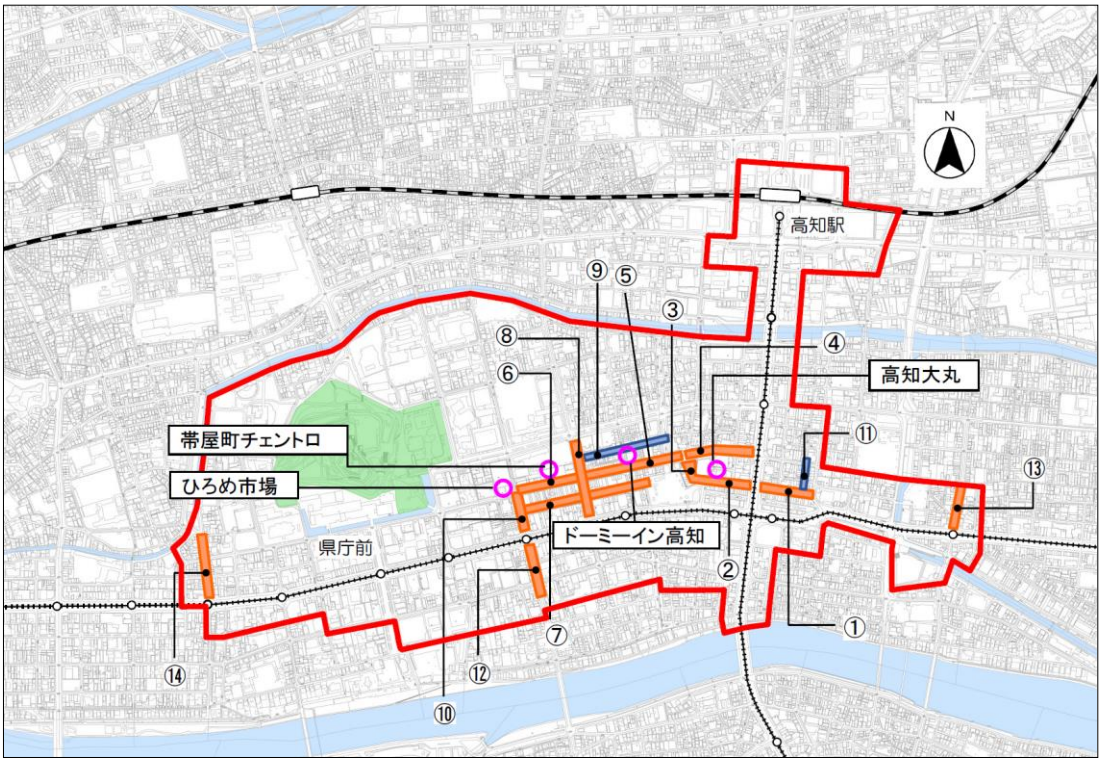

■中心市街地の商店街分布

■商店街一覧

番号	商店街	組合の有無
①	はりまや橋商店街	○
②	京町商店街	○
③	新京橋商店街	○
④	壱番街商店街	○
⑤	帯屋町一丁目商店街	○
⑥	帯屋町二丁目商店街	○
⑦	おびさんロード商店街	○

番号	商店街	組合の有無
⑧	中の橋商店街	○
⑨	柳町商店街	
⑩	大橋通り商店街	○
⑪	魚の棚商店街	○
⑫	天神橋通商店街	○
⑬	菜園場商店街	○
⑭	升形商店街	○

②産業分類別事業所数及び従業者数の推移

高知市の産業分類別事業所数は平成 24 年、平成 28 年ともに多い順から「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」となっており、従業者数は「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」の順であり、こちらも平成 24 年と平成 28 年に変化は見られない。

※直近の経済センサス活動調査は令和３年実施であり、確報は未発表のため、平成 24 年と平成 28 年の比較とする。

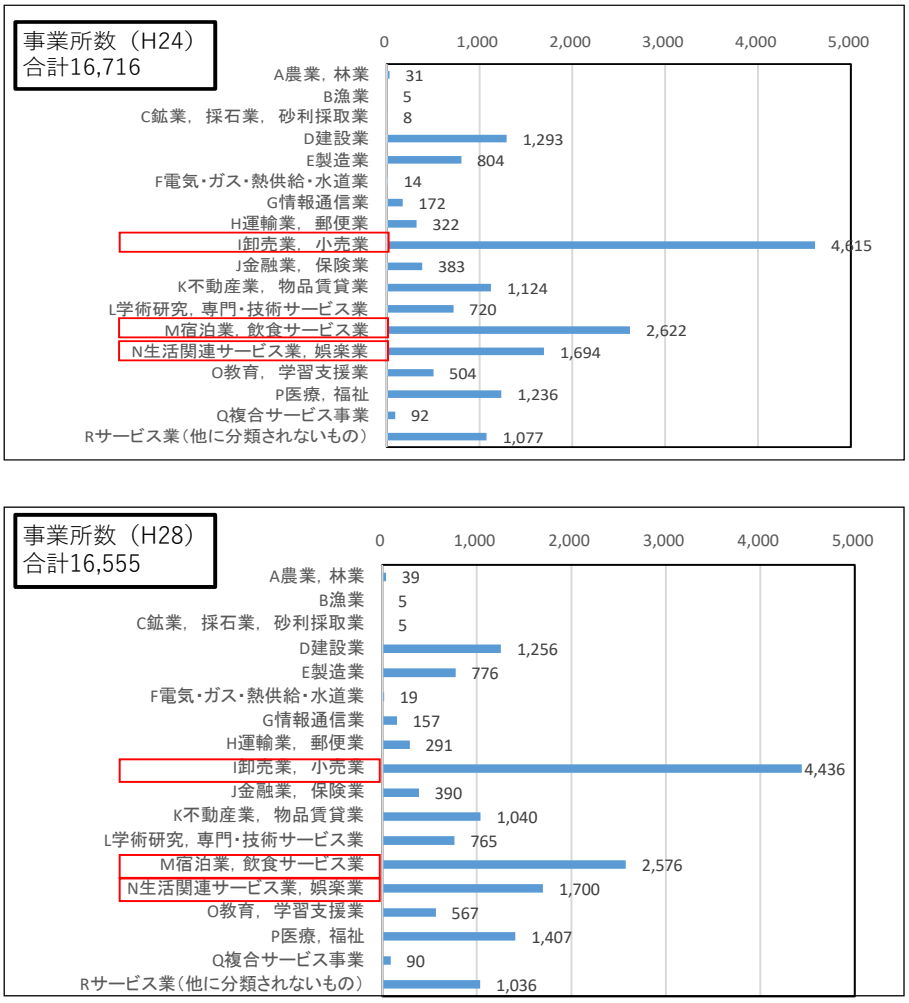

■高知市の産業分類別事業所数の推移（平成 24 年，平成 28 年）

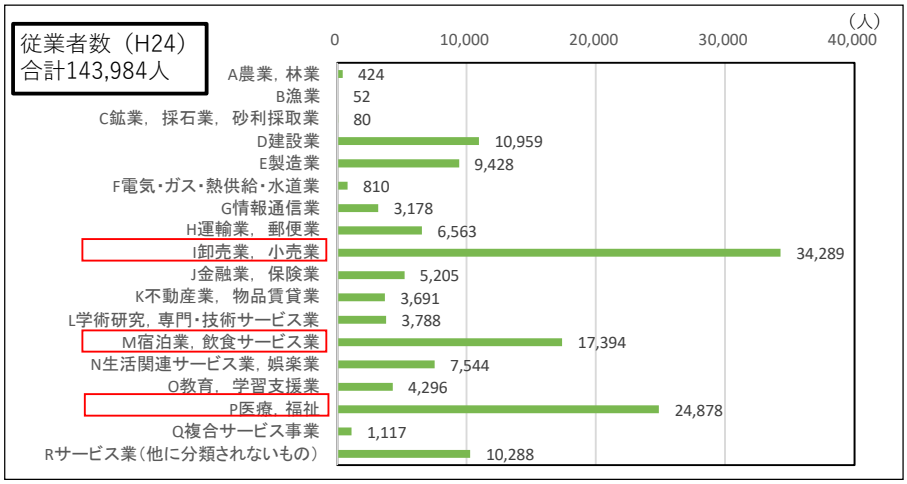

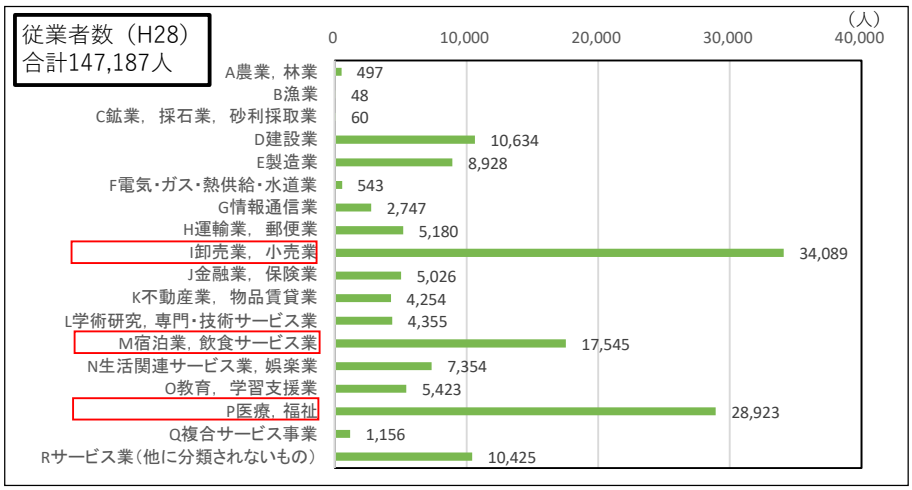

■高知市の産業分類別従業者数の推移（平成 24 年，平成 28 年）

※データ：経済センサス活動調査

③商店街の空き店舗の状況

商店街の空き店舗率の推移を見ると、市全体及び中心市街地の商店街どちらも、平成 27 年から令和元年にかけて改善傾向であったが、令和２年に悪化に転じている。

※中心市街地の範囲は P10 の商店街分布図を参照

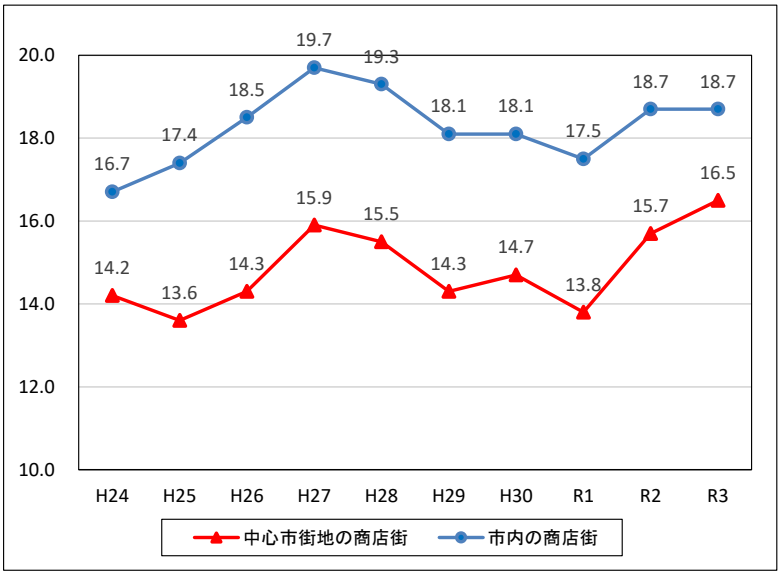

■中心市街地商店街の空き店舗率の推移（１階路面店のみ）

※データ：「商店街空き店舗調査」（高知市、高知商工会議所実施）

商店街の営業店舗数の推移を見ると、市内の商店街は平成 24 年、中心市街地商店街は平成 25 年をピークに以降は減少が続いた後、菜園場商店街の区域拡大により平成 30 年に増加するものの、再び減少傾向となっている。

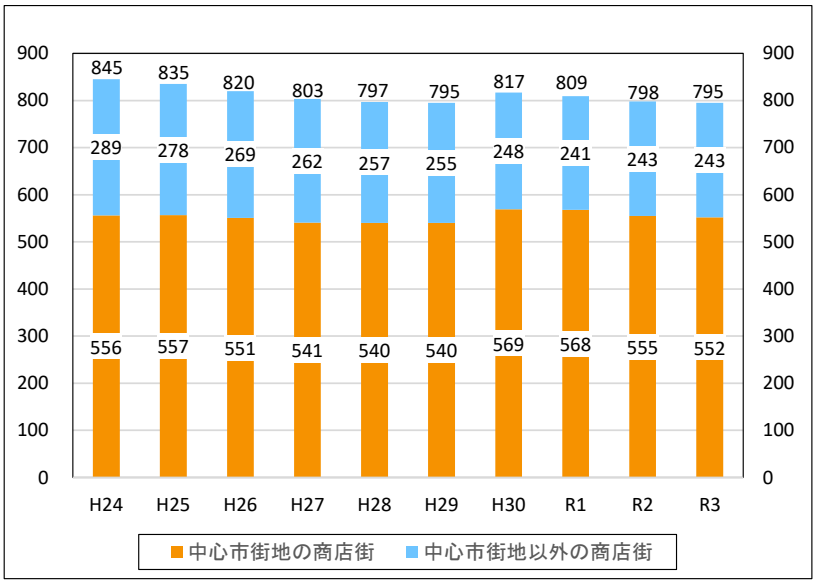

■中心市街地および中心市街地以外の商店街の営業店舗数の推移（１階路面店のみ）

※データ：「商店街空き店舗調査」（高知市、高知商工会議所実施）

（参考資料）商店街別の空き店舗率の推移

帯屋町一丁目、柳町及び壱番街がほぼ横ばいとなっているが、その他の商店街は増減の傾向がまばらであり、商店街のエリア別（西・東・周辺）でも顕著な傾向は見られない。

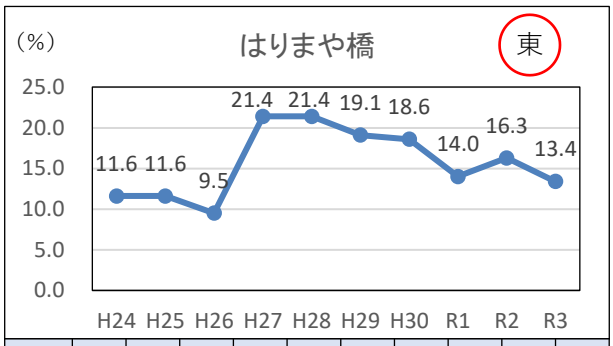

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	5	5	4	9	9	8	8	6	7	6

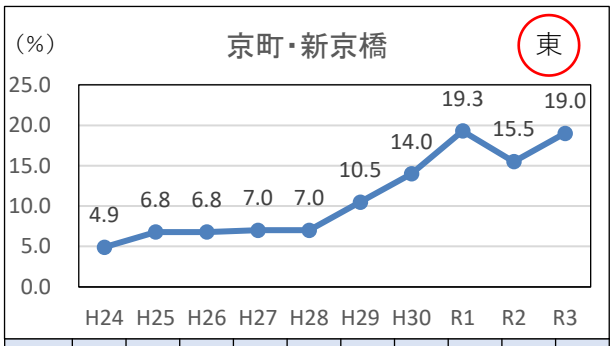

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	3	4	4	4	4	6	8	11	9	11

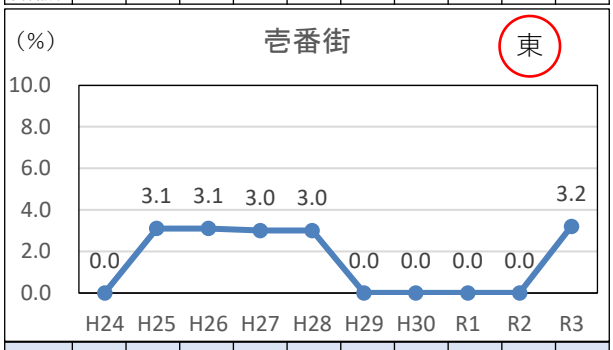

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1

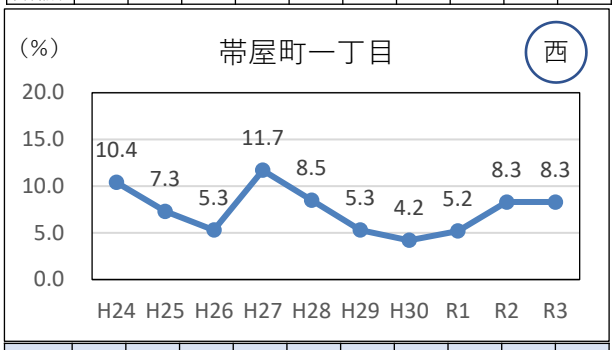

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	10	7	5	11	8	5	4	5	8	8

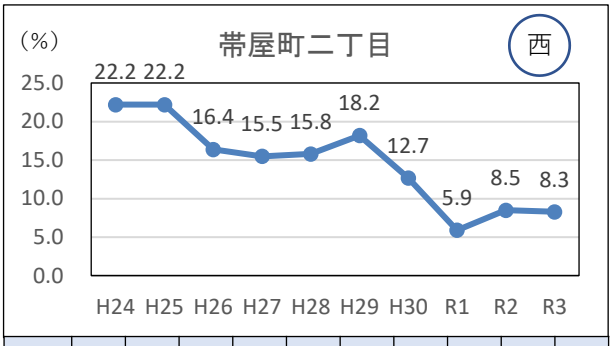

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	12	12	9	9	9	10	7	3	4	4

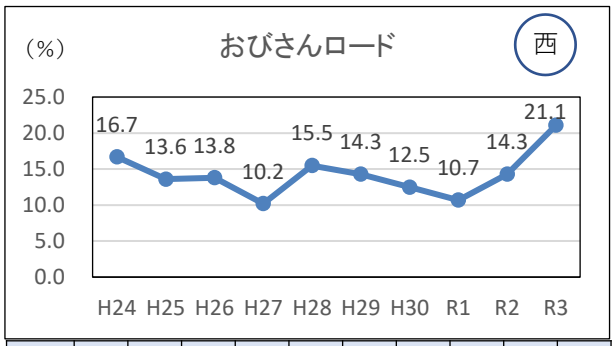

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	10	8	8	6	9	8	7	6	8	12

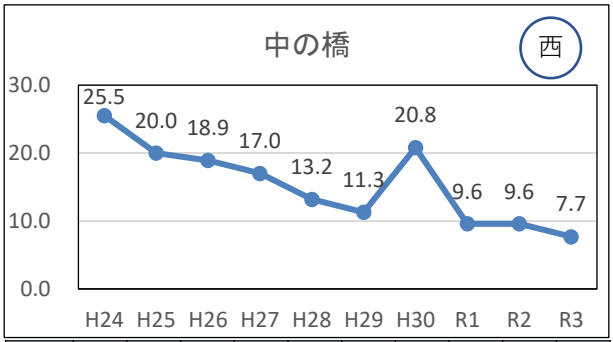

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	13	10	10	9	7	6	11	5	5	4

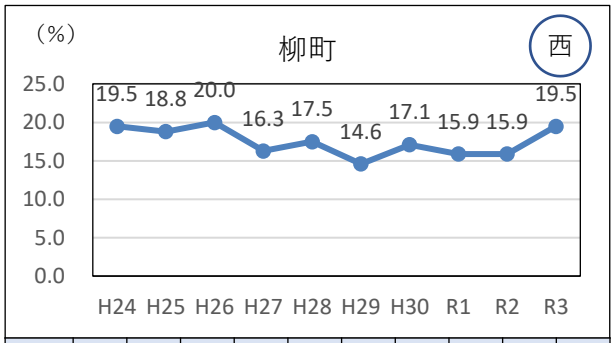

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	15	15	16	13	14	12	14	13	13	16

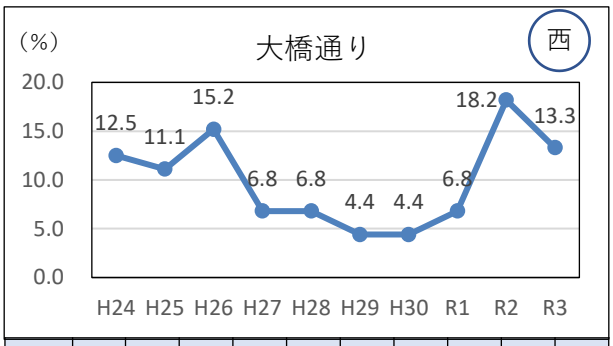

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	6	5	7	3	3	2	2	3	8	6

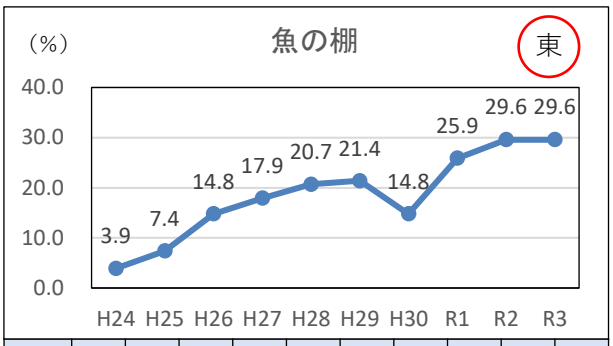

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	1	2	4	5	6	6	4	7	8	8

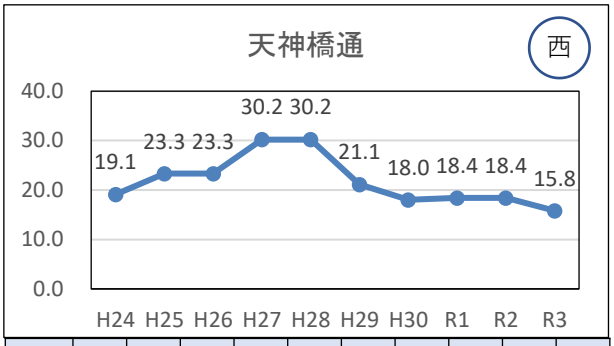

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	8	10	10	13	13	8	7	7	7	6

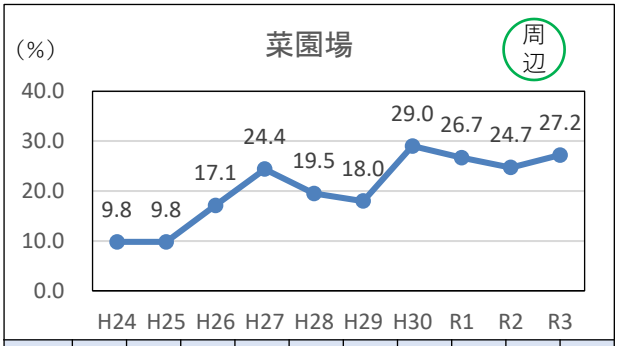

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	4	4	7	10	8	7	22	20	19	21

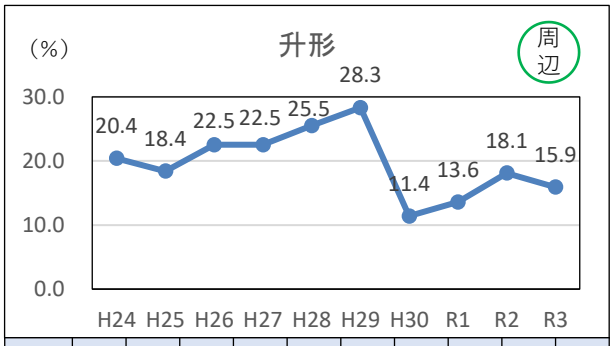

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
空き店舗数	10	9	11	11	12	13	5	6	8	7

■商店街別の空き店舗率の推移（H24-R3）

④大規模小売店舗の状況

中心市街地では、平成 26 年 8 月にリブロードが閉店し、大規模小売店舗は高知大丸など 3 店舗のみとなっている（令和 4 年 3 月現在）。一方、郊外では駐車場が整備されたロードサイド型店舗の立地が続いている。市内の店舗面積 3,000 ㎡以上の小売店に占める中心市街地の店舗面積は 13.7%となっている。

■大規模小売店舗一覧（店舗面積 3,000 ㎡以上）

	大規模小売店舗の名称	開店日	建物の概要		中心市街地
			実態	店舗面積（㎡）	
1	高知大丸　本館・東館	S30.11	百貨店	14,509	○
2	ケーズデンキ　高知駅前店	H21.12	専門店	4,250	○
3	ホームセンターコーナン　高知駅前店	H23.12	ホームセンター	4,411	○
4	家具の島田屋　高知店	S50.3	専門店	7,267	
5	イオン高知　旭町店	S53.8	スーパー	13,217	
6	マナベインテリアハーツ　高知店	H4.5	専門店	4,654	
7	フジグラン高知ショッピングセンター	H6.7	スーパー	14,360	
8	ホームセンターブリコ　南店	H9.3	ホームセンター	3,700	
9	ホームセンターハマート　薊野店	H9.6	ホームセンター	4,247	
10	高知パワーセンター	H11.4	複合型専門店	10,015	
11	ヤマダ電機テックランド　高知店	H12.2	専門店	3,600	
12	ベスト電器　高知本店	H12.11	専門店	3,800	
13	フジグラン葛島ショッピングセンター	H12.11	スーパー	10,868	
14	マルナカ　一宮店	H12.12	スーパー	3,716	
15	イオンモール高知	H12.12	複合型ショッピングセンター	48,170	
16	ヤマダ電機　２号店	H20.5	専門店	6,988	
17	ニトリ　高知店	H20.12	専門店	5,317	
18	ダイキ　高知北御座店	H26.4.	ホームセンター	5,570	
19	ニトリ土佐道路店	H28.7	専門店	5,132	
20	mac 東雲店	H28.11	専門店	3,591	
21	サニーマート山手店	H30.5	スーパー	3,081	
22	高知蔦屋書店	H31.2	専門店	4,135	
23	とさのさと	R1.5	専門店	4,018	
24	マルナカ高知インター店	R1.8	スーパー	3,349	
合計				191,965	

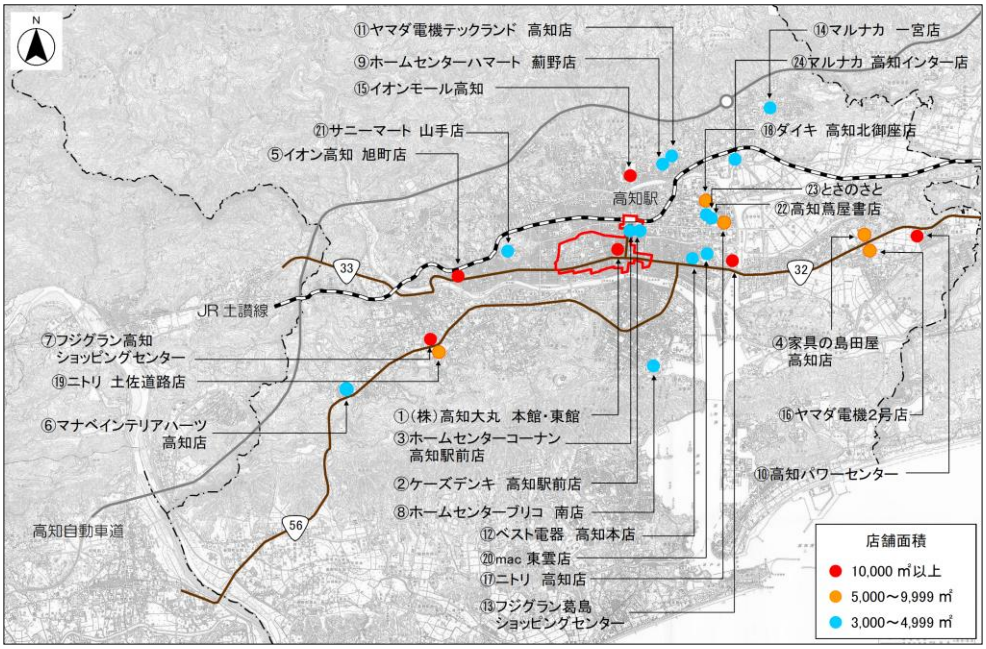

■大規模小売店舗の立地状況

（３）観光

①観光資源

本市は、土佐藩の城下町として発展した都市であるとともに、明治維新や自由民権運動に大きな役割を果たした人材を多く輩出しているため、「高知城」や「坂本龍馬や板垣退助のゆかりの地」など中心市街地に観光資源が豊富に点在している。また、開設以来 300 年を超える「街路市」や、今や全国に広がっている「よさこい祭り」など、文化的な資源も貴重な観光資源となっている。平成 29 年 3 月には高知城歴史博物館が開館し、平成 29 年及び平成 30 年はそれぞれ大政奉還・明治維新 150 年にあたり、さまざまな取組を行った。

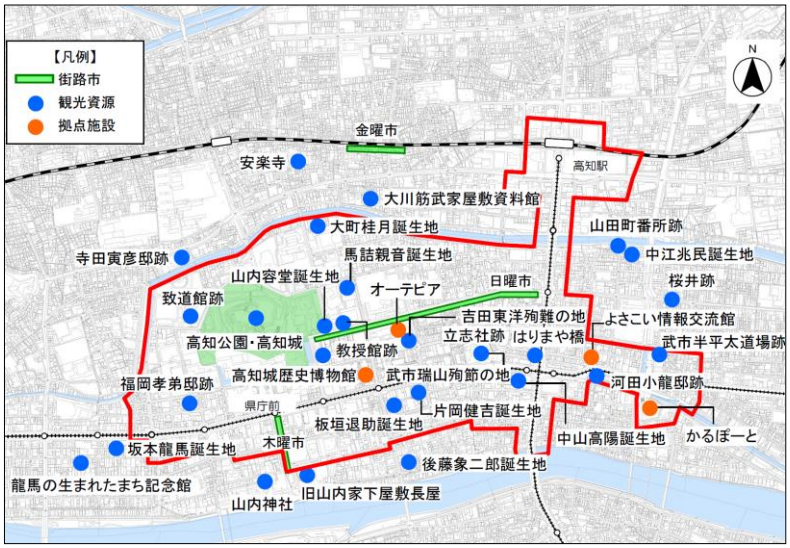

■中心市街地の観光資源の分布状況

②高知市の観光客入込数

官民一体となって高知の食・歴史などをテーマとした取組が、県外観光客入込数の増加につながっており、近年は年間 300 万人を超えていたが、令和 2 年は新型コロナウイルスの影響により 200 万人に減少し、各観光施設の入込数も大幅に減少した。

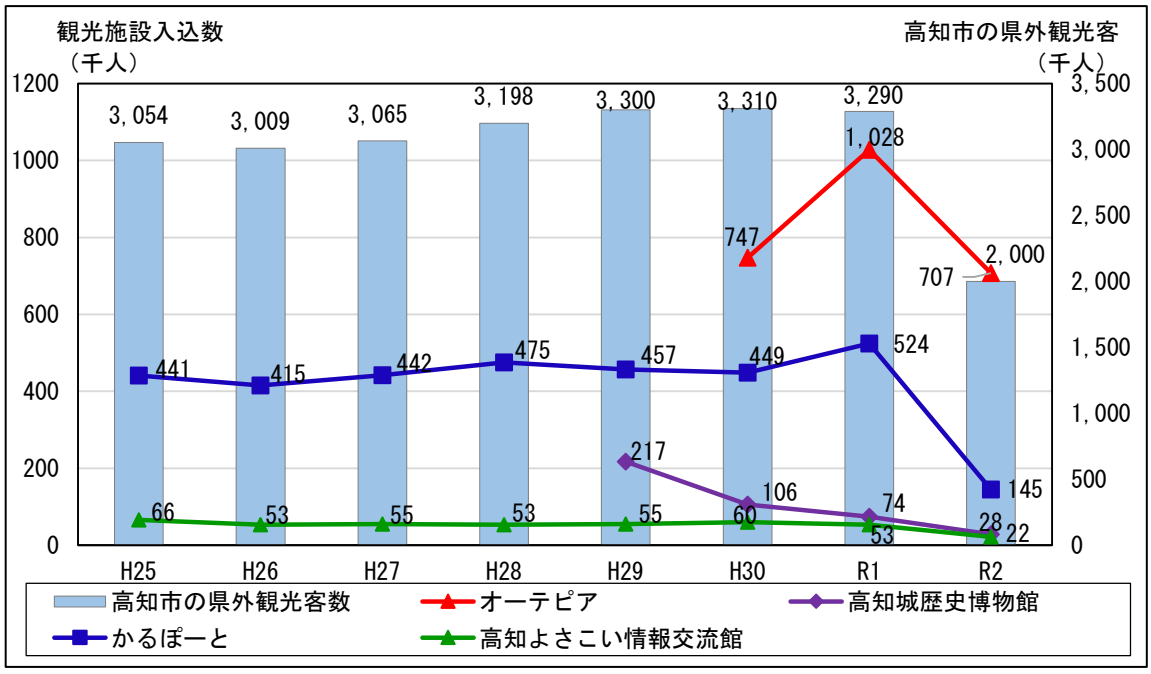

■高知市の県外観光客数と観光施設入込数

※資料：県外観光客入込・動態報告書〔高知県〕※よさこい情報交流館は平成25年4月開設

令和２年はコロナの影響を受けているため特異値とし、令和元年と平成 27 年を比較する。乗用車については、令和元年/平成 27 年比は 3.6%増加（前回平成 27 年/平成 23 年比：12.6%増加）、観光バスについては令和元年/平成 27 年比は 15.0%増加（平成 27 年/平成 23 年比：14.9%減少）といずれも比率は増加傾向にある。

令和２年はすべての交通手段について対前年比 41%～65%の落ち込みとなった。

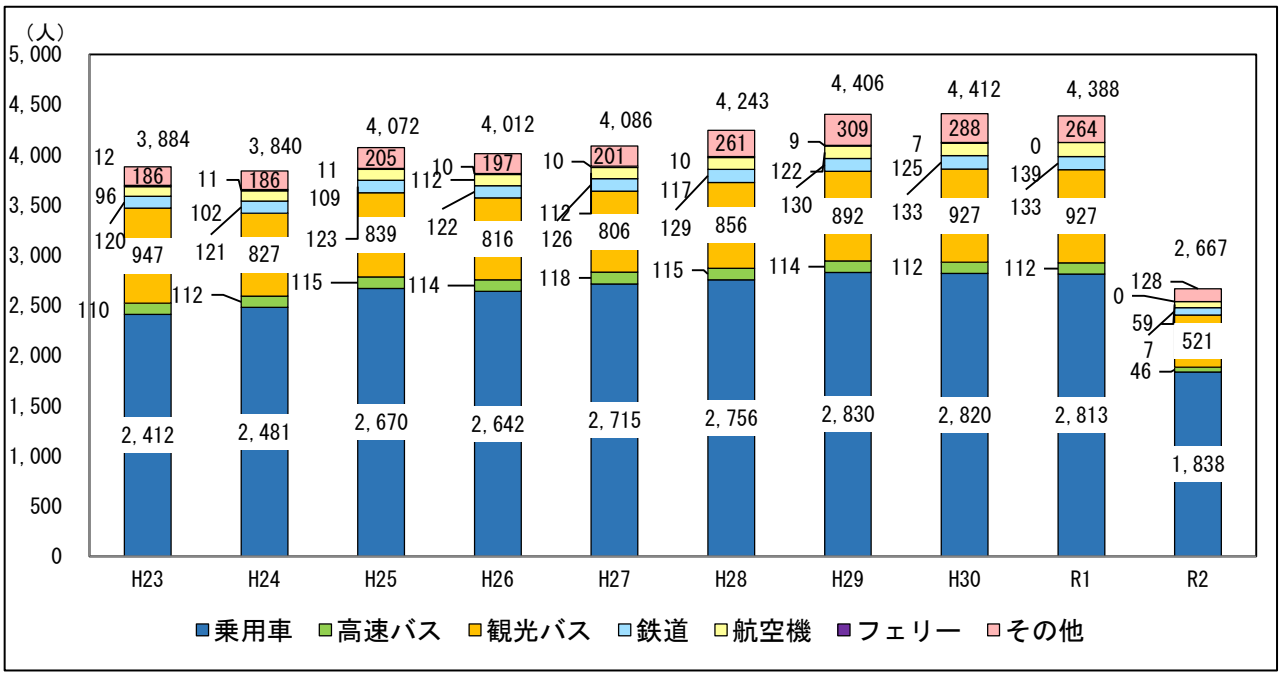

■交通機関別観光客占有率の推移（高知県内）

※資料：県外観光客入込・動態報告書〔高知県〕

③クルーズ客船の寄港回数

寄港回数について、邦船についてはほぼ横ばいであるが、外国船については平成 29 度に 30 回を超えた以降は減少し、令和２年度は新型コロナウイルスの影響により外国船の寄港はなく、邦船２隻のみの寄港となった。

乗船客数は、寄港回数の推移と同様に平成 29 年度に９万人を超えたが、以降は減少が続き、令和２年度は対前年比 0.8%の落ち込みとなった。

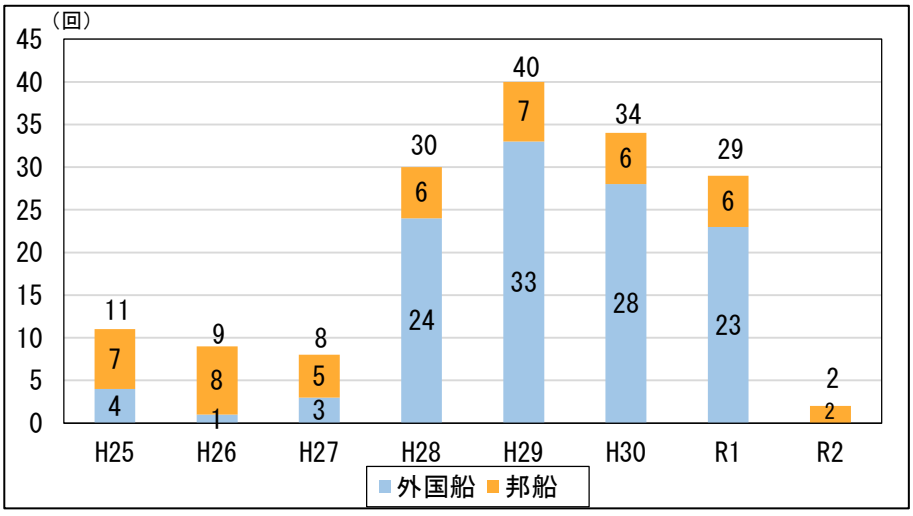

■クルーズ客船の寄港回数の推移

※データ：高知県港湾振興課

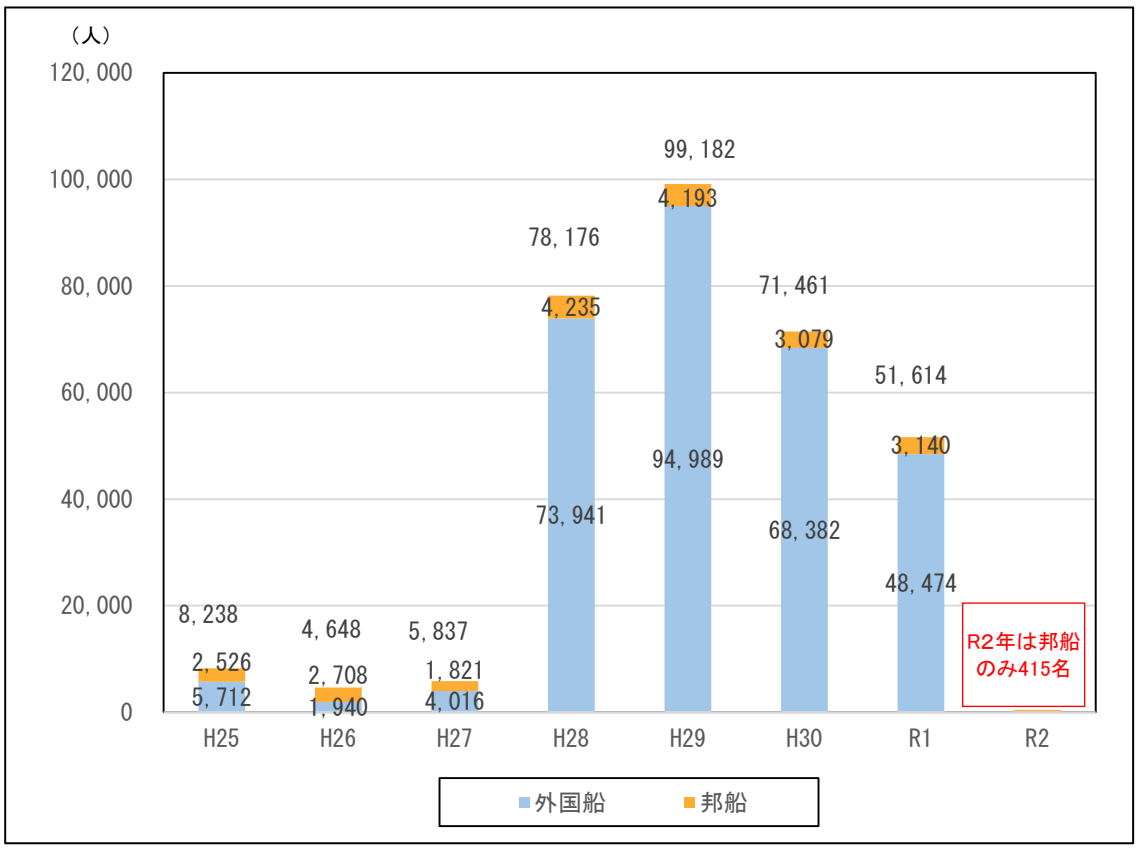

■クルーズ船の乗船客数の推移

※データ：高知県港湾振興課

④高知市の外国人観光客

平成 24 年以降増加しており、令和元年までの直近 5 年間は対前年比で平均 24%増と着実に増加していたが、新型コロナウイルスの影響により令和 2 年は対前年比 20%の減少となった。

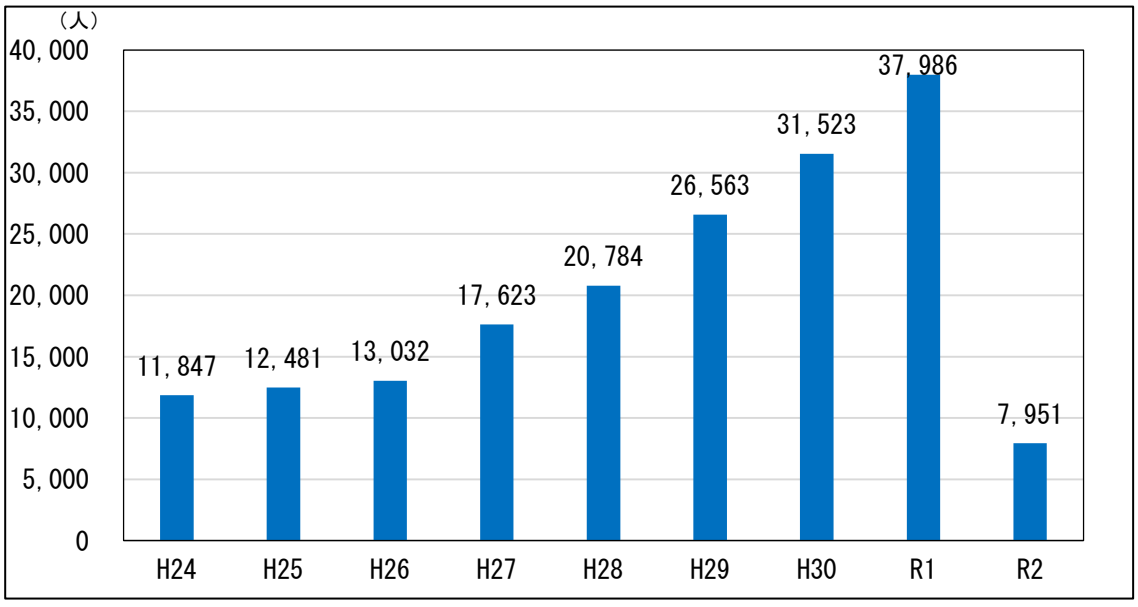

■外国人延べ宿泊者数の推移（従業員数 10 人以上の施設）

※資料：観光庁「宿泊統計調査」＜市区町村別統計＞参考第 8 表「施設所在地、従業員数別、外国人延べ宿泊者数」

⑤中心市街地での主要イベント入込客数

中心市街地での主要イベントの入込客数について、令和元年までは 140 万人前後を推移していたが、令和２年は新型コロナウイルスの影響により全て中止となった。

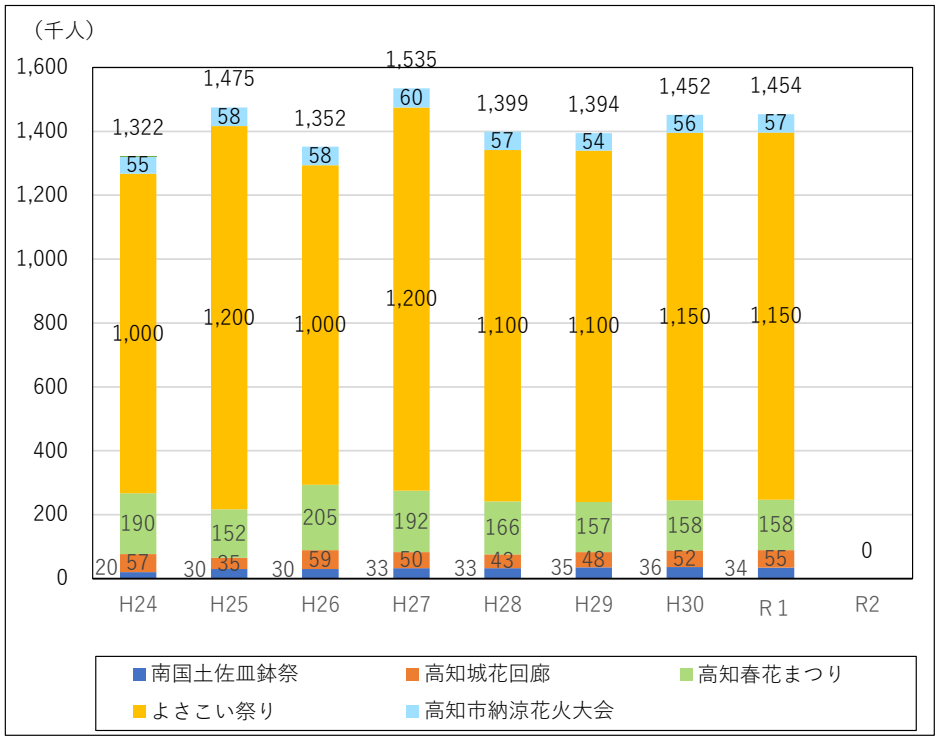

■中心市街地でのイベント入込客数推移

※データ：県外観光客入込・動態調査（高知県）

（４）都市機能関係

①主要公共施設等の立地状況

中心市街地には、市役所や県庁をはじめとする主要な公共施設や医療・福祉施設の多くが集積している。高知県立大学永国寺キャンパスでは、老朽化した学舎を新築・改修して再整備を行い、平成 27 年に文化学部が拡充された。あわせて、同キャンパス内に高知工科大学経済・マネジメント学群が、平成 27 年には高知県産官学連携センター（ココプラ）が設置されるなど、「知の拠点」として拡充・整備がすすめられている。 また、平成 29 年には高知県立高知城歴史博物館、平成 30 年にはオーテピアが開館し、追手筋から商店街への来街者の回遊性が高まっている。令和 2 年には高知市役所本庁舎が再整備、高知県立公文書館が新たに整備されている。

■中心市街地における公共施設等の整備状況

施設名称	整備時期
高知県立大学永国寺キャンパス	H27年4月 文化学部の拡充、高知工科大学経済・マネジメント学群の設置
高知県産学官民連携センター（ココプラ）	H27 年 4 月　開設
高知県立高知城歴史博物館	H29 年 3 月　開館
オーテピア（図書館・声と点字の図書館・科学館）	H30 年 7 月　開館
高知市役所本庁舎	R2 年 1 月　供用開始
高知県立公文書館	R2 年 4 月　開館

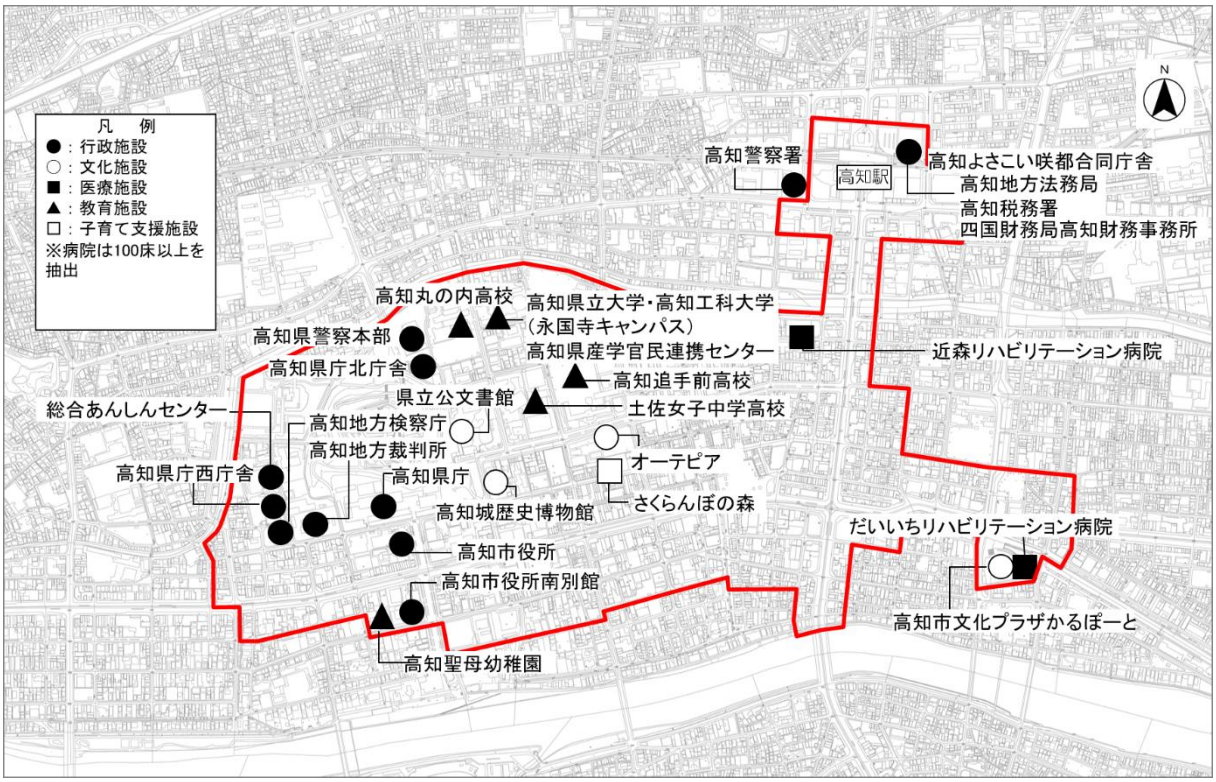

■主要公共施設等の位置

※令和 4 年 3 月現在

■主要公共施設等一覧

	中心市街地内	中心市街地周辺	
行政施設	高知地方法務局 高知税務署 四国財務局高知財務事務所 高知地方検察庁 高知地方裁判所 高知県庁 高知市役所 高知県警察本部 消防局（総合あんしんセンター内） 保健所（総合あんしんセンター内）	中央消防署 高知中央郵便局 高知警察署	
文化施設	オーテピア 高知県立公文書館 高知県立高知城歴史博物館 中央公民館 高知市文化プラザかるぽーと 横山隆一記念まんが館 県民文化ホール	江ノ口市民図書館 江ノ口文化センター 龍馬の生まれたまち記念館	
医療施設	だいいちリハビリテーション病院 近森リハビリテーション病院	近森病院第二分院 高知記念病院 土佐病院 愛宕病院 高知病院 国吉病院 上町病院 近森病院	近森病院外来センター 近森オルソリハビリテーション病院 田辺病院 岡村病院 細木病院 細木ユニティ病院 田中整形外科病院
福祉施設		保健福祉センター 江ノ口保育園 江ノ口東保育園 つくし保育園 南街保育園 こうちまち保育園 たかしろ乳児保育園 高知聖園マリア園 丸の内保育園	江陽保育園 さえんば保育園 小高坂保育園 小高坂双葉園 上街保育園 石立保育園 潮江双葉園 筆山保育園
教育施設	高知県立大学（永国寺キャンパス） 高知工科大学（永国寺キャンパス） 高知追手前高等学校 高知丸の内高等学校 土佐女子中学校・高等学校 高知県産学官民連携センター（ココプラ）	少年補導センター 高知県教育センター分館 江ノ口養護学校 盲学校 高知小津高等学校 高知北高等学校 太平洋学園高等学校 土佐中学校・高等学校 愛宕中学校 城西中学校 城東中学校 潮江中学校	高知大学附属中学校 高知大学附属小学校 小高坂小学校 第四小学校 江ノ口小学校 江陽小学校 はりまや橋小学校 第六小学校 あたご幼稚園 高知聖園幼稚園 高知大学附属幼稚園 桜井幼稚園

※令和４年３月現在

（５）交通

①公共交通機関（鉄道、路面電車、バス）

中心市街地の公共交通については、中心市街地北側に JR 高知駅が位置するとともに、はりまや橋を中心とした十字方向に路面電車と路線バスの経路が集中しており、JR 高知駅及びはりまや橋を中心に公共交通ネットワークが広がっている。

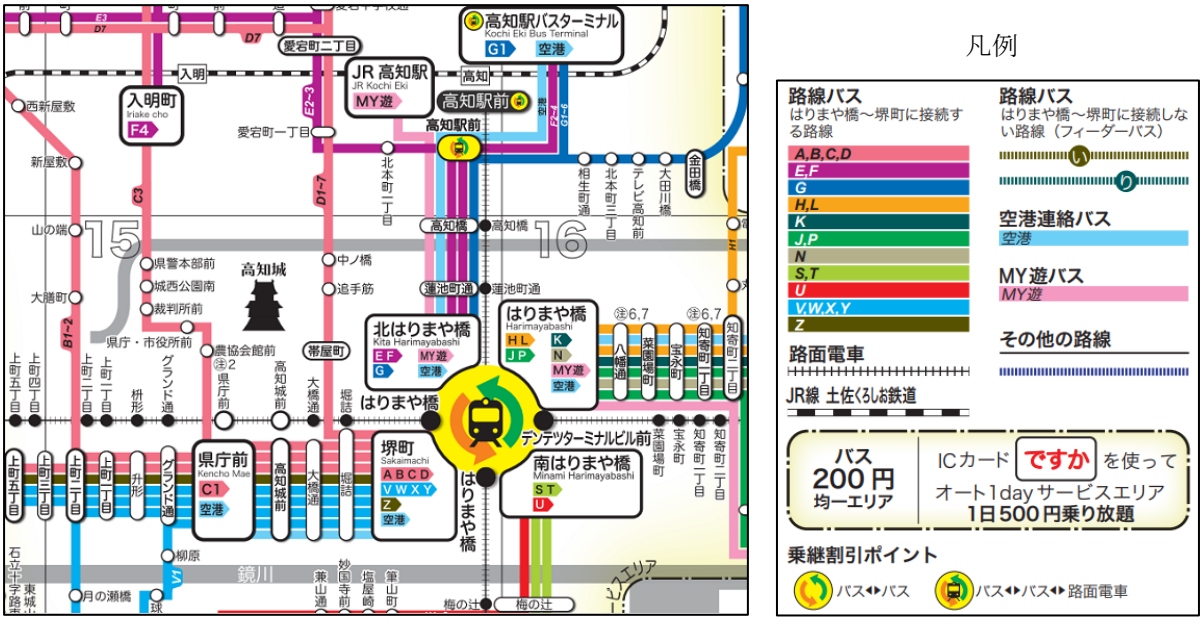

※資料：とさでん交通株式会社 HP

＜鉄道の利用状況＞

JR 高知駅の乗降客数は 180 万人～190 万人あたりで増減を繰り返しながらほぼ横ばいが続いていたが、令和 2 年はコロナの影響により対前年比 76%の減少となった。

また、コロナ前の令和元年までを見ると、高知駅の乗降客数のうち、定期外利用が増加傾向である一方、定期利用は減少傾向となっており、観光等、通勤・通学以外で高知駅を利用する人が増加していたと推察される。

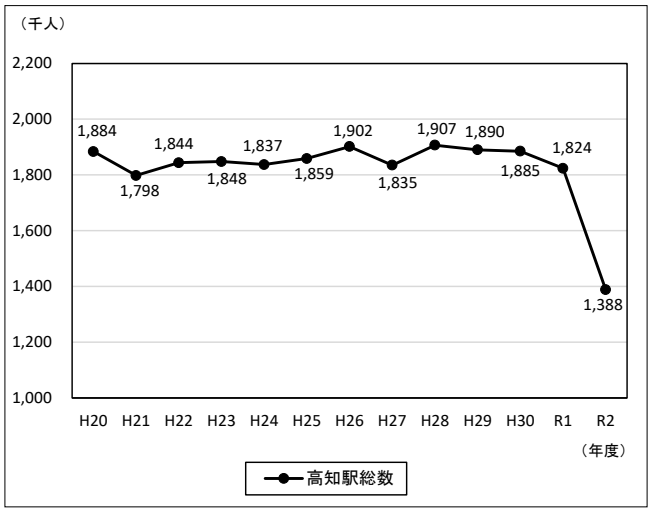

■JR 高知駅の乗降客数の推移

※資料：高知市統計書、くらし・交通安全課

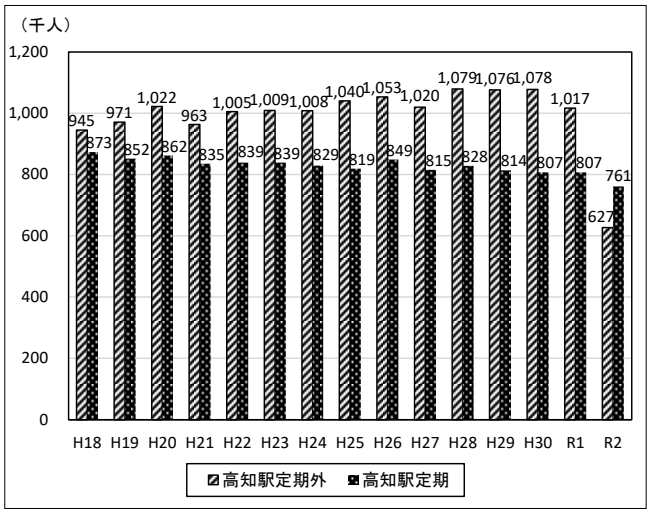

■高知駅乗降客数における定期利用・定期外利用の状況

※資料：高知市統計書、くらし・交通安全課

＜路面電車・路線バスの利用状況＞

路面電車については、平成 26 年度以降増加に転じ、平成 30 年度は過去 10 年最大の 6,224 千人となったが、令和元年度・令和 2 年度に減少に転じた。

路線バスについては、輸送人員が減少傾向になっている。

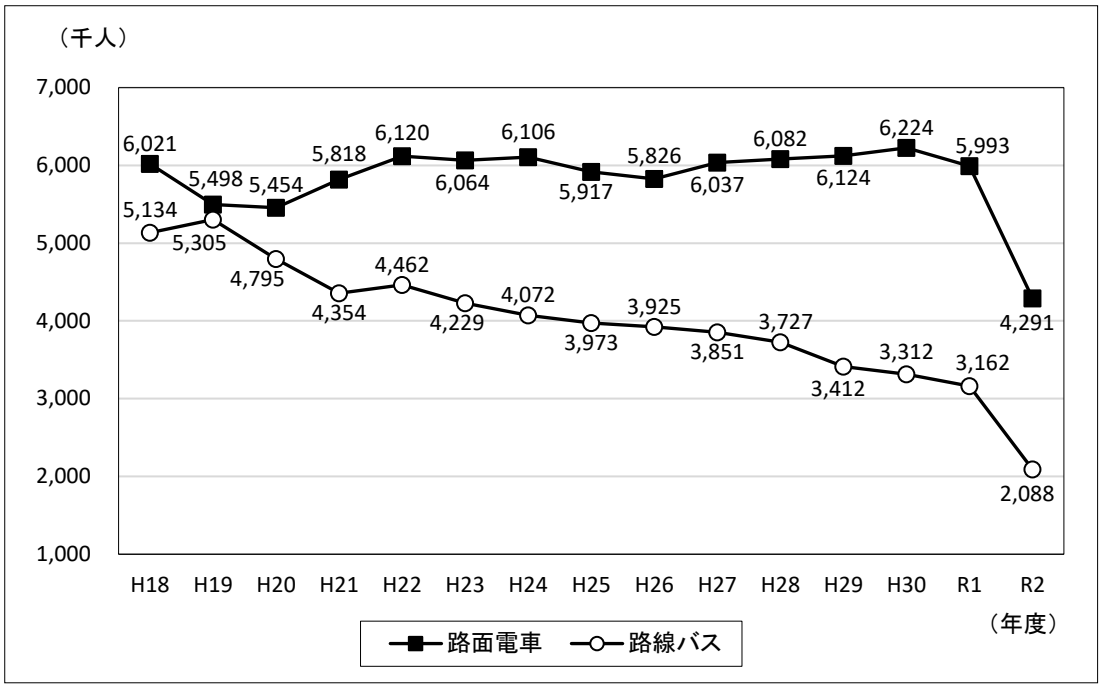

■路面電車と路線バスの乗客数の推移

※資料：高知市統計書、くらし・交通安全課
※乗客数は高知市外の路線の数値も含む。

①自動車

＜中央公園地下駐車場の利用状況＞

平成 23 年までは年間利用台数約 33 万台で推移していたが、平成 24 年以降は減少し、平成 26 年に 30 万台と底を打った後、平成 27 年は増加に転じ、平成 30 年で 36 万台をピークとなった。しかし新型コロナウイルスの影響等により、令和 2 年で減少している。

1 日平均駐車台数は年間利用台数と同様の傾向となるが、一方で 1 台あたりの平均駐車時間は令和 2 年で 1.76 時間と最も長くなっている。

また、30 分以上 1 時間未満の利用が最も多く、8,520 台（32.8%）であった。2 時間未満の利用で 17,856 台、全体の 68.7%を占めている。

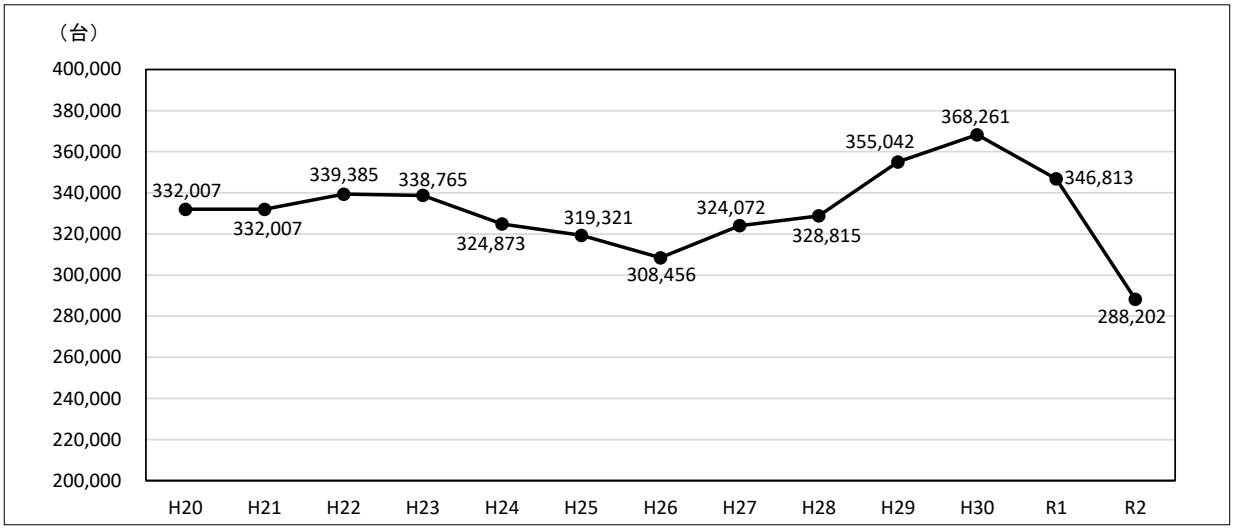

■中央公園地下駐車場の年間利用台数の推移

※データ：(株)高知市中心街再開発協議会

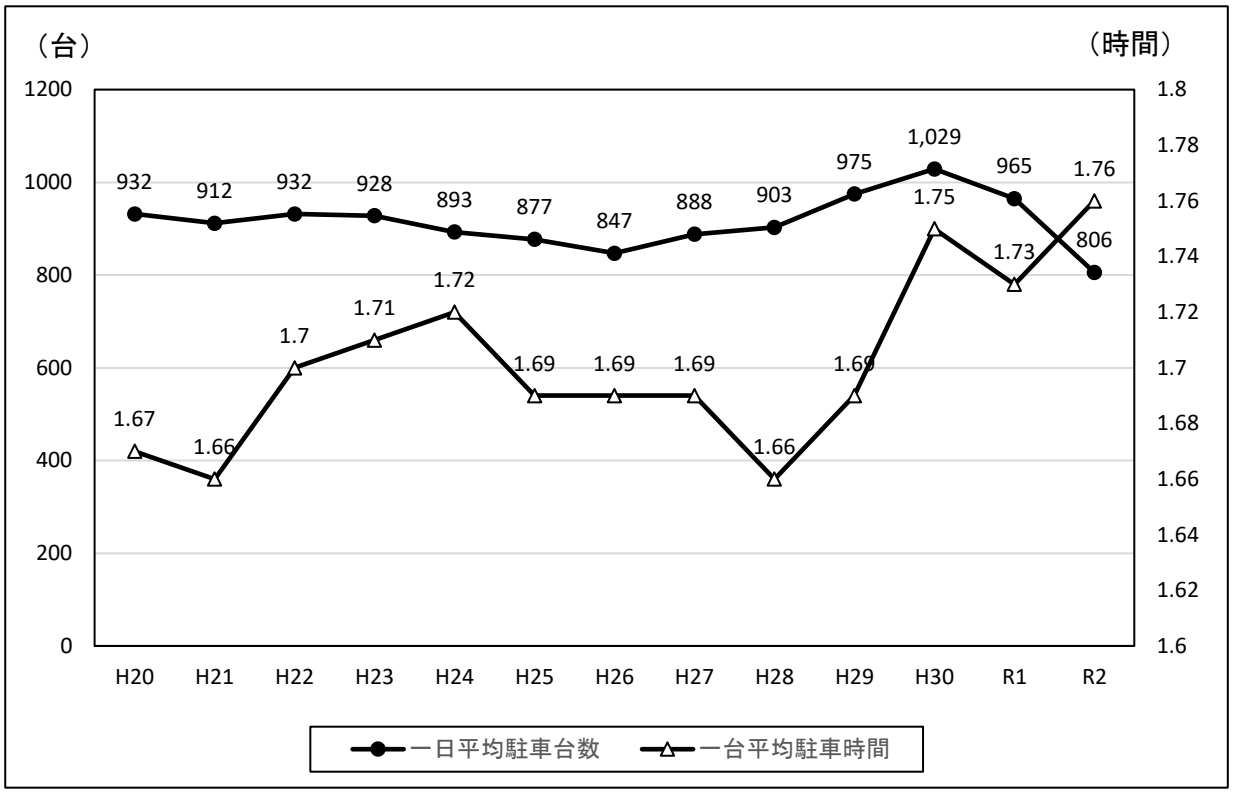

■中央公園地下駐車場の駐車台数・駐車時間

※データ：(株)高知市中心街再開発協議会

利用時間	0.5h	1.0h	1.5h	2.0h	2.5h	3.0h	3.5h	4.0h	4.5h	5.0h	5.5h	6.0h	6.5h	7.0h	7.5h	8.0h以上
台数	4,079	8,520	5,256	3,270	1,836	1,092	624	365	216	133	79	51	43	32	38	369
割合	15.7%	32.8%	20.2%	12.6%	7.1%	4.2%	2.4%	1.4%	0.8%	0.5%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	1.4%

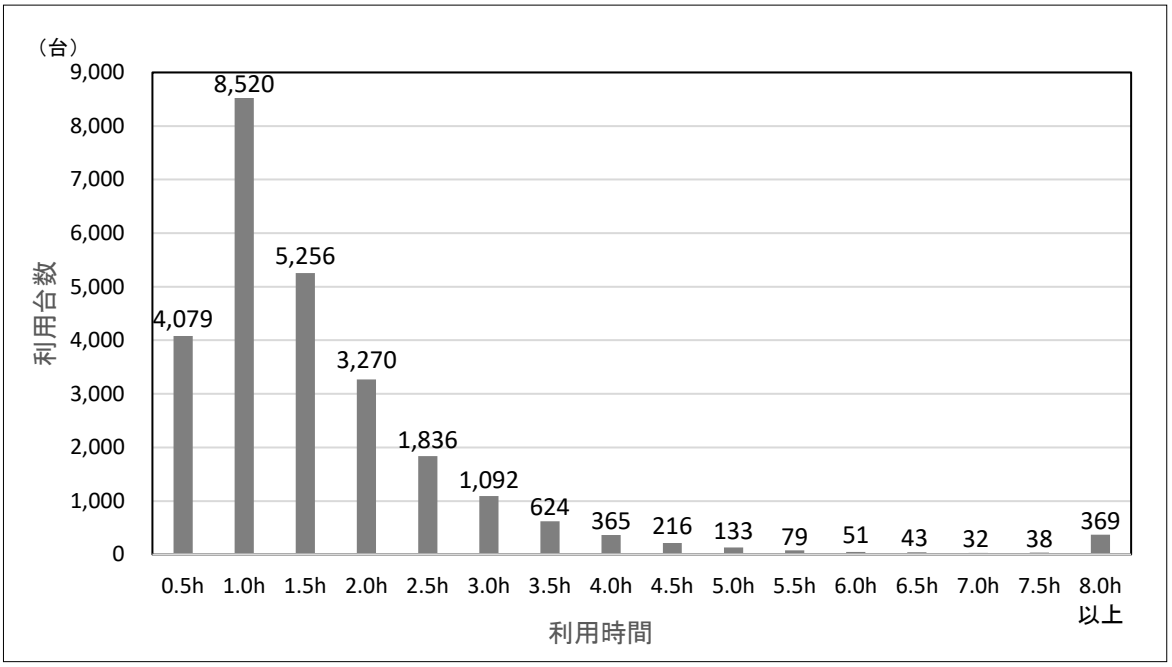

■中央公園地下駐車場の時間別利用台数（令和 3 年 1 月～12 月の平均値）

※データ：(株)高知市中心街再開発協議会

③歩行者・自転車

＜歩行車・自転車の通行環境＞

中心市街地の商店街は、アーケードの架かる帯屋町 1 丁目・2 丁目商店街、壱番街商店街や京町・新京橋商店街、はりまや橋商店街、大橋通り商店街で、終日歩行者専用化（6 時～11 時は貨物運搬車両の通行が可）されている。

また、アーケード北側の柳町は 19 時～23 時、南側のおびさんロードは 0 時～6 時、11 時～24 時の間を車両進入禁止とし、時間限定で歩行者専用化されている。なお、両通りともコミュニティ道路化されており、安心して歩くことが可能となっている。

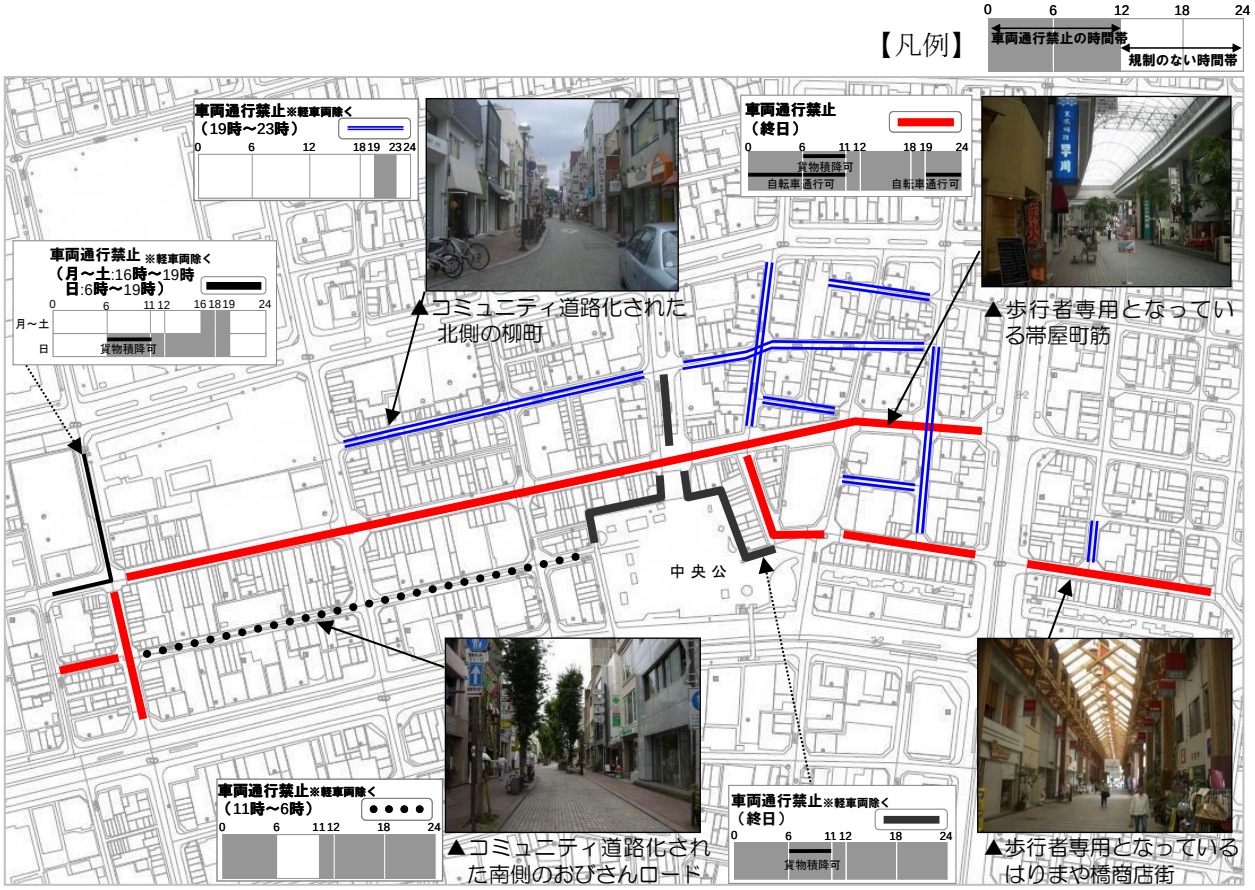

■中心部の交通規制

駐輪場は中心市街地に 10 カ所あるが、放置自転車等も多く、利便性の向上などの取組が必要な状況にある。

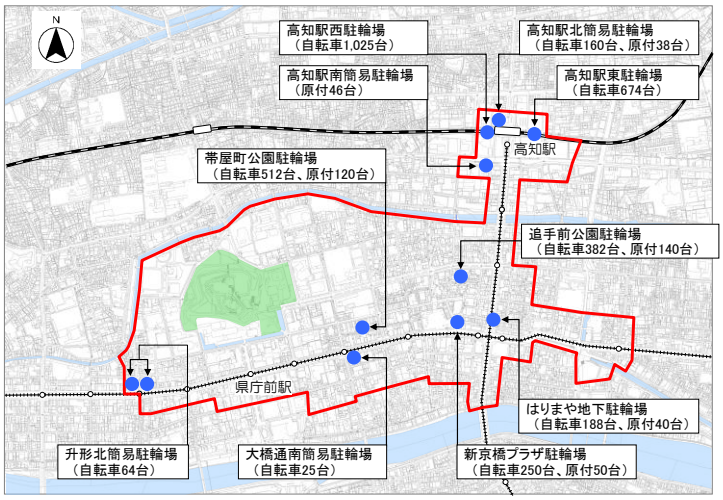

■駐輪場の位置

＜歩行者通行量＞

中心市街地の主要な地点（17 地点）における歩行者通行量について、基準値年の平成 28 年と令和 1 年を比較すると、17 地点中 8 地点が 20%以上の増加となっており、特に帯屋町二丁目（1.79）、菜園場（1.87）が大幅に増加している。

その他 9 地点についてはほぼ変化なし（20%以内の増減）であり、中心商店街の東西で見ても増減傾向の偏りは見られなかった。

■歩行者通行量

	大橋通り	帯屋町二丁目	帯屋町一丁目	おびさんロード	壱番街	新京橋	京町（野村證券前）①	京町（片桐ビル前）②	はりまや橋	はりまや橋時計台下	菜園場	升形	天神橋通	四国銀行帯屋町支店前	ひろめ市場東	オーテピア東	高知橋南詰
H28	8,498	17,270	18,717	5,352	7,854	5,700	5,940	6,561	5,460	3,156	462	873	2,568	5,459	9,739	4,785	3,396
R1	11,226	30,945	25,473	4,491	9,600	7,041	6,615	7,278	5,541	4,308	864	1,041	2,475	6,111	11,322	6,491	3,850
R1/H28	1.32	1.79	1.36	0.84	1.22	1.24	1.11	1.11	1.01	1.37	1.87	1.19	0.96	1.12	1.16	1.36	1.13

※データ：高知県商店街振興組合連合会、高知市

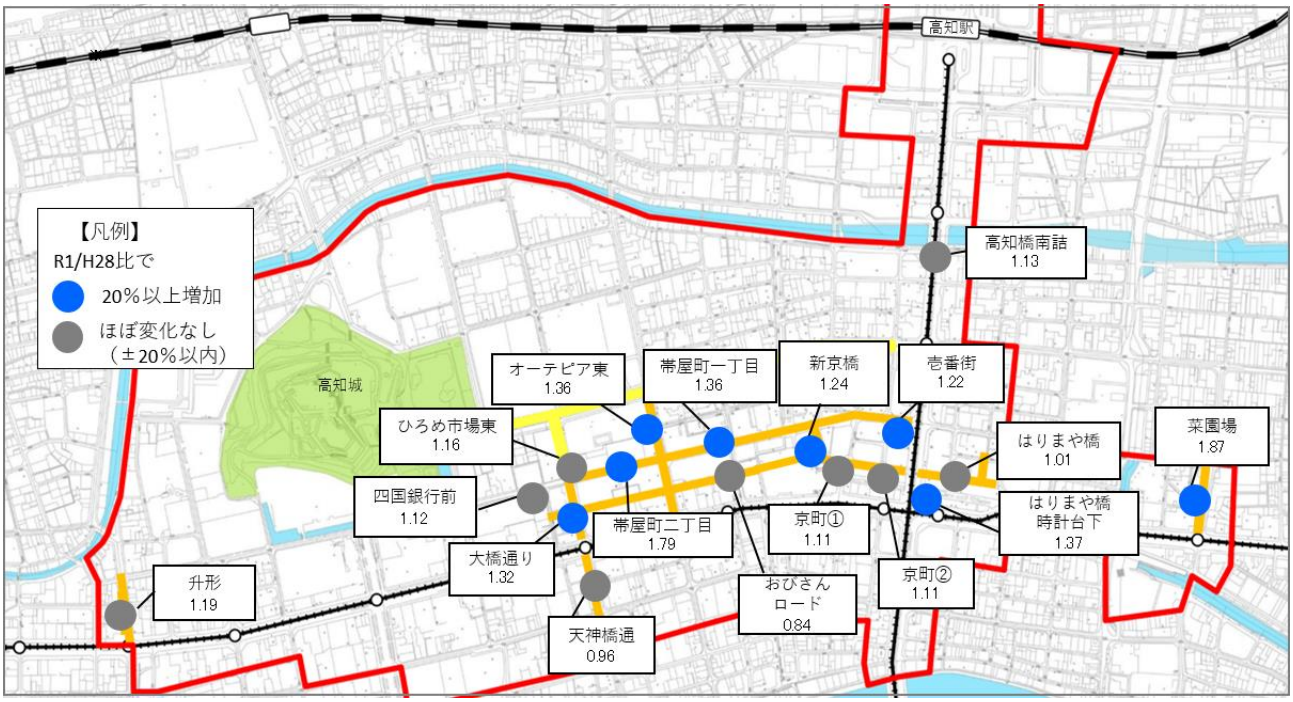

■歩行者通行量の増減比較（R1/H28）

（６）地価の状況

平成 24 年から令和 3 年にかけて、中心市街地の地価は全体的に下落傾向であり、平成 24 年～令和３年における最高値と令和 3 年の平均変化率は 85.8%となっているが、直近 5 年（平成 29 年～令和 3 年）での平均変化率は 98.6%と下落幅が縮小しており、 平成 30 年及び令和元年の帯屋町１丁目（⑰高知 5-12）、 令和２年の本町１丁目（⑧高知 5-1）など、一部の地点では地価が上昇している。

■中心市街地と周辺の地価

地価公示（調査日各年1月1日）　　（円／㎡）

位置		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3/最高値比	R3/H29比
■① 高知-1	高知市上町1丁目296番1	142,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高知市上町1丁目247番8	－	135,000	131,000	129,000	127,000	126,000	125,000	126,000	127,000	127,000	94.1%	100.8%
■② 高知-5	高知市新屋敷2丁目148番2	106,000	100,000	98,000	96,000	94,500	93,600	93,000	92,800	92,600	92,100	86.9%	98.4%
■③ 高知-17	高知市杉井流字杉井流31番22外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高知市杉井流408番1外	118,000	110,000	107,000	105,000	104,000	103,000	102,000	102,000	103,000	103,000	87.3%	100.0%
■④ 高知-21	高知市相模町1004番2	133,000	125,000	121,000	119,000	118,000	117,000	116,000	116,000	116,000	115,000	86.5%	98.3%
■⑤ 高知-29	高知市宝町128番16	120,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高知市八反町2丁目38番3	－	100,000	98,500	97,000	96,000	95,200	95,000	95,000	95,000	94,500	94.5%	99.3%
■⑥ 高知-36	高知市桜井町2丁目42番外	123,000	115,000	110,000	107,000	105,000	103,000	101,000	100,000	99,100	98,000	79.7%	95.1%
■⑦ 高知-36	高知市桜馬場28番	157,000	207,000	198,000	180,000	－	－	－	－	－	－	－	－
	高知市桜馬場18番	－	－	－	－	136,000	136,000	136,000	137,000	138,000	138,000	100.0%	101.5%
■⑧ 高知5-1	高知市本町1丁目29番外	280,000	269,000	261,000	257,000	255,000	253,000	252,000	252,000	253,000	252,000	90.0%	99.6%
■⑨ 高知5-2	高知市廿代町318番	167,000	155,000	147,000	142,000	141,000	140,000	139,000	139,000	139,000	137,000	82.0%	97.9%
■⑩ 高知5-3	高知市升形52番	196,000	180,000	170,000	162,000	156,000	150,000	148,000	147,000	146,000	144,000	73.5%	96.0%
■⑪ 高知5-4	高知市本町2丁目104番	190,000	179,000	172,000	166,000	163,000	160,000	158,000	158,000	158,000	158,000	83.2%	98.8%
■⑫ 高知5-5	高知県高知市中宝永町716番	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高知県高知市中宝永町716番外	164,000	152,000	146,000	142,000	140,000	138,000	137,000	136,000	135,000	133,000	81.1%	96.4%
■⑬ 高知5-6	高知市はりまや町3丁目76番	240,000	220,000	213,000	207,000	202,000	200,000	198,000	－	－	－	－	－
	高知市はりまや町1丁目108番	－	－	－	－	－	－	－	225,000	225,000	221,000	98.2%	－
■⑭ 高知5-7	高知市南はりまや町2丁目131番	164,000	154,000	146,000	142,000	140,000	138,000	136,000	135,000	134,000	132,000	80.5%	95.7%
■⑮ 高知5-8	高知市愛宕町1丁目206番	153,000	139,000	131,000	127,000	125,000	123,000	122,000	121,000	120,000	119,000	77.8%	96.7%
■⑯ 高知5-11	高知市伊勢崎町718番	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高知市知寄町2丁目301番	160,000	150,000	145,000	142,000	140,000	138,000	137,000	136,000	135,000	133,000	83.1%	96.4%
■⑰ 高知5-12	高知市帯屋町1丁目170番外	277,000	264,000	258,000	256,000	255,000	255,000	256,000	261,000	269,000	264,000	95.3%	103.5%
■⑱ 高知5-13	高知市はりまや町2丁目178番	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高知市はりまや町1丁目333番1	216,000	200,000	192,000	188,000	185,000	183,000	182,000	182,000	182,000	181,000	83.8%	98.9%
■⑲ 高知5-14	高知市本町5丁目52番	196,000	186,000	180,000	175,000	173,000	171,000	169,000	169,000	169,000	168,000	85.7%	98.2%
■⑳ 高知5-15	高知市鷹匠町1丁目50番	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高知市高ソネ2202番外	162,000	154,000	152,000	151,000	151,000	151,000	151,000	151,000	152,000	152,000	93.8%	100.7%

資料：国土交通省　　□：地点ごとの平成 24 年から令和 3 年までの期間の最高値

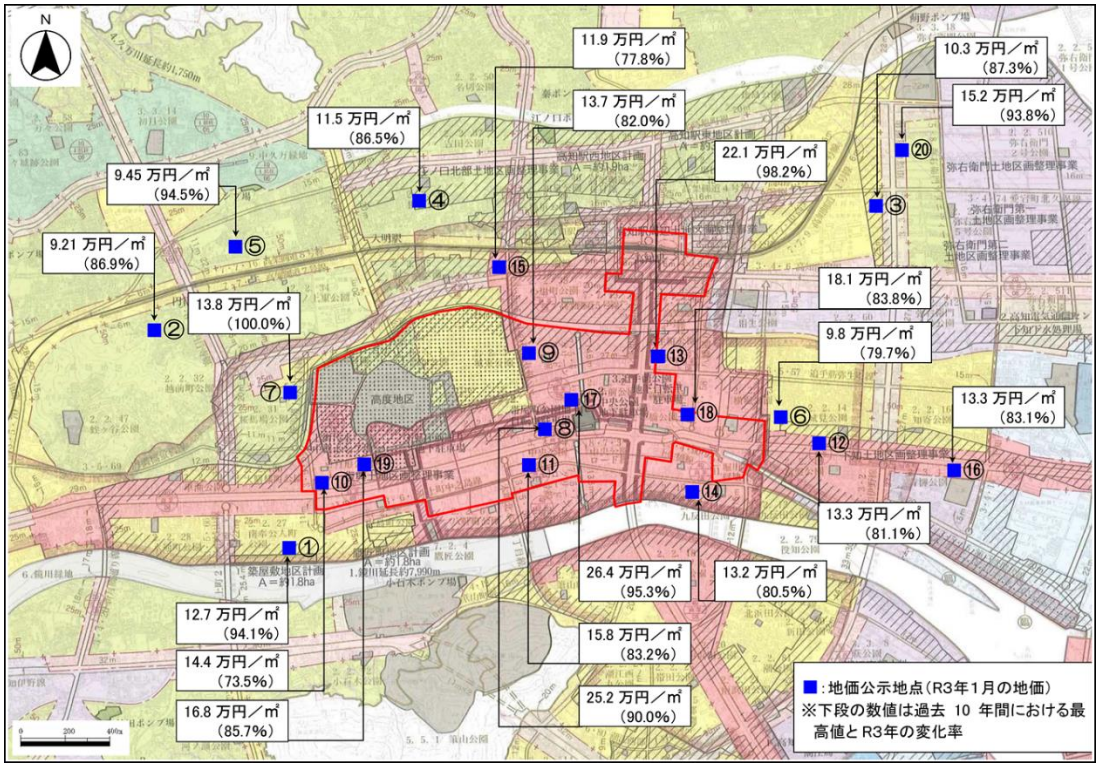

■中心市街地と周辺の地価

[3]地域住民等のニーズの把握・分析

本市では、令和 3 年 1 月に総合的かつ計画的な行政運営の基本方針を示した「2011 高知市総合計画後期基本計画」を策定し、南海トラフ地震への総合的な対策、産業振興や移住・定住促進をはじめとする地方創生への取組の強化、地域共生社会の実現などに向けて取組を進めている。

このような市政のさまざまな分野に関する市民のニーズを把握し、「2011 高知市総合計画後期基本計画」の着実な推進をはじめ、今後の市政運営に当たっての資料として活用する目的で、「令和 3 年度高知市民意識調査」を実施した。

さまざまな分野について行った調査のうち、「中心市街地に関することについて」の分析を行う。

■令和 3 年度市民意識調査概要

実施方法	郵送配布、郵送回収調査法
調査地域	高知市全域
対象者	令和 3 年 6 月 1 日現在の住民基本台帳登録者の内､20 歳以上の市民 268,420 人の中から 3,000 人を無作為抽出
実施期間	令和 3 年 7 月 7 日(水)～7 月 28 日(水)
調査・分析実施機関	ジェイエムシー株式会社

〔地区区分〕

北部地域	旭街・一宮・秦・初月
南部地域	三里・長浜・御畳瀬・浦戸
東部地域	五台山・高須・布師田・大津・介良
西部地域	朝倉・鴨田
中部地域	上街・高知街・南街・北街・下知・江ノ口・小高坂・潮江
鏡地域	鏡
土佐山地域	土佐山
春野地域	春野

１．　中心市街地の目的別利用頻度

①目的別利用頻度

全ての目的において、中心市街地への来訪頻度は「2～3 か月に 1 回程度以下」が最も多くなっている。

中心市街地の利用頻度が多い“ヘビー層（週 4 回以上）”の利用目的は、「通勤通学の経路」（14.8%）、「仕事」（13.9%）、「買い物」（5.9%）の順となっている。

ヘビー層に次いで利用頻度が多い“ミドル層”の利用目的は、「買い物」（27.9%）、「飲食」（23.0%）、「銀行・郵便局」（22.9%）の順となっている。

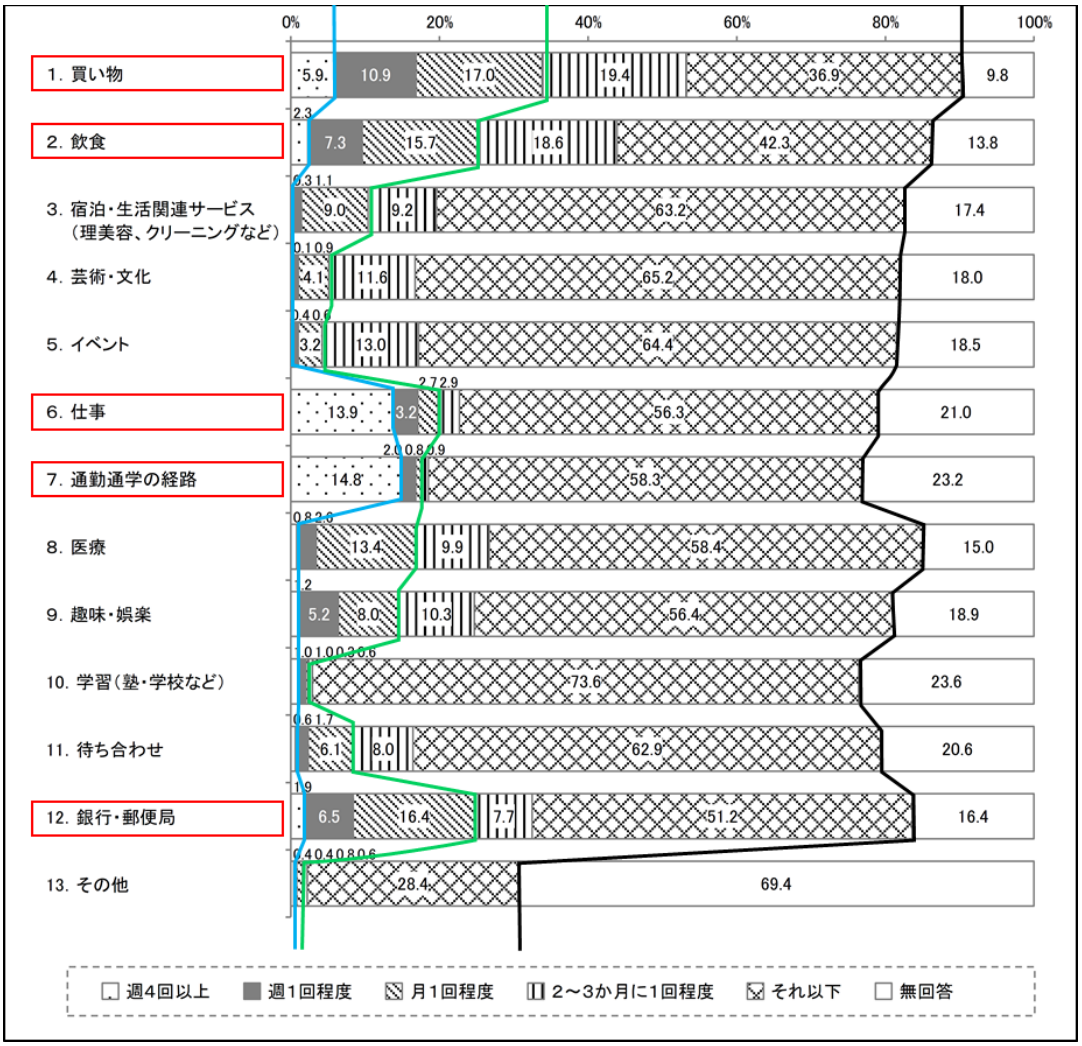

■中心市街地を利用する目的と頻度

※市民意識調査では、「週 4 回以上」をヘビー層、「週 1 回程度」と「月 1 回程度」を合わせてミドル層、「2～3 か月に 1 回程度」と「それ以下」をライト層と定義している。

②目的別利用頻度のコロナ前比較

コロナ前と比較して、“ヘビー層”の利用頻度の減少割合にはあまり変化が見られなかった（学習　－0.4p　／　飲食　－0.3p　／　趣味・娯楽　－0.2p　／　芸術・文化　－0.1p　／　医療　－0.1p　／　銀行・郵便局　－0.1p）。一方、“ミドル層”の利用頻度については、「買い物（-3.4ｐ）」、「飲食（-7.7ｐ）」、「学習（-3.6ｐ）」、「待ち合わせ（-4.6ｐ）」などが減少しており、コロナによる外出控えが影響していると推察される。

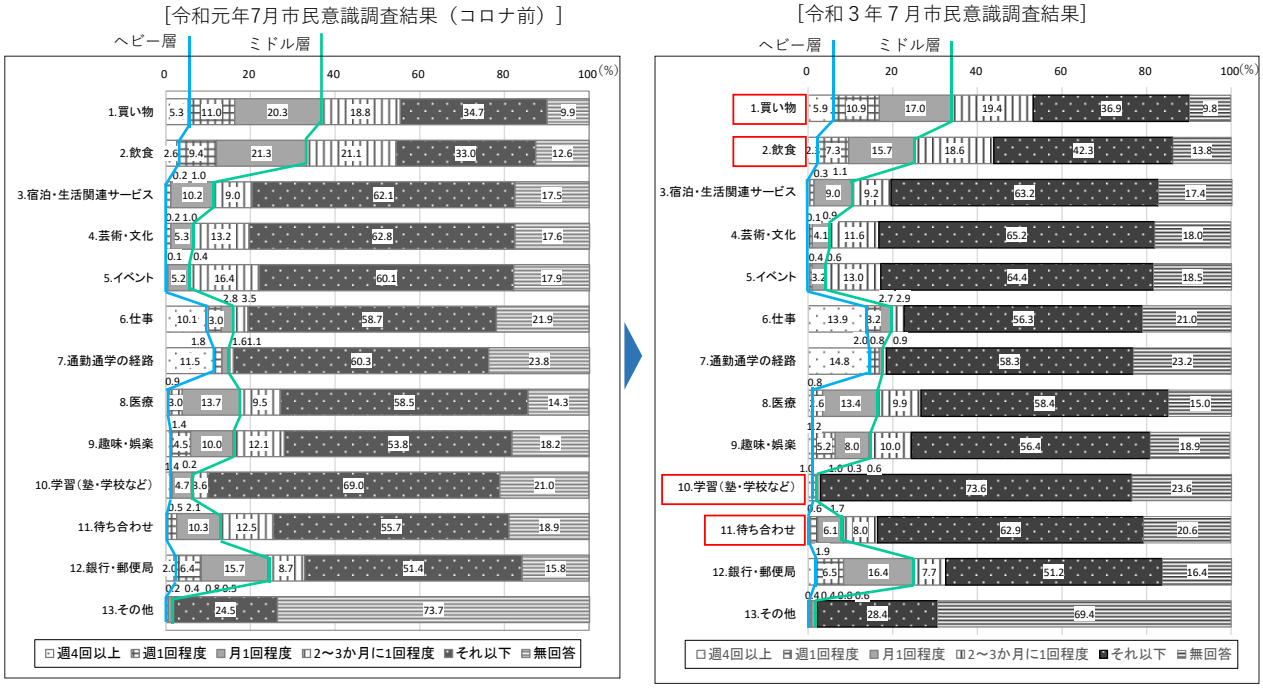

■市民意識調査結果の比較

③目的別利用頻度（年齢別）

＜買物＞

ヘビー層で、全体より多い割合となった年齢は、20～29 歳、50～59 歳、65 歳～74 歳であった。

ミドル層で、全体より多い割合となった年齢は 20～39 歳、70 歳以上であった。

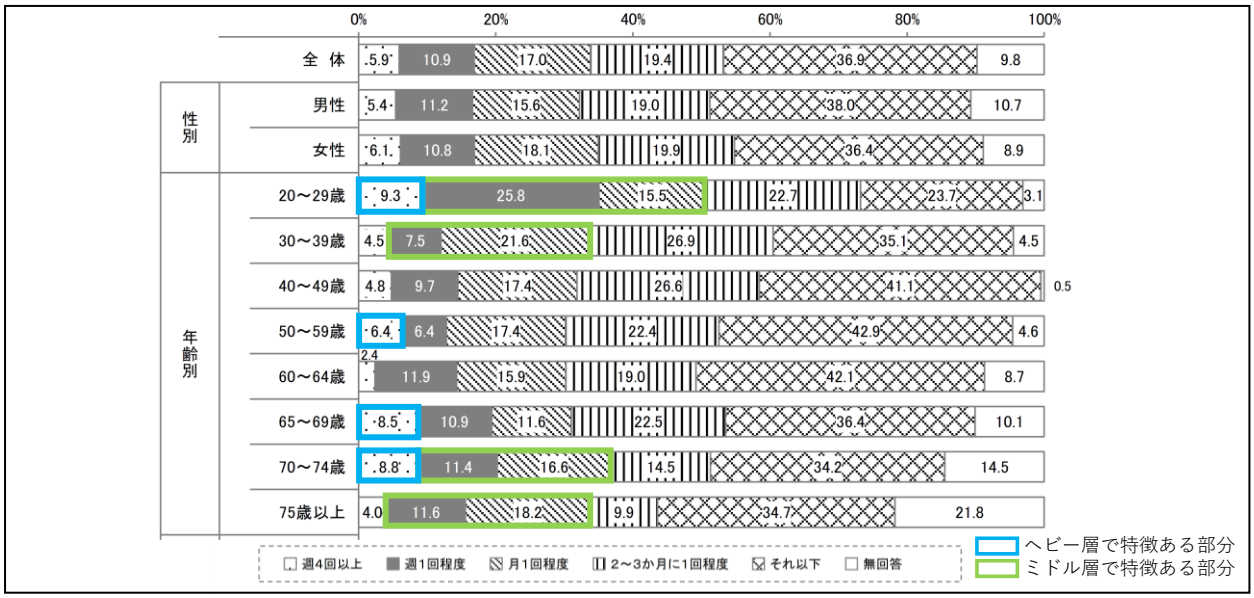

■中心市街地の「買物」での利用頻度（全体、年齢別）

＜飲食＞

ヘビー層で、全体より多い割合となった年齢は、20～29 歳、40～59 歳、65～69 歳であった。

ミドル層で、全体より多い割合となった年齢は、20～59 歳であった。

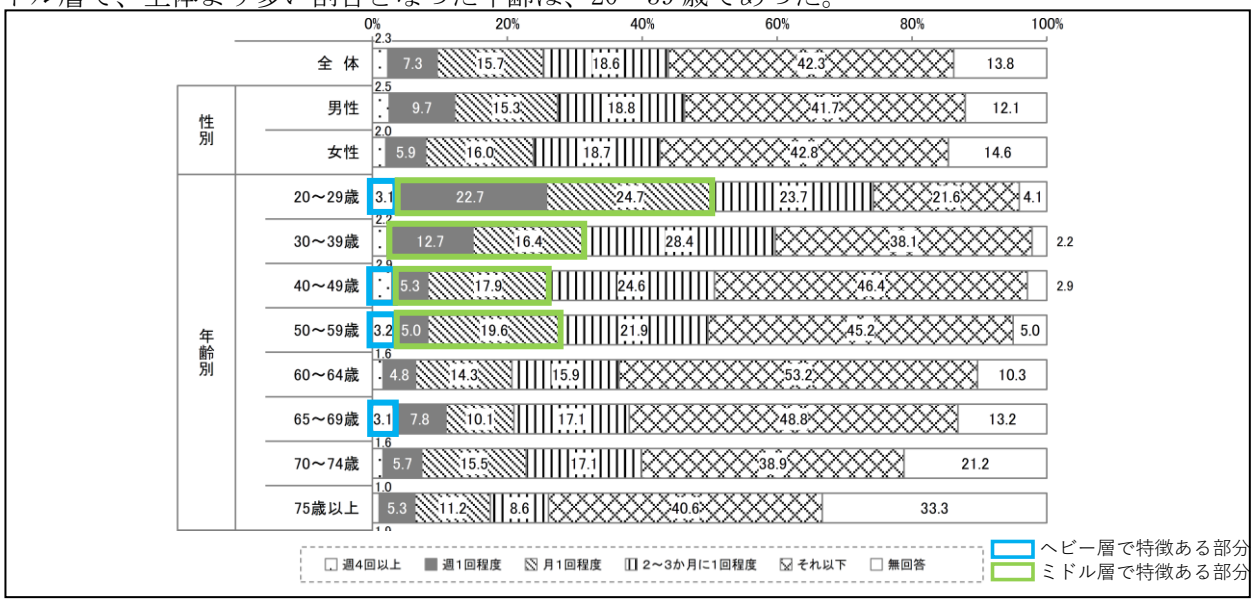

■中心市街地の「飲食」での利用頻度（全体、年齢別）

＜仕事＞

ヘビー層で、全体より多い割合となった年齢は、20～64 歳であった。

ミドル層で、全体より多い割合となった年齢は、30～49 歳、60～64 歳であった。

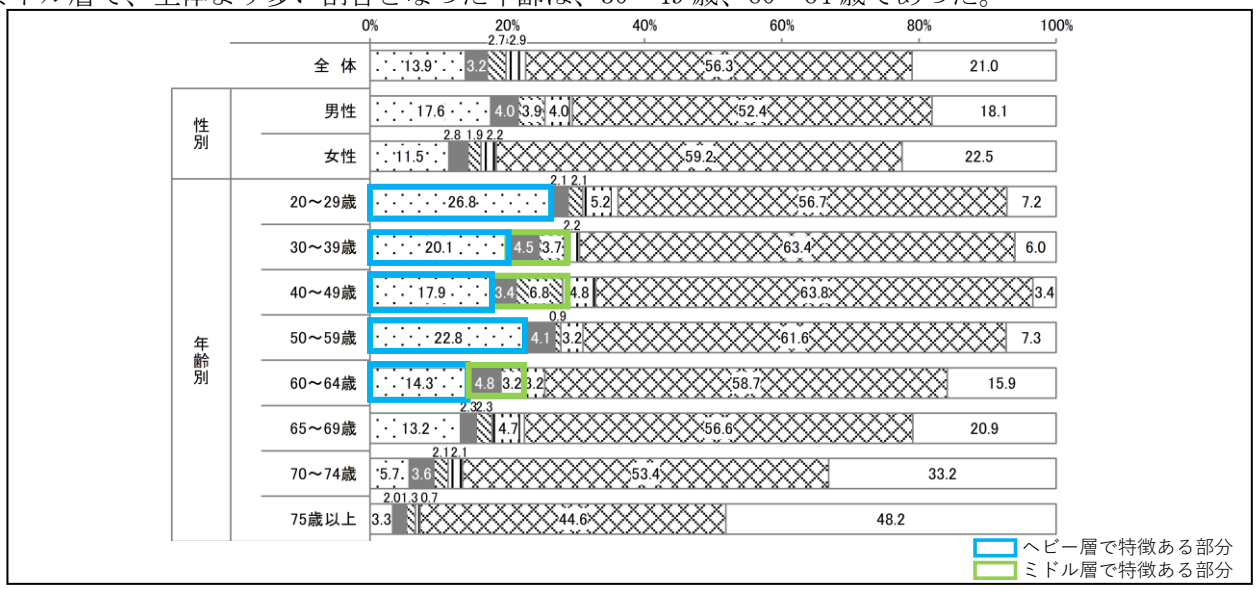

■中心市街地の「仕事」での利用頻度（全体、年齢別）

＜通勤通学＞

ヘビー層で、全体より多い割合となった年齢は、20～59 歳であった。

ミドル層、全体より多い割合となった年齢は、30～59 歳、65～69 歳であった。

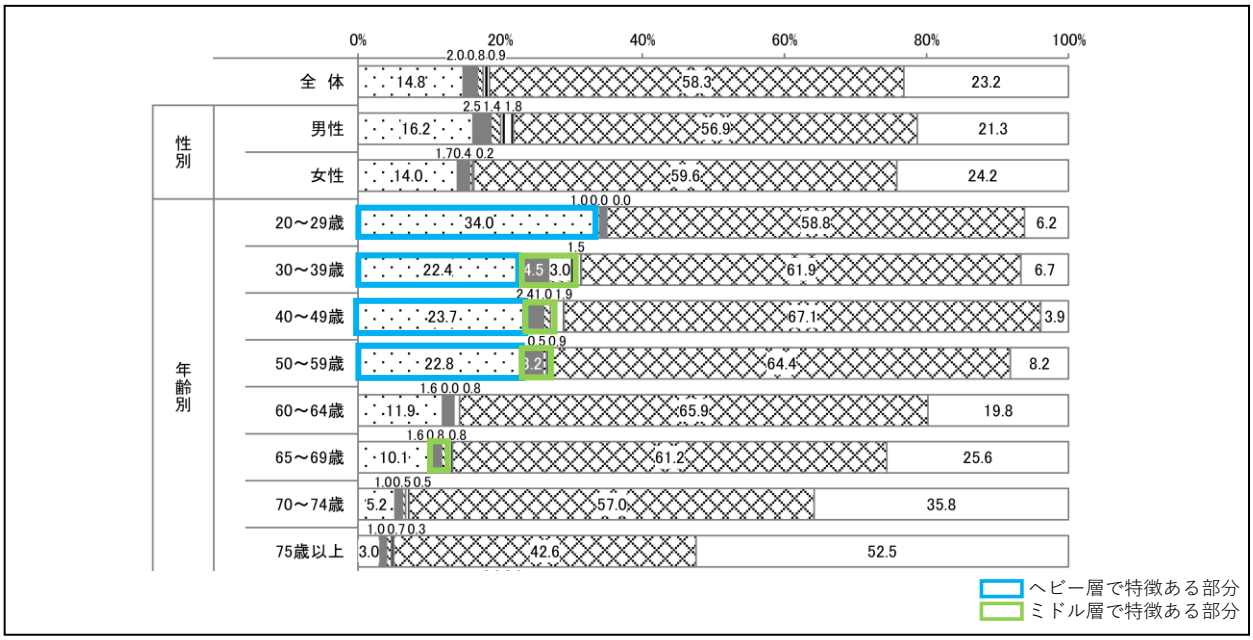

■中心市街地の「通勤通学」での利用頻度（全体、年齢別）

２．　中心市街地における重要な施設や機能

全体では、「商業」（39.9 %）が最も高く、次いで「イベント」（ 22.1 %）、「芸術・文化」（ 21.0 %）となっている。

年齢別にて、「商業」 はすべての年齢で重要と回答、「イベント」は、64 歳以下で重要であると回答、「芸術・文化」は、50 歳以上で重要であると回答されている。39 歳以下では、「観光」、30 歳～49 歳では、「子供の遊び場」が重要であると回答されている。65 歳～74 歳では、「公園・広場」が重要であると回答されている。

■中心市街地に重要な施設や機能について（全体、年齢別）

		調査数（人）	商業	教育・学習	産学交流	芸術・文化	公共サービス	住宅	働く場	子育て支援	子どもの遊び場	医療・福祉	交通	情報発信	観光	イベント	景観	環境	公園・広場	その他	無回答
全 体		1,417	39.9	6.2	3.4	21.0	15.8	1.2	16.9	6.8	15.2	10.0	13.3	9.1	17.6	22.1	7.6	4.8	15.7	4.0	9.1
年齢別	20～29歳	97	44.3	5.2	2.1	10.3	19.6	3.1	20.6	8.2	17.5	6.2	16.5	8.2	28.9	28.9	8.2	8.2	14.4	1.0	7.2
	30～39歳	134	41.8	6.0	2.2	17.9	12.7	－	15.7	10.4	33.6	6.0	12.7	8.2	37.3	27.6	9.7	2.2	12.7	4.5	2.2
	40～49歳	207	48.8	4.8	2.9	19.3	12.6	1.9	18.8	8.7	25.1	7.7	8.7	8.7	24.2	33.3	9.2	5.3	10.6	4.8	2.4
	50～59歳	219	49.8	7.8	2.7	25.1	16.9	0.5	20.5	5.9	12.8	8.2	15.1	13.7	13.7	28.3	6.4	5.0	18.7	5.5	3.7
	60～64歳	126	37.3	2.4	4.8	23.0	16.7	1.6	15.1	7.9	12.7	8.7	12.7	11.1	18.3	21.4	11.9	5.6	15.9	1.6	7.9
	65～69歳	129	41.1	8.5	3.9	26.4	19.4	0.8	15.5	4.7	14.0	9.3	11.6	9.3	10.9	19.4	5.4	4.7	20.2	1.6	11.6
	70～74歳	193	35.2	6.7	4.1	24.9	19.7	－	14.5	4.7	10.9	14.0	11.9	8.8	9.3	15.0	7.8	3.1	20.2	6.7	10.9
	75歳以上	303	28.7	6.9	4.0	18.5	13.2	2.0	15.2	5.9	6.3	13.5	16.2	5.9	11.9	11.9	5.0	5.3	13.2	3.6	19.1

３．　５年前（平成 28 年）と比較して中心市街地は活性化したか

全体では、「あまり活性化していない」（ 30.6 ％）が最も高く、“活性化していない”（「全く活性化していない」または「あまり活性化していない」と答えた方）は、 44.9% となっている。

一方、“活性化した”（「大いに活性化した」または「やや活性化した」と答えた方）は 24.0 ％であり、“活性化していない”と感じている方のほうが 20.9 ポイント高い。

年齢が低い層ほど“活性化した”の割合が高くなる傾向がみられ、 20～29 歳 では“活性化した”（44.4 ％）が“活性化していない”（25.7%）を上回っている。

30 歳以上の年齢層ではいずれも“活性化していない”が“活性化した”を上回っており、特に 70～74 歳 では“活性化していない”（53.9%）が 5 割以上を占めている。

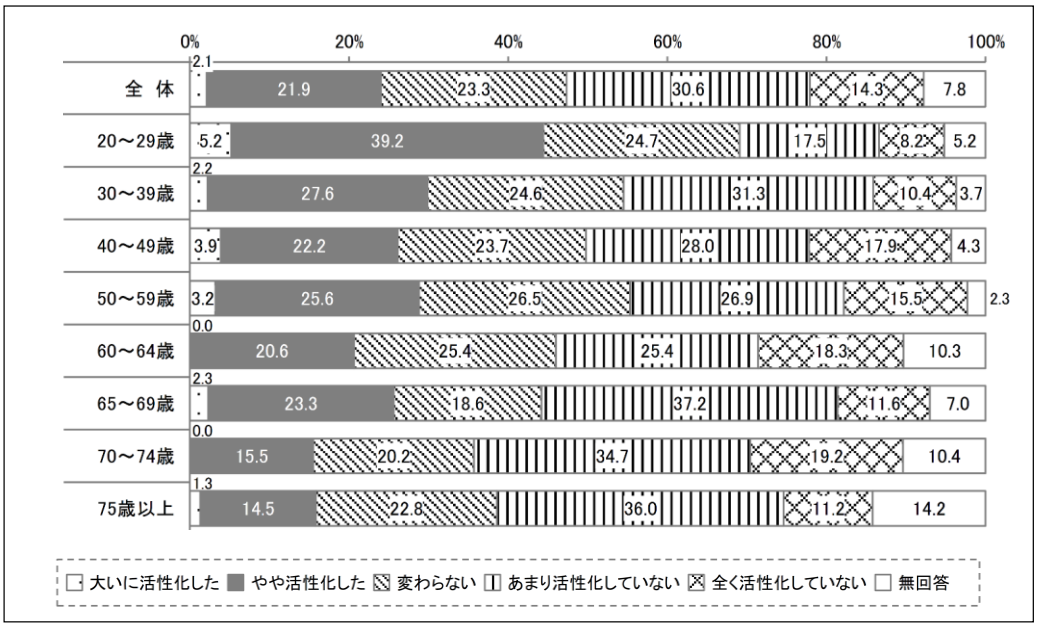

■中心市街地の活性化の有無について

４．　定住意向

「ずっと住み続けたい」と「住み続けても良い」が 93.1%と 9 割以上を示し、中部地域も同様の傾向となっている。

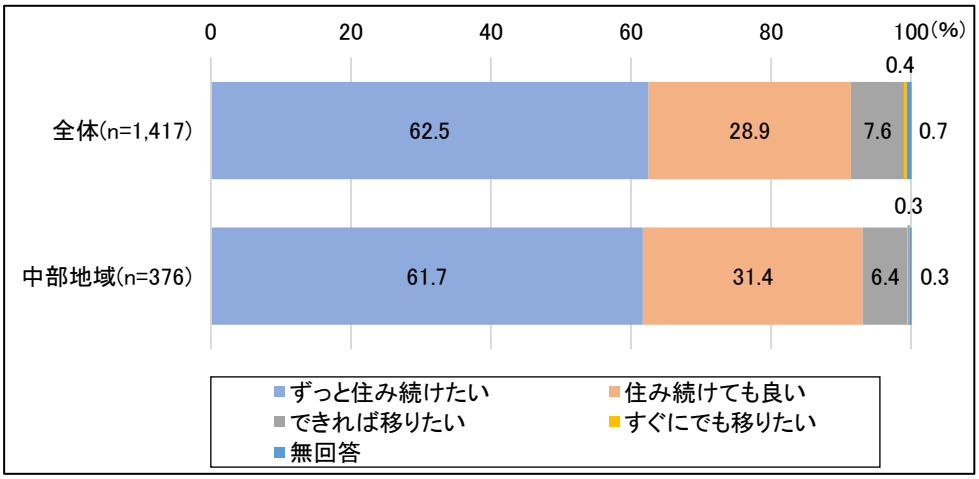

■定住について

５．　めざすべき都市像

市全域では、「安全都市」が 23.7%と最も多く、次いで、「商業・観光都市」(23.1%)、「健康・福祉都市」(20.0%)。中部地域では、 「商業・観光都市」が 27.1%と最も多く、「健康・福祉都市」(21.3%)、「安全都市」(20.5%)であった。

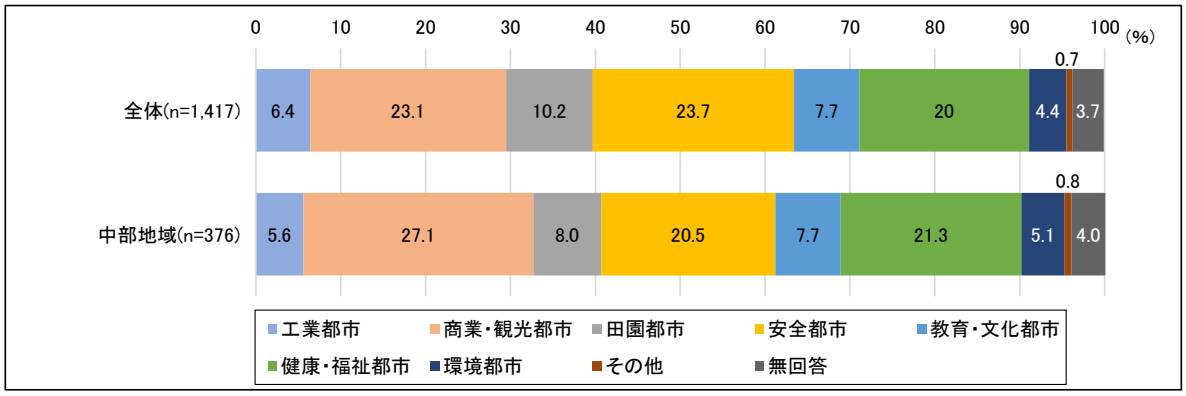

■めざすべき都市像

[4] 前計画の実施状況と取組の評価

(1) 前計画の概要

①計画期間

平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月

②計画区域及び面積

中心市街地の区域は、より効果的な整備を行い、早期に活性化効果を発現させることが求められることから、以下の 4 点に留意して設定し、143ha とした。

1）交通結節点であり、日常的に多くの人々が集散するとともに、多くの観光客を迎えるおもてなしの場、本市の玄関口である「JR 高知駅」を含む。
2）賑わいの核である「中心商店街」と 300 年以上の歴史を誇る、日本一の路上マーケット「日曜市」のエリアを含む。
3）「県庁・市役所等の行政機関の集積地」、高知県立大学等の教育機関、オーテピア、高知城歴史博物館、高知市文化プラザかるぽーと、県民文化ホール等、主要な都市機能が集積するエリアを含む。
4）商業地域（用途地域）で容積率が 600%または 500%の区域。

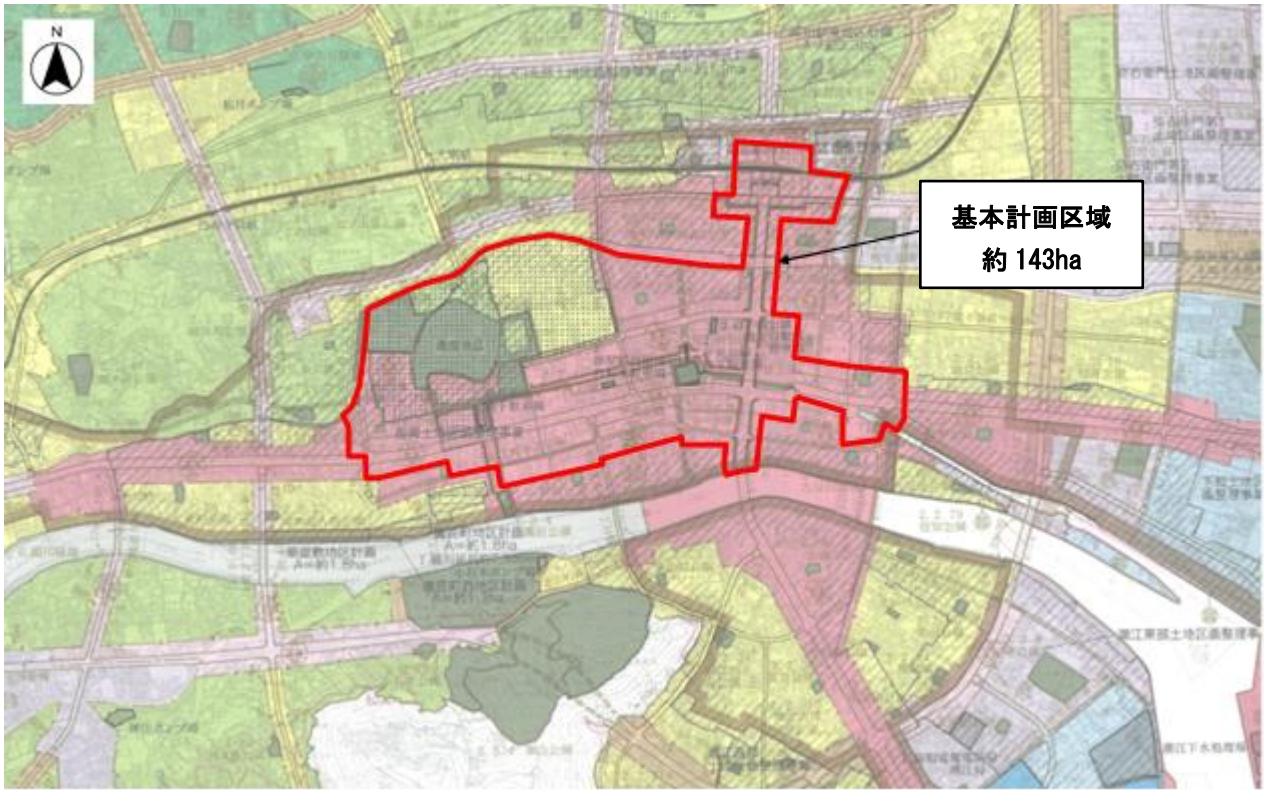

■計画区域図（対象範囲：赤線内）

③現状から見える中心市街地の特性・考察

平成 30 年以降４年間で 11 棟 482 戸整備されるなどマンション建設が進み、人口・世帯数ともに増加しており、令和 3 年の 65 歳以上人口化率は 34.9%と近年は下降傾向であり、また、15 歳未満人口比率は 8.8%で上昇傾向である。

また、集客できる施設が多く集積し、また、行政施設、教育施設をはじめ多くの公共施設等が集積され、多様な世代の来訪が見込める。

さらに、市全体で 300 万人以上、中心市街地の拠点施設で 168 万人（ひろめ市場除く）の多くの入込客を獲得できる魅力を持つ。 多様な人を惹きつける施設が集積しており、集客力が高い中心市街地である。

中心市街地の来訪頻度や平均駐車時間が短時間である現状から、強い集客力を生かして、中心市街地の各地に「立ち寄りたい」「滞在したい」と思うきっかけづくり、仕組みづくりが重要である。

中心市街地の人口が増加している一方で、営業店舗数は減少傾向である。コロナ前と比較して、外出控えにより買い物、飲食等の来街頻度が減少しており、令和 3 年 7 月の市民意識調査結果では、5 年前（平成 28 年）と比較して中心市街地が「活性化していない」と答えた人は 44.9%と約半数いる状況である。

中心市街地を日常的に利用する層が居住者や通勤・通学者であることを踏まえると、快適性や利便性など、より「質を高める」ことが重要である。

(2) 取組の進捗状況

登載事業 60 事業のうち、事業完了が 6 事業、実施中が 52 事業、未着手が 2 事業となっており、事業完了と実施中を合わせると進捗率は約 97%となっている。

分類	全体	完了	実施中	未着手
市街地の整備改善のための事業	16	1	13	2
都市福利施設を整備する事業	5	1	3	
居住環境の向上のための事業	8	4	2	
商業の活性化のための事業	32		30	
公共交通の利便増進事業	4		4	
計	60 ※再掲あり	6	52	2

(3) 目標の達成状況

○目標指標

目標	評価指標	指標値	目標値
目標 1：「すべての世代が永く住み続けられるまち」の実現	中心市街地の居住人口の割合	1.52% (平成 28 年度末)	1.65% (令和 4 年度末)
目標 2:「多くの人が回遊するまち」の実現	歩行者通行量 (平日・休日合計)	119,447 人 (平成 28 年度)	123,278 人 (令和 4 年度)
目標 3:「また訪れたいと思うまち」の実現	拠点施設入館者数	1,159,555 人 (平成 23 年度)	1,748,000 人 (令和 4 年度)

◎：事業完了
○：事業実施中
■未着手

(3)事業の進捗状況

○道路・公園その他公共施設等、市街地の整備改善に寄与する事業

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
1	みどり豊かなまちづくり事業	中心市街地内の公共空間への花や緑の設置､NPO 等による維持管理(花とみどりの街づくり事業、花ストリート事業)	市･花いっぱい会	○	• 花とみどりの街づくり事業（はりまや橋,高知城追手門前等の公共花壇への花植え，街路樹等の適宜剪定）実施 • 花ストリート事業（県庁前から菜園場などの幹線道路の花壇及びプランターへの花植え）実施
2	街なか公園環境整備事業	中心市街地にある都市公園の改修等環境整備	市	○	• はりまや橋公園をはじめとする公園施設の改修を実施
3	街なか公園環境美化事業	中心市街地にある都市公園の環境美化清掃等	市	○	• はりまや橋公園をはじめとする公園施設の美化活動等を実施
4	丸ノ内緑地整備事業	高知城に隣接する丸ノ内緑地について、自然環境を確保しながらイベントスペースとしても活用できるよう、再整備の検討及び実施を行う。	市	○	• R 元年度　基本構想策定 • R2 年度　実施設計完了 • R3 年度　通路橋架替工事完了 • R4 年度　公園整備工事完了予定
5	横堀公園整備事業	水辺景観を活かした、市民の憩いの場としての再整備の検討及び実施	市	○	• R3 年度　実施設計完了
6	オーテピア西敷地利活用事業	オーテピアに隣接する市有地の利活用。市民や観光客で賑わい、回遊できる機能を整備する。	市・民間	○	• R 元年度　新図書館西敷地利活用事業基本方針の改定 • R3 年度　サウンディング調査の実施 • R3 年度　事業実施方針の策定 • R4 年度　事業者公募開始
7	新庁舎建設事業	老朽化した市役所庁舎の建て替え。災害時の災害対応拠点・避難施設の機能や市民が気軽に利用できるスペースを整備する。	市	◎	• R 元年 11 月竣工 • R2 年 2 月全面供用開始
8	無電柱化推進事業	高知街２号線、高知街 13 号線及び高知街 22 号線において電線共同溝の整備による無電柱化を推進	市	■	• 未実施
9	景観形成推進事業	良好な景観形成を重点的に図る地区における、良好な景観形成に寄与する建築物の新築等に対する支援	市	○	• 前計画期間に申請実績なし
10	シンボルツリー植栽事業	中心市街地の主要交差点などへシンボルツリーを植栽し、都市景観の向上を図る。	市	■	• シンボルツリーの樹種、植栽場所等について検討を行った。
11	高知城の環境整備事業	高知城歴史博物館から高知城天守閣を眺望する際に支障となりそうな高木を適宜剪定し、良好な空間を形成する。	県・市	○	• 樹木調査の結果に基づき、樹木の管理剪定を実施
12	駐輪場整備事業	安全・快適な歩行空間の確保や良好な街なみ景観形成のために、駐輪場の利便性改善整備を行う。	市	○	• 地下駐輪場利用促進啓発チラシの配布 • 放置規制区域看板のリニューアル • LED 照明の導入（新京橋プラザ駐輪場）

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
13	藤並公園整備事業	観光客等の憩いの場としての再整備の検討及び実施	市	○	• R 元年度　基本構想策定 • R3 年度　実施設計完了 • R3 年度　公園整備計画策定
14	レンタサイクル事業	中心市街地内を快適に回遊できるレンタサイクルの導入	市	○	• シェアサイクルの導入に向けた検討
15	追手筋空間の有効利用	空間的に余裕のある追手筋の有効利用を検討	市	○	• 追手筋空間の有効利用事業　化にむけた検討
16	駐車場利便性向上事業	買い物額に応じた駐車料金割引サービスなど、中央公園地下駐車場の利便性を向上させるための事業	市・民間	○	• 現サービス（加盟店での3,000 円以上のお買い物で１時間駐車無料スタンプ）を継続して実施 • R2 年度　中央公園地下駐車場の無料開放を実施

○都市福利施設を整備する事業

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
17	地域子育て支援拠点事業	中心市街地にある子育て支援拠点施設（さくらんぼの森）の整備及び運営	市・民間	○	• H30 年度　子育て支援拠点施設「さくらんぼの森」開設
18	まちなか市民健康づくり事業	健康を増進するソフト事業やいきいき百歳体操の実施及び活動支援	市・民間	○	• 中心市街地エリアの会場で実施するいきいき百歳体操を支援
19	帯屋町一丁目地区複合施設整備事業	店舗や映画館と共同住宅の複合施設を整備する。	民間	◎	• R3 年 5 月竣工、共同住宅 51 戸が整備
20	永国寺キャンパス整備事業	永国寺キャンパスの整備と機能の拡充。H25 年度から続く整備の第３期工事実施	県	◎	• 旧学生会館解体及び南敷地外構工事が H31 年 3 月に完了し、永国寺キャンパス整備事業全工程完了となった。

○住宅の供給及び当該事業と一体的に実施する居住環境向上のための事業

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
21	環境美化事業	街なかで快適に過ごすための、エリア内の環境美化活動（県民一斉美化活動、初夏のまちを美しくする運動）	県・市・高知市民憲章推進協議会	○	• 県民一斉美化活動の実施 • 初夏のまちを美しくする運　動の実施
22	クールチョイス事業	地域住民や各種団体等と連携し、省エネ・脱炭素型環境づくりのためのソフト事業を実施	市・民間	○	• 「よさこい×COOL CHOICE」事業としてフォトコンテスト、環境学習イベント等メディアツールを活用した広報などを実施
23	移住・定住促進事業	第二期移住・定住促進計画に基づく各種施策の実施	市	○	• ガイドツアーの実施 • 各種補助金対応（三世代同居等 U ターン支援、二段階移住支援、若者世代の UI ターン等支援など）
24	「クレアホームズ高知駅前　ザ・レジデンス」整備事業	北本町二丁目地区における民間分譲マンションの整備	セントラル総合開発㈱	◎	• H30 年 11 月竣工
25	「ロイヤルガーデンはりまや町」整備事業	はりまや町一丁目地区における民間分譲マンションの整備	㈱和田コーポレーション	◎	• H30 年 12 月竣工
26	「クレアホームズ升形　ザ・レジデンス」整備事業	升形地区における民間分譲マンションの整備	セントラル総合開発㈱	◎	• H31 年 2 月竣工

○商業活性化等、経済活力の向上に寄与する事業

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
27	まんがイベント事業	まんがに関するイベントの開催や地元商店街と連携したイベント等の実施（まんが甲子園、全国漫画家大会議、まんさい等）	県・市・商店街	○	• 「まんが甲子園」、「全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐」、「まんさい」の開催
28	高知よさこい情報交流館運営事業	高知よさこい情報交流館の運営事業。よさこいをテーマとした展示やイベントなどを実施する。	市	○	• 高知よさこい情報交流館の運営
29	京町チャレンジショップ事業	新規出店や業種転換を予定している経営者の育成事業	県、市、京町・新京橋商店街振興組合	○	• チャレンジショップに入居する第 9～13 期のチャレンジャー(14 者)を支援、内 3 者が中心市街地で開業

○商業活性化等、経済活力の向上に寄与する事業

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
30	学生活動交流館事業	中心市街地で実習や自主活動を行う学生グループの活動拠点、芸術・文化グループによる展示や商店街活動の場を提供	市・学生	○	• 学生グループ等が実施する作品展示、実習等の活動への貸出しを対応
31	学生と日曜市の連携事業	大学生による日曜市の出店者の出店サポートや、空き小間を活用した臨時出店	市・学生	○	• 高知大学の学生グループによる休憩所兼観光案内所の運営及び出店者の出店をサポート • 農業大学校や県立大学等学生グループの出店をサポート
32	日曜市と商店街の回遊促進事業	日曜市と商店街の回遊性を向上するための、ソフト事業の実施	市・商店街・民間	○	• 出店者組合との会合や街路市活性化推進委員会で具体的な方策の研究 • 商店街と日曜市をむすぶ場所に位置するオーテピアと，新たなマーケット創出などについて協議
33	日曜市空き小間活用事業	日曜市の空き小間を活用した休憩所の設置や日曜市を活性化させるための取組	市・民間	○	• 帯屋町商店街で、日曜市への誘客チラシを配布 • れんけいこうち日曜市出店事業の継続実施
34	よさこいおもてなし事業	まちなか・よさこい、よさこいアンコール等、よさこい祭りのオフシーズンにおけるよさこい演舞の披露等によるおもてなし事業	市・商店街・民間	○	• まちなか・よさこい実施 • 観光客対象のよさこい体験イベント実施 • よさこいアンコール実施
35	「土佐っ歩」事業	中心市街地の街歩きコース「土佐っ歩」の充実や、観光ガイドサービスを充実させる事業	市・NPO法人土佐観光ボランティア協会	○	• 「土佐っ歩」の実施 • よさこい情報交流館やはりまや橋を巡る「よさこい満喫コース」を新設
36	商店街イベント事業	各商店街が特色を生かしたイベントを開催する。	市・商店街	○	• イベントを実施（高知大道芸フェス、土曜夜市、龍馬生誕祭、イルミネーションフェスタ等）
37	「食のイベント」事業	高知の食文化を生かした「土佐のおきゃく」、「土佐の豊穣祭」等のイベントの開催	市･土佐のおきゃく推進会議･土佐の豊穣祭推進会議	○	• 「食のイベント」の実施（土佐の豊穣祭、土佐のおきゃく）

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
38	緑化推進事業	都市緑化の推進と商店街活性化を図るための「みどりの週間」、「春花まつり」等イベントの開催	市・㈱高知市中心街再開発協議会・高知市都市整備公社	○	• イベントの開催（こうち春花まつり、みどりの週間、緑化祭）
39	エスコーターズ事業	高知県立大学の学生グループ「エスコーターズ」による、商店街での案内・挨拶・清掃等の活動	高知TMO・学生・中心商店街	○	• 毎週日曜日に行う商店街での案内・挨拶・清掃活動の実施 • 季節に関連したイベントを中心市街地で実施
40	「高知まちゼミ」事業	商店街や個店のファンづくりを目指し、店主らが講師となって開くミニ講座の実施	高知TMO・中心商店街	○	• 「高知まちゼミ」の開催
41	空き店舗対策事業	中心市街地や商店街の空き店舗を活用して新規創業・事業拡大をする事業者に対し助成	県・市・高知商工会議所	○	• 高知県空き店舗対事業費補助金及び高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金の対応
42	タウンモビリティ事業	高齢者や障害者、子ども連れなど誰もが街なかを安心して回遊するための、来街者支援活動の実施	県・市・NPO法人福祉住環境ネットワークこうち	○	• タウンモビリティ推進事業費補助金（県1/2 市1/2）による支援 • 「高知市お城下バリアフリーまっぷ」の改訂、点字版、音声版を作成
43	街なか空間有効活用事業	中心市街地に点在する未利用地や公共空間等においてイベント開催等の有効活用を図る。	市・商店街・民間	○	• H30年10月に高知市と(株)高知大丸において、未利用スペースを有効活用する「高知経済ナレッジネットワーク」を締結 • 高知大道芸フェス、カーニバル00in高知（R元年度）等、行政・商店街・民間事業者等が連携して各種イベントを開催

○商業活性化等、経済活力の向上に寄与する事業

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
44	外国人観光客の受入おもてなし事業	中心市街地を訪れる外国人観光客を受け入れる態勢の充実	県・市・商店街・民間	○	• 外国人観光客の受入に関する相談体制の整備及び研修等の実施 • 外国客船寄港時におけるおもてなしの実施
45	観光案内所整備事業	観光客が多く立ち寄る中心商店街内に外国語対応可能な観光案内所を設置する。	市	○	• H31年3月「こうち観光ナビ・ツーリストセンター」開設
46	創業支援情報発信事業	空き店舗情報、創業支援制度等、新規開業に役立つ情報の一元化及び情報発信	市	○	• HP「こうち創業Village」の運営
47	中心市街地インバウンド対策事業	外国人旅行者を中心市街地へ誘客するための取組	市・商店街	○	• 大型客船寄港時に中心市街地へのシャトルバス運行やおもてなし活動等を実施
48	高知城歴史博物館ソフト事業	高知城歴史博物館での各種イベントの実施や日曜市・商店街との連携事業、情報発信等	県	○	• 日曜市と関連したイベント、まちの歴史文化スポットに関する情報提供を実施 • 中心市街地の文化施設による連携活動として，合同イベント「お城下文化の日」を実施

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
49	商店街魅力発信事業	商店街のイベントや個店について情報発信し、来街促進を図る。	市・㈱高知市中心街再開発協議会	○	• 中心商店街 HP「よさこいタウン」や市 HP「おまちと商店街のイベント」、SNS でイベント等の情報発信を実施
50	フラフ等による商店街の演出事業	高知の文化であるフラフ等を季節ごとに掲出し、商店街を明るく演出する。	市・㈱高知市中心街再開発協議会	○	• 季節ごとに商店街アーケード内にフラフ等を設置
51	商店街防災対策事業	南海トラフ地震等発生時における来街者の津波避難対策の推進	市・民間	○	• 津波避難ビル指定の推進 • 防災講習会や避難訓練等の実施
52	芸術文化振興事業	県民文化ホール、かるぽーと等での芸術・文化イベントの実施により来街促進を図る。	県・市・民間	○	• 県民文化ホールおよびかるぽーとでの自主事業を実施
53	オーテピア高知図書館での情報発信事業	オーテピア高知図書館の立地を活かして、観光・日曜市・商店街等の情報発信を行う。	県・市	○	• ポスターの掲示やチラシの配布，図書の展示、商店街等の情報発信を実施
54	オーテピアにおけるソフト事業	オーテピアでの各種イベントの実施や日曜市・商店街との連携事業の実施	県・市	○	• 土曜夜市の参加 • 中心市街地の文化施設による連携活動として，合同イベント「お城下文化の日」を実施
55	高知大丸リニューアル事業	中心市街地に位置する百貨店のリニューアル	㈱高知大丸	○	• R4 年 3 月に地域共生型百貨店として高知のローカル資源を取り入れたリニューアルの実施 • R4 年 9 月にリニューアル第二弾として、飲食店やチャレンジショップ等を備えた OMACHI360 がオープン。
56	学生と商店街の連携事業	学生と商店街が連携したイベントの開催等	学生・商店街	○	• はりまやストリートフェスティバルの開催 • 商店街と学生のまちづくり勉強会を実施

○公共交通の利便増進に寄与する事業

事業名		事業内容	実施主体	進捗状況	主な実績等
57	観光周遊バス運行事業	高知駅と桂浜を発着点として市内の観光地を経由する MY 遊バスの運営、中心市街地の飲食店や店舗との連携	（公財）高知県観光コンベンション協会	○	• 「MY 遊バス」の運行 • 観光施設や宿泊施設等において割引特典，サービス等を付与
58	公共交通利用促進事業	公共交通の利用を促進させるためのイベント、広報等	市・交通事業者	○	• IC カード「ですか」無料配布キャンペーン、高齢者おでかけ支援定期「おでかけ電車 65」販売等を実施
59	バス路線再編事業	分かりやすく使いやすい路線網の再編	市・交通事業者	○	• 長距離系統を短距離系統に分割するなどして，利用しやすいバス路線網へ再編
60	バス停整備事業	バス待機機能を備えたバス停の整備	市・とさでん交通㈱	○	• 劣化したバス停を更新するためバス停整備を実施

(4) 評価指標の達成状況と評価

評価指標１：中心市街地の居住人口の割合

基準値	目標値
1.52% （平成 28 年度末）	1.65% （令和 4 年度末）

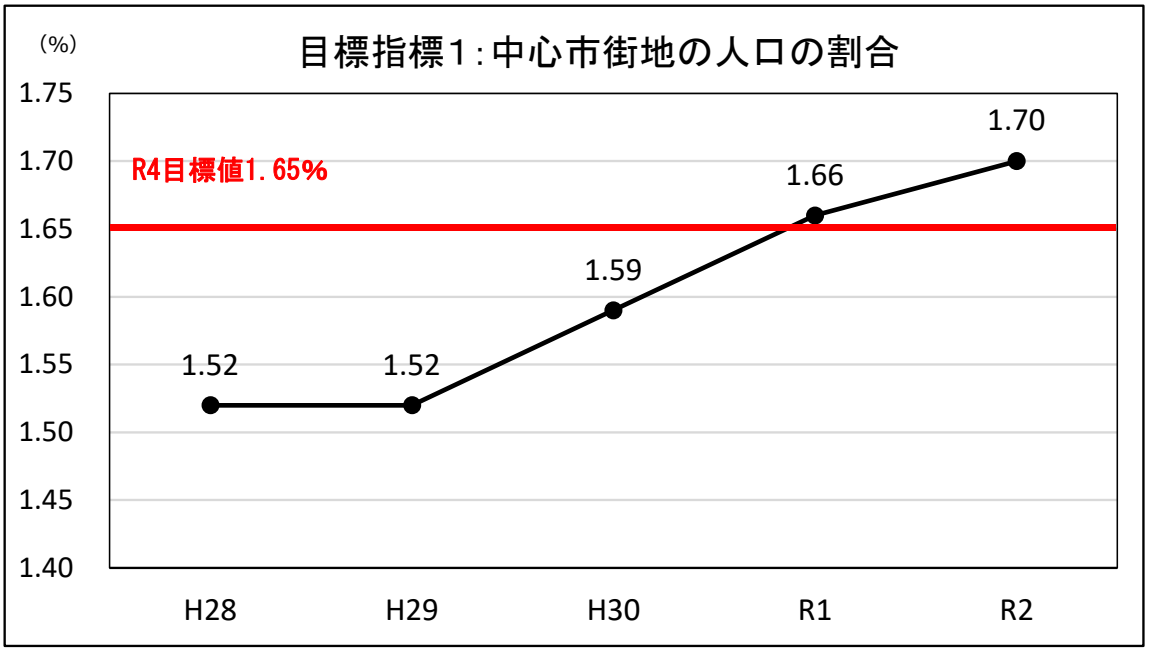

■中心市街地の居住人口割合の推移

〈達成状況〉

中心市街地の人口については、主要事業である民間分譲マンションの整備事業が予定通り事業完了したことや、計画登載以外にもマンション建設が相次いでいることなどから、中心市街地の居住人口は平成 29 年度以降毎年増加し続けている。

新たなマンション整備は令和 3 年度に 3 棟、令和 4 年度にも 3 棟予定されていることから、今後も居住人口が増加すると予測され、目標は達成可能と見込まれる。

評価指標 2：歩行者通行量（平日・休日合計）※2 日・17 地点

基準値	目標値
119, 447 人 （平成 28 年度）	123, 278 人 （令和 4 年度）

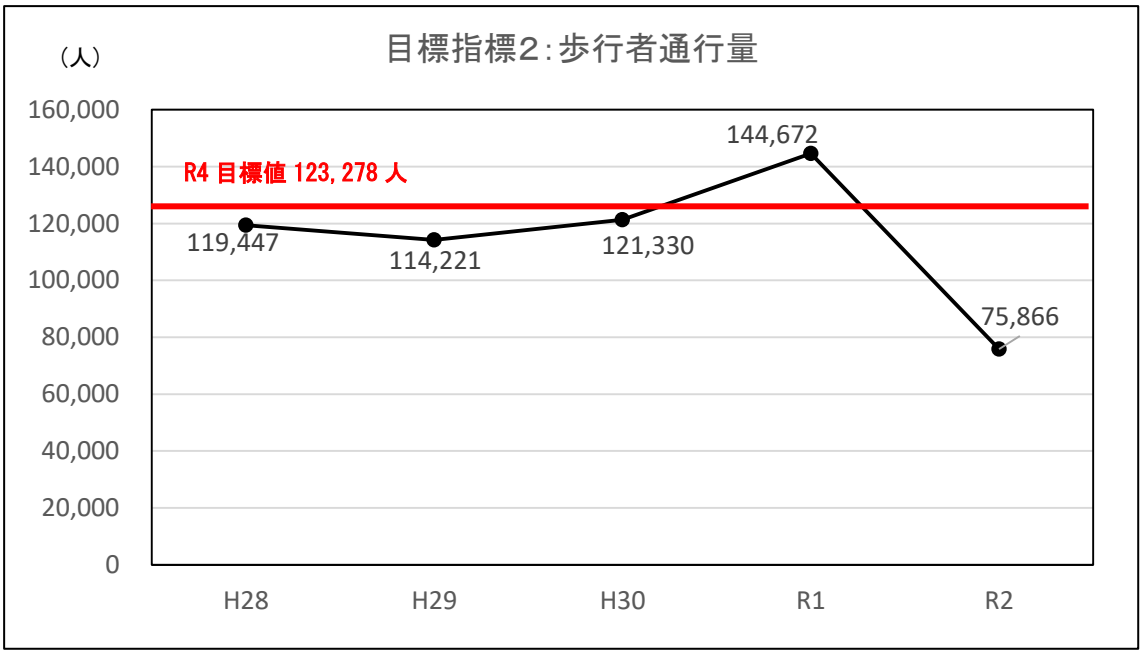

■歩行者通行量の推移

〈達成状況〉

中心市街地では帯屋町チェントロ（平成 27 年）、高知城歴史博物館（平成 29 年）、オーテピア（平成 30 年）が整備され、新たな人の流れや賑わいが生まれたことに伴い、近年は歩行者通行量が増加傾向にあり、令和元年度の歩行者通行量は 144, 672 人と、本市が中心市街地基本計画の取組を開始した平成 24 年度以降最も高くなっていた。

しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の急拡大による外出控えや観光客入込数の減少が大きく影響し、平成 24 年度の調査開始以降過去最低の数値となった。主要ハード事業は概ね順調に進捗している一方で、ソフト事業については、数多くのイベントが中止や規模縮小を余儀なくされ、今後についてもコロナの収束が不透明であるため、コロナ以前に設定した目標を達成することは困難と考える。

評価指標３：拠点施設入館者数
※オーテピア・高知城歴史博物館・かるぽーと・高知よさこい情報交流館の４施設

基準値	目標値
1,159,555 人 （平成 28 年度）	1,748,000 人 （令和 4 年度）

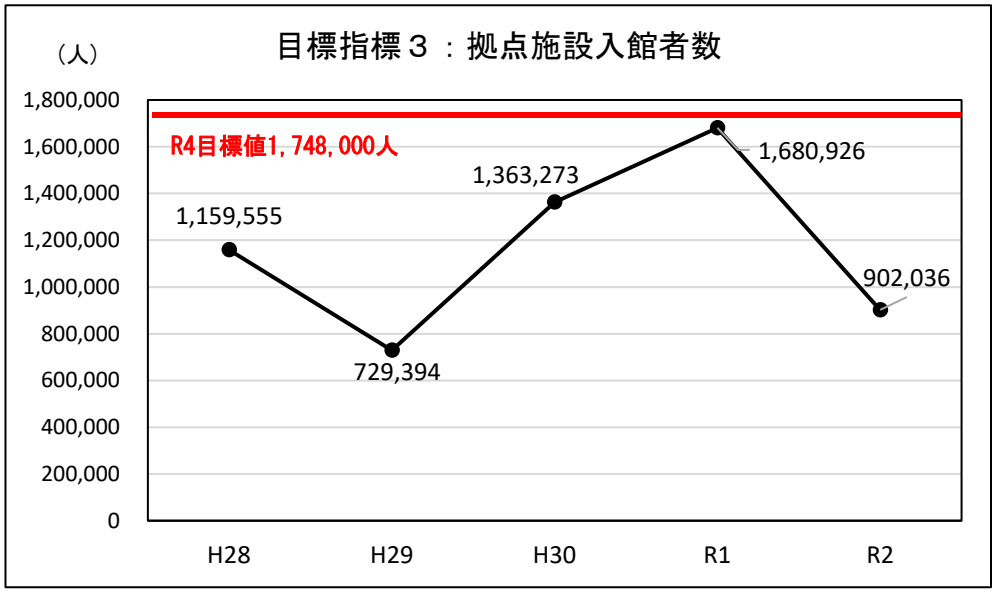

■拠点施設入館者数の推移

〈達成状況〉

拠点施設の入館者数については、オーテピア開館（平成 30 年 7 月）や事業の進捗により増加傾向となっていたが、一転して令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により各施設が休館していたことやイベントの中止及び外出控えなどが影響し、前年の 4 割以上の落ち込みとなった。

各拠点施設では感染症対策を行いながら各ソフト事業の展開に努めているものの、オンラインや密集を回避する規模での実施が今後のニューノーマルとなっていくことに加え、拠点施設の一つである「かるぽーと」は令和 4 年度から大規模改修が予定されており全館休館になることから、目標を達成することは困難と考える。

（５）　前計画の総括

指標である「中心市街地の居住人口」は、マンション建設等により増加傾向であり、居住環境の機能の集約化も進められていることから、コンパクトシティの形成が図られており、令和 2 年度時点で目標値も達成されている。

一方で、「歩行者通行量」と「拠点入館数」は、平成 29 年から令和元年にかけて増加傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の急拡大により大きく減少することとなり、目標達成することは困難であると思われる。

新型コロナウイルス感染症を機に人々の生活や働き方に大きな変化が求められ、中心市街地における、人々の働き方や過ごし方においても変化が生じていると考えられ、コロナ収束後、「歩行者通行量」や「拠点入館数」の回復が見込めたとしても、今後更なる増加は難しいことが考えられる。また、前計画で事業進捗率は 97%であるものの、令和 3 年 7 月の市民意識調査結果では、5 年前（平成 28 年）と比較して中心市街地が「活性化していない」と答えた人は 44.9%と約半数いる状況である。

以上のことから、コンパクトシティ形成に向け、前計画では主要のハード事業を展開し、居住人口の確保と多くの人が回遊する仕組みづくりを進めることができたが、営業店舗数の減少傾向や市民意識調査における市民の評価を踏まえると、次期計画は、コロナ禍を踏まえ、快適性や利便性など、より中心市街地の「質を高める」ことが重要課題であり、質を高めるために、商業・観光・文化などのあらゆる機能を強化・充実させることで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中心市街地の求心力と回遊性を回復させていくことが求められる。

［5］中心市街地活性化の課題

【課題1】居住者･来街者ニーズへの対応

中心市街地の人口が増加している一方で、営業店舗数が減少しており、今後、居住者と来街者の快適性や利便性を向上させ、「高知市の顔」として中心市街地を維持するためには、多彩な店舗・業種を集積させ、働く場所としても存在感を高めていく必要がある。

【課題2】中心市街地のさらなる魅力向上

商業・観光・文化・教育など多様な施設が集積しており、第二期計画までの事業によりオーテピア等のハードが整備され、中心市街地の魅力が向上したものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、来街者数や滞在時間の回復が課題となっている。

[6] 中心市街地活性化の基本的な方針

＜中心市街地活性化の考え方＞

暮らしたいまち･働きたいまちの実現

「立ち寄りたい」「滞在したい」と思い、日頃よく利用したくなるまちづくりを進めることで、中心市街地を主に利用する居住者や通勤・通学者が、快適で居心地よく感じられる空間を実現し、地元に愛着を感じることで「暮らしたいまち」、「働きたいまち」の実現を図る。

訪れたくなるきっかけづくり･滞在したくなる仕組みづくり

商業・観光・文化など、あらゆる機能を強化・充実させることで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中心市街地の求心力と回遊性を回復させていく。市郊外、県内外、海外から来街者及び交流者を少しずつ回復・増加させることで事業者・店舗の増加や売上向上にもつなげる。また、高齢の方や障害のある方など、誰もが安心して訪れ、楽しく快適に過ごせるまちづくりを推進する。

以上のことから、新計画における中心市街地の活性化は、前計画の課題を解決するとともに、中心市街地に暮らす人、中心市街地で働く人、中心市街地に訪れる人など各ターゲットがこの地に魅力を感じ、一緒に魅力を創ることのできる『おまち』として、質の高い中心市街地の形成を目指す。

【基本コンセプト】

暮らす･働く･訪れ遊ぶ　魅力共創の『おまち』へ

■中心市街地の目指すべき姿（イメージ）

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 中心市街地の位置

高知市は、四国山脈を背景に太平洋に面した南国の都市であり、高知県の中央部、浦戸湾の奥に発達した県都である。約 400 年前、四国の覇者といわれた長宗我部元親が施政するに至った後、政治、経済、文化の中心都市として発展し続け、さらに幕末には坂本龍馬、武市瑞山等勤王の志士を輩出し、維新の礎を築いた。

このような本市にあって、慶長 6 年（1601 年）関ヶ原合戦の勲功により土佐 24 万石の領主に封ぜられて入国した山内一豊が慶長 8 年（1603 年）大高坂山に城を築き、ここに城下町をつくったことが中心市街地の始まりである。

その後、道路や鉄道など都市基盤の整備や戦災などを経たものの、中心市街地の基本的な位置や構造に大きな変化はなく、現在の中心市街地は城下町の面影を色濃く受け継ぐものとなっている。

これらのことから、商業、業務、文化、行政など多様な都市機能が集積している城下町を中心とする範囲を中心市街地の位置とする。

■位置図

［2］区域

＜区域設定の考え方＞

中心市街地の区域は、より効果的な整備を行い、早期に活性化効果を発現させることが求められることから、以下の４点に留意して設定し、148ha とする。

（高知市の面積　30,900ha、中心市街地区域　148ha　、高知市全体の面積に対する計画区域の割合　約 0.48％）

① 交通結節点であり、日常的に多くの人々が集散するとともに、多くの観光客を迎えるおもてなしの場、本市の玄関口である「JR 高知駅」を含む。
② 賑わいの核である「中心商店街」と 300 年以上の歴史を誇る、日本一の路上マーケット「日曜市」のエリアを含む。
③ 「県庁・市役所等の行政機関の集積地」、高知県立大学等の教育機関、オーテピア、高知城歴史博物館、高知市文化プラザかるぽーと、県民文化ホール等、主要な都市機能が集積するエリアを含む。
④ 商業地域（用途地域）で容積率が 600％または 500％の区域

■区域図

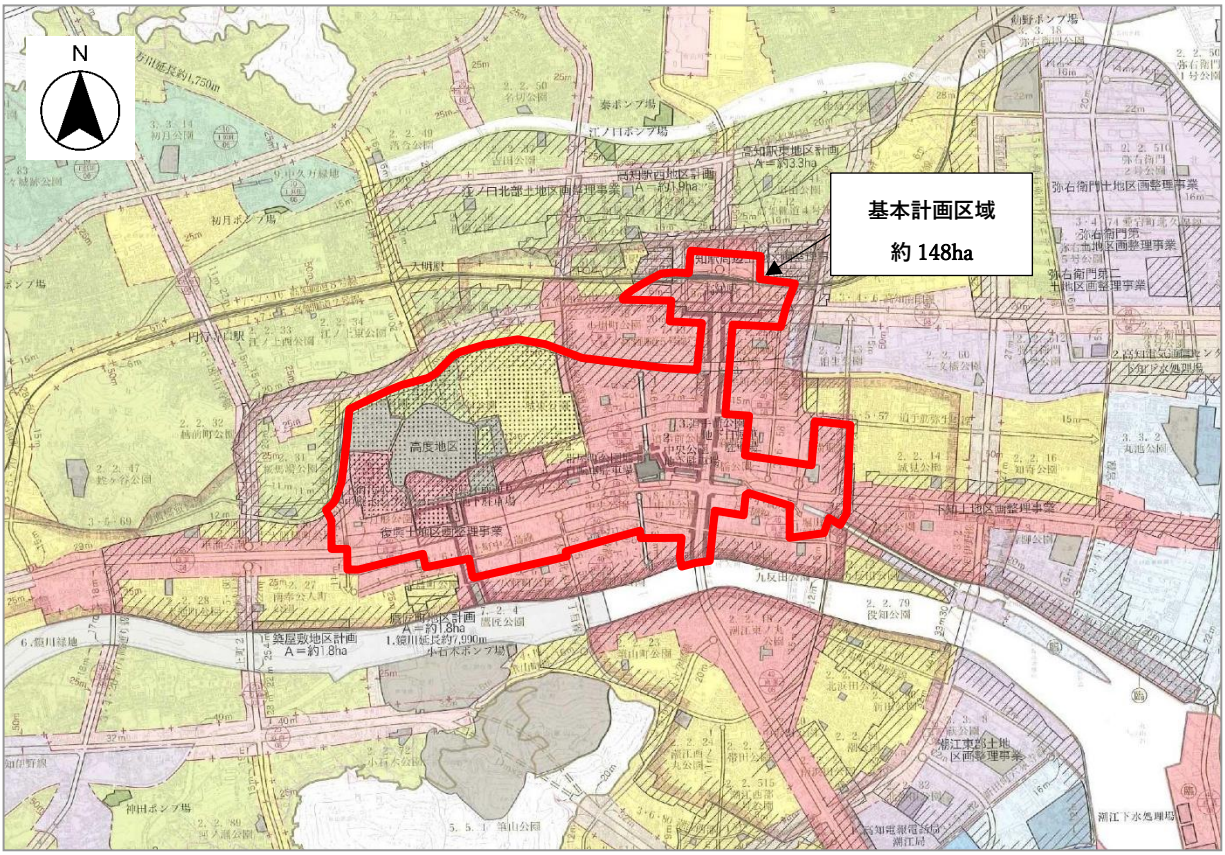

＜前計画からの変更点＞

前計画の区域設定の考え方を基に、新たに下記のエリアを追加する。

①　高知警察署

警察署は重要な都市機能であり、前計画においても高知警察署の立地区域を計画区域に含めていた。令和４年４月、高知警察署は市道江ノ口２号線北側に新築移転したため、新署の立地区域を含む北本町一丁目のエリア 2.03ha を追加する。

②　菜園場商店街

現在整備が進められている高知広域都市計画道路事業「はりまや町一宮線」は産業道路（高知駅）と電車通り（中心市街地）をつなぐ基幹道路であり、同線に近接する菜園場商店街が平成 30 年度に新たな活性化を見込む北側エリアを商店街区域に追加したことから、拡大した桜井町一丁目のエリア 2.57ha を追加する。

■計画区域図

［3］中心市街地の要件に適合していることの説明

（１）第１号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

本市の中心市街地の面積は 148ha と全市域の 0.48％となっており、そのエリア内に約 22％の小売店舗、約 20%の事業所が集積しているほか、県庁・市役所や裁判所、郵便局、図書館などの主要な公共施設や医療・福祉施設なども数多く立地していることから、第１号要件に適合する。

①小売商業者の集積状況

中心市街地には、市全体の約 22％の小売商業者が集積し、従業者数については約 18％を占めている。

■中心市街地における商業機能の集積状況

	中心市街地（A）	市全体（B）	対市割合（A/B）
小売商業者数	715	3,212	22.3%
従業者数	4,034	23,073	17.5%

※資料：平成 28 年経済センサス「活動調査」

②事業所・従業者数の集積状況

中心市街地には、市全体の約 20％の事業所が集積し、従業者数も同じく市全体の約 20％を占めている。

■中心市街地における事業所数の集積状況

	中心市街地（A）	市全体（B）	対市割合（A/B）
事業所数	3,404	16,555	20.6%
従業者数	29,972	147,187	20.4%

※資料：平成 28 年経済センサス「活動調査」

③公共施設等の集積状況

中心市街地には、市役所や県庁をはじめとする主要な公共施設や医療・福祉施設の多くが集積している。

■主要公共施設等の位置

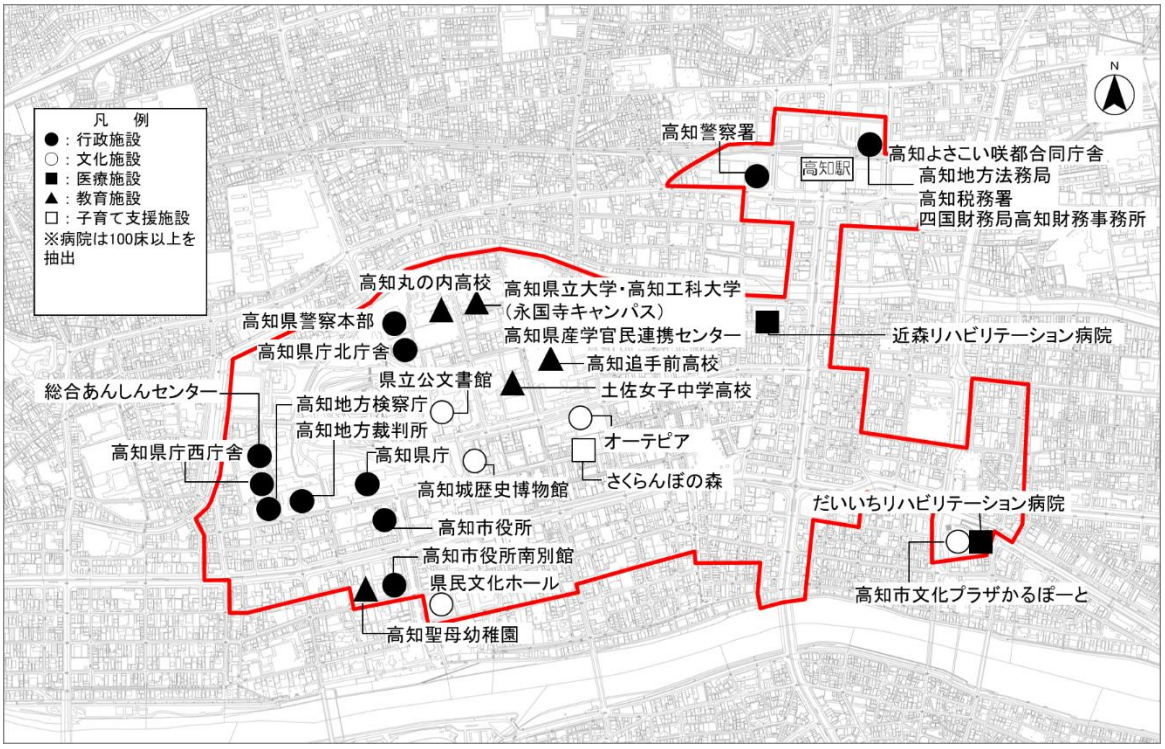

（２）第２号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

市全体が人口減少傾向にあるのに対し、中心市街地の居住人口は増加しており、機能的な都市活動の確保充実が求められる。また、令和２年度以降、中心市街地における営業店舗数の減少、歩行者通行量の減少が進んでおり、今後、市全体の経済活力の維持に支障を生じるおそれがあることから、第２号要件に適合する。

①居住人口の推移

中心市街地（本基本計画の区域をいう。以下同じ。）の人口は平成 26 年度を底にそれまでの減少トレンドを脱し増加に転じている。中心市街地の人口の市全体に占める割合は平成 23 年度時点の約 1.47％と比較して、令和２年度は約 1.70％と上回っている。

一方、市全体の人口の推移を見ると、平成 23 年度から令和２年度までに約 4.6％（15,752 人）減少している。

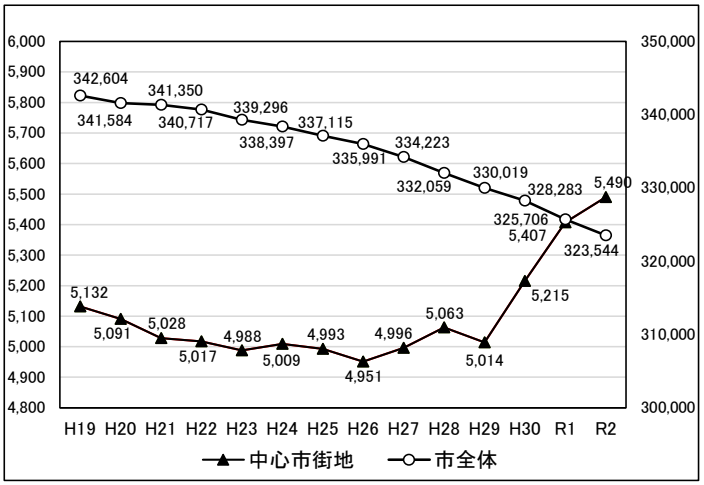

■中心市街地と市全体の人口の推移（再掲）

※資料：住民基本台帳、各年度３月 31 日現在値（外国人住民を含む。）

②商店数の推移

市内の商店街は平成 24 年、中心市街地商店街は平成 25 年をピークに以降は減少が続いた後、菜園場商店街の区域拡大により平成 30 年に増加するものの、再び減少傾向となっている。

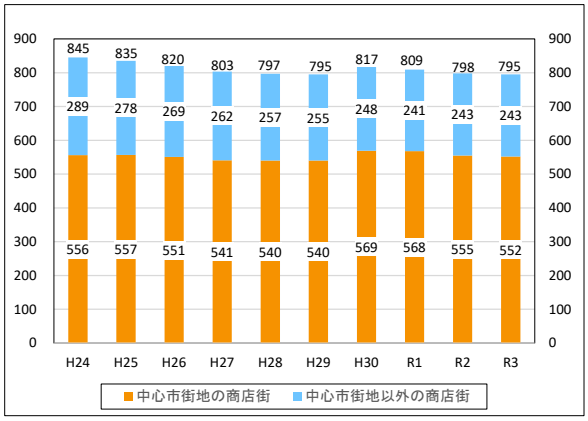

■中心市街地および中心市街地以外の商店街の営業店舗数の推移（再掲）

※データ：「商店街空き店舗調査」（高知市、高知商工会議所実施）

③大規模小売店舗の状況

中心市街地では、平成 26 年 8 月にリブロードが閉店し、大規模小売店舗は高知大丸など 3 店舗のみとなっている（令和 4 年 3 月現在）。一方、郊外では駐車場が整備されたロードサイド型店舗の立地が続いている。市内の店舗面積 3,000 ㎡以上の小売店に占める中心市街地の店舗面積は 13.7%となっている。

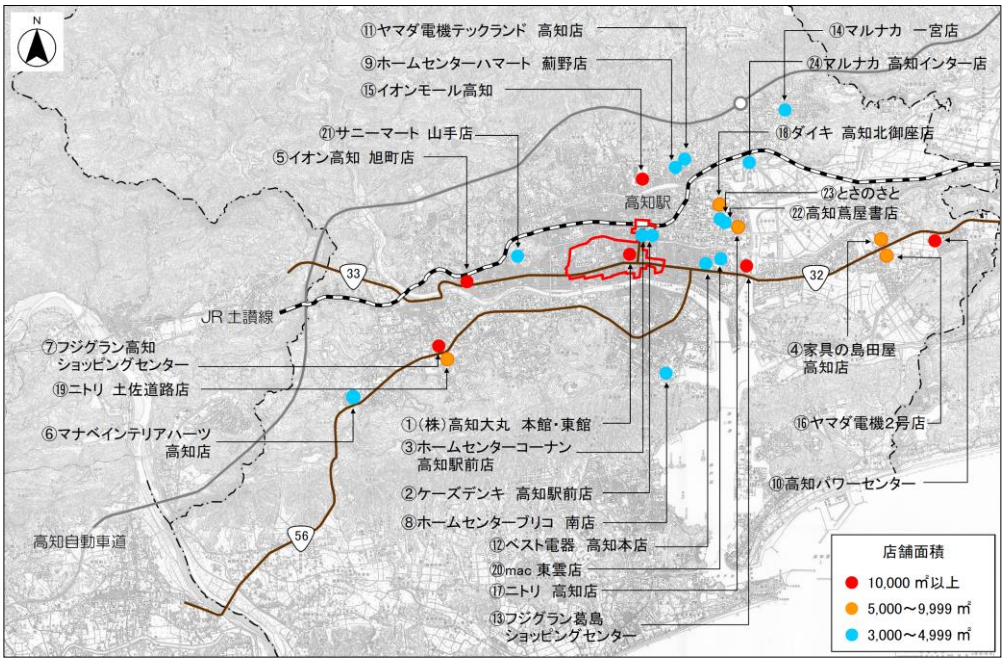

■大規模小売店舗の立地状況（再掲）

④歩行者通行量の推移

中心市街地では平成 27 年度に帯屋町チェントロ，平成 29 年度に高知城歴史博物館，平成 30 年度にオーテピアが整備され，新たな人の流れや賑わいが生まれたことに伴い，近年は歩行者通行量が増加傾向にあり，令和元年度の歩行者通行量は 144,672 人と，本市が中心市街地基本計画の取組を開始した平成 24 年度以降最も高くなっていた。

しかし，令和 2 年度以降新型コロナウイルス感染症拡大により来街者は減少傾向となり，令和 2 年度の調査日は，高知県が飲食店等に営業時間短縮を要請した期間中で市民・県民が不要不急の外出を控えていたことから計測結果は 75，866 人と，平成 24 年度の調査開始以降最も低い数値となった。

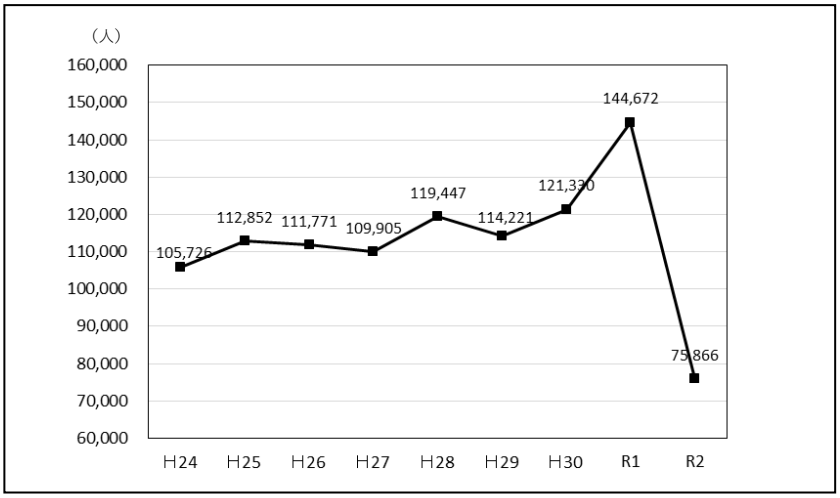

■歩行者通行量の推移

（３）第３号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

本市の 2011 高知市総合計画の目指すべき都市像を実現していくためには、本市の特性を生かしたコンパクトで魅力的な都市の形成や都市計画マスタープランに基づく土地の高度利用の推進や都心居住の促進、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域における中心市街地の活性化を進めていくことが必須となる。

これらの上位・関連計画の推進と中心市街地の活性化は、本市の発展に寄与するだけでなく、生活圏を一体とする周辺地域の発展にも有効かつ適切であり、第３号要件に適合している。

①上位・関連計画との整合

【2011 高知市総合計画】

将来の都市像「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」の実現のために掲げた施策大綱の一つ「まちの環」では、「市街地中心部において、商業機能や業務機能をはじめとした都市機能の充実を図るとともに、歴史文化を軸としてにぎわいと求心力の向上に取り組むなど、風格と魅力のあるまちをめざします。」との記載がある。

【高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

令和２年４月に策定した高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標に「地産外商、観光振興等による産業活性化と安定した雇用の創出」、「新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する、女性の活躍の場を拡大する」、「バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心なくらしを守る」を掲げている。その中で中心市街地の活性化を図ることとしており、具体的な施策、重要業績指標（KPI）を以下のとおり設定している。

＜基本目標 4＞

バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心なくらしを守る

具体的な施策：中心市街地活性化基本計画推進事業

⇒KPI：中心市街地の居住人口の割合　1.65％

　　中心市街地の活性化に関する市民満足度　50.4％

【高知市都市計画マスタープラン】

にぎわいと活力のある都心の形成、歴史と文化を感じさせる風格ある まち、安全・安心の確保

【高知市立地適正化計画】

立地適正化計画における都市機能誘導区域は中心市街地を包含している。

【高知市交通バリアフリー基本構想】

誰もが安全かつ快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり

②中心市街地活性化による周辺への波及効果

高知県の県都である高知市は高知観光の重要な拠点となっていると同時に、中心市街地における観光振興や魅力的な商業集積地の形成は、高知県全体の観光・経済・産業等の発展にとって重要な要素である。

また、多くの都市機能が集積し、高知県全域に及ぶ商圏を形成する中心市街地は、高知市内外の居住者にとっても就業や都市活動の場となっていることから、中心市街地の活性化は高知市及び高知県全体の発展に大きく寄与するものである。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地の活性化の目標

高知市中心市街地活性化の基本的な方針を踏まえ、以下の 2 つの目標を定める。

目標①　暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち

これまで住み続けられるための居住環境等の整備が現行計画で進められてきた。中心市街地を日常亭に利用する層が居住者や通勤・通学者であることを踏まえ，中心市街地に住む人は「住み続けたい」と思うこと、また中心市街地外に住む人が「中心市街地に住みたい」「働きたい」と思うような居心地の良い空間や魅力を作っていくために、都市公園のリニューアルやマンション整備、空き店舗の活用等に取り組むことで、前計画の施策効果により増加傾向となっている居住人口を維持向上させ、市全体の賑わいや活力を創出する拠点としての機能の充実を図り、日常利用する子どもや若者、高齢者まであらゆる市民・住民にとっても、中心市街地で働く人にとっても便利で、「ぼっちり（＝丁度良い）」な、ずっと暮らしたい、働きたいと思う「おまち」を目指す。

目標②　おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復

商業・観光・文化・教育など多様な機能が集積しており，前計画までの事業によりオーテピア等のハード整備が進捗し、中心市街地の魅力が向上したものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり来街者数や滞在時間が減少したため、その回復を図る。そのために、高知大丸のローカリティフロアの展開やオーテピア西敷地利活用事業、商店街イベント事業の推進、シェアサイクルの導入等の施策に取り組むことで、中心市街地の魅力向上と賑わいの回復を図り、魅力ある店舗やコンテンツの体験・交流の機会を増やし、何度でも訪れたくなる「おまち」を目指す。

[2] 計画期間

本基本計画の計画期間は、令和 5 年 4 月から事業の推進及び完了による活性化効果が見込まれる令和 10 年 3 月までの 5 年間とする。

［3］目標指標の設定

本計画は、前計画の進捗や社会情勢の変化等から生じた中心市街地の新たな課題を解決し、引き続き中心市街地全体の活性化を図っていく。

中心市街地の将来像を「暮らす・働く・訪れ遊ぶ　魅力共創の『おまち』へ」とし、新しいまちの実現を目指す目標の達成状況を的確に把握できるよう、以下の３つの目標指標を設定し、その考え方を示す。また、目標指標を補完する参考指標も設定する。

「目標１　暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち」に関する指標

〇目標指標：中心市街地の居住人口

目標１の実現に向け、中心市街地に住む人は「住み続けたい」と思うこと、また中心市街地外に住む人が「中心市街地に住みたい」「働きたい」と思うまちであるためには、中心市街地の居住人口を確保・維持していくことが必要であり、目標指標として「中心市街地の居住人口」を設定する。

〇参考指標１：中心市街地の社会増減数

目標１の実現に向け、「住み続けたい」または「中心市街地に住みたい」と思うまちであるためには、中心市街地の居住人口を確保・維持していくことが必要であり、中心市街地の人口移動を検証する参考指標として「社会増減数」を設定する。

〇参考指標２：中心市街地商店街の営業店舗数

中心市街地に暮らす人も働く人にとっても「ぼっちり」なおまちの形成に向け、営業店舗を増加させることで、多様なニーズに対応し、便利で居心地のよい空間や店舗を作っていく。そのため、目標指標の居住人の他、参考指標として「中心市街地の営業店舗数」を設定する。

〇参考指標３：中心市街地の新規出店数

中心市街地に暮らす人も働く人にとっても「ぼっちり」なおまちの形成に向け、中心市街地の新規出店数を増加させることで便利で居心地のよい空間や店舗を作り、また、「参考指標①中心市街地の営業店舗数」の確保にもつなげる。

「目標２　おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復」に関する指標

〇目標指標：中心市街地の歩行者通行量

前計画で、帯屋町チェントロや高知城歴史博物館、オーテピア等の整備により新たな人の流れが生まれた一方、コロナ禍による外出自粛やイベント中止等によりまちなかの回遊が停滞した。目標２の実現にむけ、中心市街地エリアにおいて来街者の回遊を回復・促進を図るため、前計画に引き続き、目標指標として「中心市街地の歩行者通行量」を設定する。

〇参考指標１：拠点施設入館者数

目標２の実現に向け、来街者の増加を検証するため、前計画の指標としていた拠点施設（オーテピア、高知城歴史博物館、かるぽーと、よさこい情報交流館）の入館者数を引き続き参考指標として設定する。

〇参考指標２：中心市街地商店街の空き店舗率

中心市街地の魅力向上と賑わいの回復に向け、空き店舗を活用し、魅力ある店舗を増加させることで、商店街の魅力を高め、何度でも訪れたくなる「おまち」として充実を図る。そのため、商店街のニーズへの対応と活気の向上を検証する参考指標として「中心市街地商店街の空き店舗率」を設定する。

〇参考指標３：宿泊者数

中心市街地の魅力向上と賑わいの回復に向け、ナイトタイムエコノミー等の夜間の商店街の魅力を高めることで、宿泊を含めた滞在時間及び滞在日数の延伸を図る。そのため、来訪者の滞在日数の延伸を検証する参考指標として「宿泊者数」を設定する。なお、高知市内の宿泊施設は，中心市街地及びその周辺に多く立地していることから，中心市街地の賑わいを測る参考指標として有効なものと考えられるため、高知市内の宿泊者数を参考指標として用いるものとする。

［4］数値目標の設定

（1）「目標①：暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち」に関する数値目標

○評価指標 1 ：中心市街地の居住人口

目標 1 の実現に向け、中心市街地に住む人は「住み続けたい」と思うこと、また中心市街地外に住む人が「中心市街地に住みたい」「働きたい」と思うまちであるためには、中心市街地の居住人口を確保・維持していくことが必要であり、目標指標として「中心市街地の居住人口」を設定する。

基準値		目標値
5, 529 人 （令和 3 年度末）	→	5, 776 人 （令和 9 年度末）

247 人増加

①基準値の設定

基準値は、最新実測値（令和 3 年度）を設定する。

・令和 3 年度の中心市街地の人口　5, 529 人

②数値目標の設定

数値目標は以下の積算項目により設定する。

積算項目	数値
1) 新計画において新規施策実施がない場合の令和 9 年度推計値	5, 343 人
2) 藤並公園整備事業等による居住環境向上に伴い見込まれる居住者の増加	+267 人
3) マンションの供給戸数増により見込まれる居住者の増加	+132 人
4) 移住・定住促進事業により見込まれる人口の社会増	+34 人
合計	**5, 776 人**

③数値目標の設定根拠

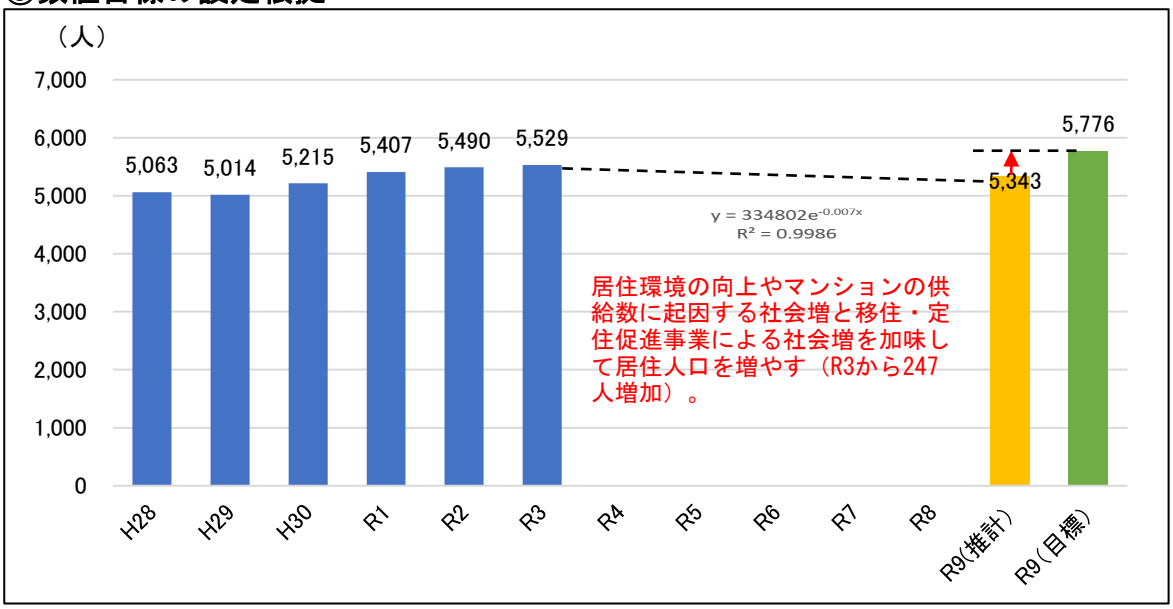

■中心市街地の居住人口の推計

１）新計画において新規施策実施がない場合の令和 9 年度推計値

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計から令和 9 年度の市全体の人口は 310,616 人と推計され、令和 3 年度人口 320,722 人から 10,106 人減少すると見込まれる。

（※推計値は、近似式により推計した数値　$y = 334802e^{-0.007x}$　$R^2 = 0.9986$）

中心市街地において新計画による新たな活性化の取組が行われない場合の令和 9 年度推計値は、現行水準のままで推移すると考えられるため、前計画期間中の中心市街地の居住人口割合の実績値※からの推計値 5,343 人とする。

（※令和 3 年度実績値 1.72%が令和 4 年以降も継続すると設定）

令和 9 年度推計値 **5,343 人**

２）藤並公園整備事業等による居住環境向上に伴い見込まれる居住者の増加

「藤並公園整備事業」による公園整備や,「空き店舗を活用した創業支援サポート事業」による新規出店及び多様な店舗の集積により居住環境を向上させることで、令和 9 年度の中心市街地の居住人口の推計値（5,343 人）の 5%（267 人）の居住人口増加を見込む。

藤並公園整備事業等における居住環境向上による居住者の増加数

・令和 9 年度の中心市街地の居住人口の推計値　5,343 人

5,343 人 × 5% ＝ **267 人増加**

３）マンションの供給戸数増により見込まれる居住者の増加

「ビ・ウェル追手筋」整備事業による民間分譲マンションの整備により 30 戸が，また,「ビ・ウェル菜園場」整備事業により住居 52 戸供給され，計 82 戸供給される。中心市街地における 1 世帯あたりの平均居住人員を 1.61 人（令和 3 年度実績）とすると，上記事業により 132 人の居住者増加を見込む。

「ビ・ウェル追手筋」「ビ・ウェル菜園場」整備事業により見込まれる増加数

・供給戸数　82 戸

1.61 人 × 82 戸 ＝ **132 人増加**

４）移住・定住促進事業により見込まれる人口の社会増

市総合計画では県外からの移住組数の目標を 200 組以上と設定していることから、そのうち、中心市街地に居住する世帯割合と、5 年間の人口増を加味し、34 人の居住者増加を見込む。

・県外からの移住組数 200 組うち、中心市街地に居住する世帯数

200 世帯 × 2.1%※ ＝ 4.2 世帯　　※市全体に対する中心市街地の世帯数の割合（令和 3 年度実績）

・5 年間の居住人口の増加数

4.2 世帯 × 1.61 人 × 5 年 ＝ **34 人増加**　※移住 1 世帯あたりの平均居住人数（令和 3 年度実績）

以上、2）～4）の効果により、433 人増加することが見込まれ、令和 9 年度の中心市街地の人口は 1）の推計値から加算した数値 **5,776 人**（5,343 人 + 433 人）となる。

④フォローアップの考え方

中心市街地の居住人口は高知市全体の居住人口と併せ、毎年住民基本台帳による集計を行い、目標達成の進捗を確認する。また、必要に応じて年代別居住者数や定着率等の動向も考慮し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

なお、目標年の令和 9 年度の数値についても、その結果を踏まえて検証を行うものとする。

○参考指標 1 ：中心市街地の社会増減数

目標 1 の実現に向け、「住み続けたい」または「中心市街地に住みたい」と思うまちを図るため、中心市街地の居住人口を確保・維持していくことが必要なため、中心市街地の人口移動を検証する参考指標として「社会増減数」を設定する。

①基準値の設定

基準値は、最新実測値（令和 3 年度）を設定する。

・基準値　令和 3 年度の中心市街地の社会増減数　75 人

②数値目標の設定

数値目標は、目標指標である「中心市街地の居住人口」から，令和 9 年度目標とする中心市街地の居住人口推計値から社会増減を算出し、92 人と設定する。

③数値目標の設定根拠

令和 9 年度の社会増減について、以下の通り算出する。

令和 9 年居住人口は令和 3 年居住人口に 6 年間の自然増減と社会増減の和で算出される。

・令和 9 年居住人口＝令和 3 年居住人口（基準値）＋ 6 年間自然増減 ＋ 6 年間社会増減

・6 年間社会増減＝令和 9 年居住人口（目標値）－ 令和 3 年居住人口（基準値）－ 6 年間自然増減

・自然増減の推計

平成 25 年～令和 3 年における中心市街地居住人口の自然増減の推移から推計すると，令和 9 年の自然増減は -51.3 人となる。

令和 9 年度の自然増減数 -51.3 人　※近似式 y ＝ 0.1402ln(x) -51.644

6 年間の自然増減数は -51.3 人 × 6 年間　＝ -307.7 人

したがって、6 年間の社会増減数は、

5,776 人 － 5,529 人 －（-307.7 人）　＝ 554.7 人

以上より、年間あたりの社会増減数は 6 年で案分し、令和 9 年目標数値として設定する。

554.7 ÷ 6 年間 ＝ 92.45 人 ≒ **92 人**

○参考指標２：中心市街地商店街の営業店舗数

中心市街地に暮らす人も働く人にとっても「ぼっちり」なおまちに向け、営業店舗を増加させることで、多様なニーズに対応し、便利で居心地のよい空間や店舗を作っていく。そのため、目標指標の居住人口の割合の他、参考指標として「中心市街地商店街の営業店舗数」を設定する。

※中心市街地商店街は以下のとおり

はりまや橋商店街，京町商店街，新京橋商店街，壱番街商店街，帯屋町一丁目商店街，帯屋町二丁目商店街，おびさんロード商店街，中の橋商店街，柳町商店街，大橋通り商店街，魚の棚商店街，天神橋通商店街，菜園場商店街，升形商店街

基準値		目標値
552 店舗 （令和 3 年度）	→	571 店舗 （令和 9 年度）

19 店舗増加

①基準値の設定

基準値は、最新実測値（令和 3 年度）を設定する。

・令和 3 年度の中心市街地の営業店舗数　552 店舗

②数値目標の設定

数値目標は以下の積算項目により設定する。

積算項目	数値
1) 新計画において新規施策実施がない場合の令和 9 年度推計値	536 店舗
2) 主要事業の実施による積算	+35 店舗
合計	**571 店舗**

③数値目標の設定根拠

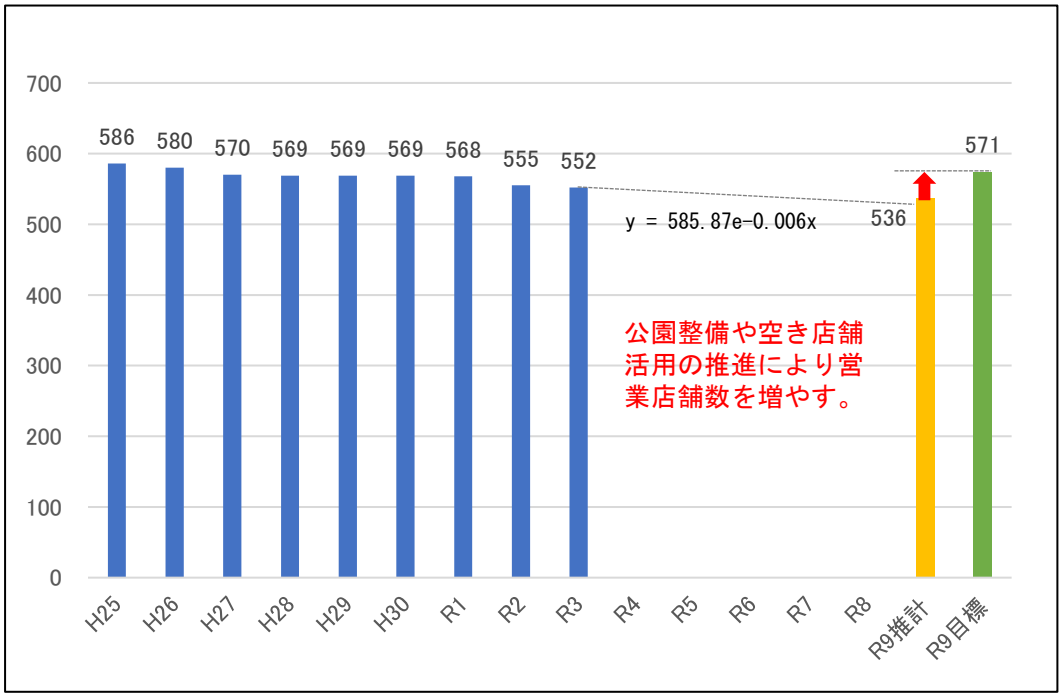

■中心市街地の営業店舗数の推計

１）新計画において新規施策実施がない場合の令和 9 年度推計値

高知商工会議所と高知市が毎年 12 月に実施している商店街空き店舗調査における平成 25 年～令和 3 年の数値から推計を行った令和 9 年の値は 536 店舗となった。

・令和 9 年度営業店舗数（推計値）　**536 店舗**　※近似式：$y = 585.87e^{-0.006x}$

２）主要事業の実施による積算

藤並公園の再整備による回遊性の向上や民間マンション整備事業による居住者の増加により近隣エリアでの買い物やサービスのニーズが高まり，空き店舗を活用した移住定住＆創業支援サポート事業，空き店舗ツアー事業の実施により，中心市街地 14 商店街のうち半数の商店街で年間 1 店舗が増加すると仮定し，5 年間で 35 店舗の増加を見込む。

・主要事業の実施による出店数の増加
（14 商店街÷2）× 1 店舗増/年 × 5 年間 ＝ **35 店舗増**

以上、1）～2）の合計により、令和 9 年度の営業店舗数の目標を 571 店舗と設定する。

536 店舗 + 35 店舗 ＝ **571 店舗**

○参考指標３：中心市街地の新規出店数

中心市街地に暮らす人も働く人にとっても「ぼっちり」なおまちに向け、中心市街地の新規出店数を増加させることで便利で居心地のよい空間や店舗を作り、また、「参考指標①中心市街地の営業店舗数」の確保にもつなげる。

基準値		目標値
64 店舗 （平成 29 年度 −令和 3 年度累計）	→	85 店舗 （令和 5 年度 −令和 9 年度累計）

21 店舗増加

①基準値の設定

基準値は、前期計画登載の空き店舗対策事業における本市の補助事業を活用し，中心市街地エリアに出店した店舗数（平成 29 年～令和 3 年）を設定する。

・基準値　平成 29 年度から令和 3 年度の累計新規出店数　64 店舗

②数値目標の設定

数値目標は以下の積算項目により設定する。

積算項目	数値
1) 前期計画の空き店舗対策事業の継続による出店数の積算	75 店舗
2) 新規事業の実施による出店数の増加	+10 店舗
合計	**85 店舗**

③数値目標の設定根拠

１）前期計画登載事業における創業支援施策の継続

前期計画登載の空き店舗対策事業における本市の補助事業を活用し，中心市街地エリアに出店した店舗の令和元年から令和 3 年までの合計数は 43 店舗であり、1 年度当たりの平均出店数は約 15 店舗となる。新計画においても支援施策を継続した場合，15 店舗×5 年間＝75 店舗と見込む。

・1 年度あたりの高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金による出店数（令和元年から令和 3 年実績）
　43 店舗 ÷ 3 年間 ＝ 14.3 店舗 ≒ 15 店舗
・令和 5 年～令和 9 年の出店数（推計）
　15 店舗 × 5 年間 ＝ 75 店舗

２）新規事業の実施による出店数の増加

空き店舗を活用した創業支援サポート事業において，移住者を対象にした創業支援のメニュー拡充や，中心市街地空き店舗ツアー事業の実施により，中心市街地における出店を促進することで，年間 2 店舗，5 年間で 10 店舗の出店を見込む。

・空き店舗を活用した創業支援サポート事業による出店数
　2 店舗 × 5 年間 ＝ 10 店舗

以上より、1）～2）の効果により、**85 店舗**出店すると設定する。

（２）「目標②　おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復」に関する数値目標

○評価指標２：中心市街地の歩行者通行量（17 地点・冬季・平日休日 2 日の合計）

基準値		目標値
104, 188 人 （令和 3 年度）	→	128, 004 人 （令和 9 年度）

23, 816 人増加

①基準値の設定

基準値は最新実測値（令和 3 年度 104, 188 人）を用いる。

・基準値　令和 3 年度 104, 188 人

②数値目標の設定

数値目標は以下の積算項目により設定する。

積算項目	数値
1）新計画において新規施策実施がない場合の令和 9 年度推計値	98, 361 人
2）高知大丸「OMACHI360」の展開による増加	+1, 302 人
3）オーテピア西敷地利活用事業による増加	+3, 385 人
4）商店街イベント事業による増加	+4, 918 人
5）シェアサイクル事業による増加	+90 人
6）新型コロナウイルス感染症の収束による賑わいの回復	+19, 948 人
合計	**128, 004 人**

③数値目標の設定根拠

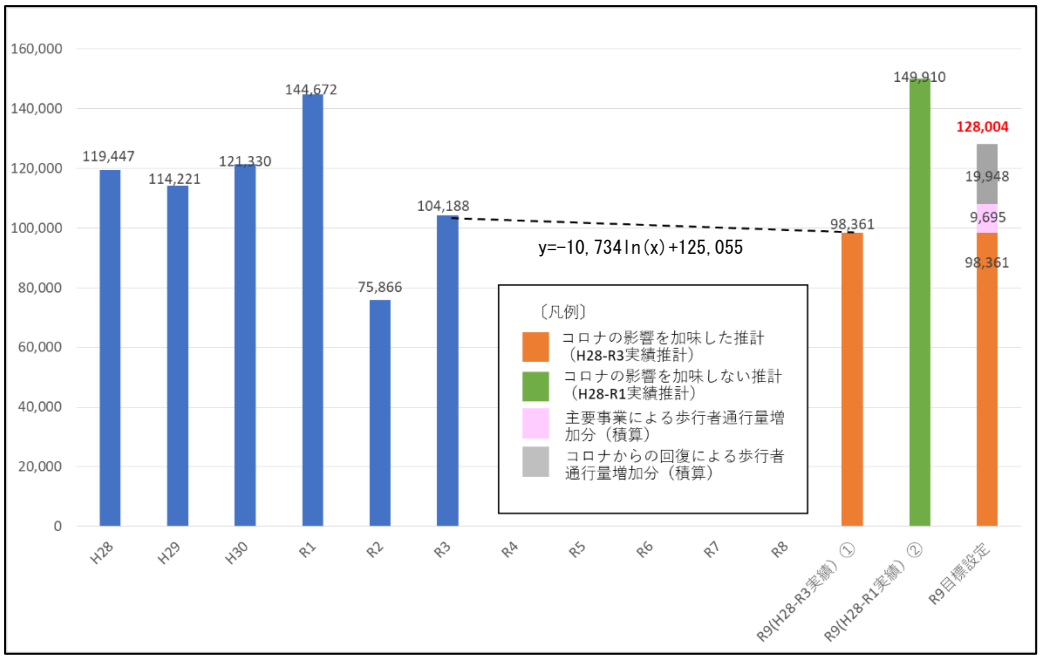

■歩行者通行量の推移

１）新計画において新規施策実施がない場合の令和 9 年度推計値

中心市街地において新計画による新たな活性化の取組が行われていない場合の令和 9 年度推計値は、現行水準のままで推移すると考え、前計画期間中の実績値からの推計値 98,361 人とする。

・令和 9 年度推計値　**98,361 人**
※推計値は、近似式により推計した数値　y ＝ -10,734ln(x) + 125,055

２）高知大丸「OMACHI360」の展開

本事業の展開により、高知大丸に近接した周辺商店街等（東エリア）の歩行者通行量 5%増加が見込む。

・令和 9 年度推計値（東エリア）26,039 人
※推計値は、近似式により推計した数値　y ＝ -4994ln(x) + 38449
26,039 人 × 5% ＝ **1,302 人増加**

３）オーテピア西敷地利活用事業による増加

オーテピア西敷地利活用により、西敷地周辺商店街の歩行通行量 5%増加が見込む。

・令和 9 年度推計値（西エリア）67,691 人
※推計値は、近似式により推計した数値　y ＝ -5534ln(x) + 81441
67,691 人 × 5% ＝ **3,385 人増加**

４）商店街イベント事業による増加

各商店街の創意工夫によるイベント開催により、イベント会場の周辺エリアを回遊することで、令和 3 年度基準値の歩行者交通量に対して 5%増加すると見込む。

・令和 9 年度推計値　98,361 人
98,361 人 × 5% ＝ **4,918 人増加**

５）シェアサイクル事業による増加

新たに導入するシェアサイクルはサイクルポート 5 か所，自転車台数 30 台を想定しており，令和 9 年度における 1 台・1 日当たりの回転率目標値（0.5）から 1 日あたりの利用者数を算出，シェアサイクル利用者が中心市街地を 3 か所程度回遊すると仮定し 90 人の増加を見込む。
30 × 0.5 × 3 箇所 × 2 日間 ＝ 90 人

・1 日あたり利用者数　30 台 × 0.5 ＝ 15 人
15 人 × 3 か所 × 2 日間（平日・休日） ＝ **90 人増加**

６）新型コロナウイルス感染症の収束による賑わいの回復

前計画では、令和元年度時点で目標値を達成しており、新型コロナウイルス感染症拡大前（令和元年度）までの実績を加味した推計値によると 149,910 人の増加傾向が期待できた。

しかし、感染症拡大の影響により令和 2 年度以降大きく減少しており、令和 3 年度実績値を加味した新計画において施策を講じなかった場合、令和 9 年では 98,361 人と推計されることから、ウィズコロナ、アフターコロナにおいて、急激な歩行者通行量の数値回復、増加を見込むことは難しいことを考慮し、「令和元年度までの実績を加味した推計値」と「令和 3 年度までの実績を加味した新計画において施策を講じなかった場合の推計値」の中間値程度の回復を想定する。

ア）新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度までの実績を加味した令和 9 年度推計値 149,910 人

※推計値は、近似式により推計した数値 y ＝ 14,785ln(x) + 113,171

イ）令和 3 年度までの実績を加味した令和 9 年度推計値　98,361 人

※推計値は、近似式により推計した数値 y ＝ -10,734ln(x) + 125,055

ウ）ア）とイ）の中間値

（149,910 人 - 98,361 人）÷ 2 ＝ **19,948 人増加**

④フォローアップの考え方

現在実施している「商店街歩行者通行量調査」を活用し、毎年調査・集計を行い、目標達成進捗を確認するとともに、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

なお、歩行者通行量は天候により測定値が左右されるため、予備日を設定するなど、同条件で測定できるように留意する。

目標年である令和 9 年度の数値についても、調査結果を踏まえて検証を行うものとする。

○参考指標１：拠点施設入館者数

コロナ禍を踏まえ、来街者数や滞在時間を増加させるため、今後、高知大丸のローカリティフロアの展開やオーテピア西敷地利活用など東エリア・西エリア各々での回遊の向上と各拠点施設の磨き上げにより、来街者の増加を図る。そのため、来街者の増加による賑わいの回復を検証する参考指標として「拠点施設入館者数」を設定する。

基準値		目標値
1,020,017 人 （令和 3 年度）	→	1,600,350 人 （令和 9 年度）

580,333 人増加

①基準値の設定

以下拠点施設の令和 3 年度入館者数を対象として設定する。

・基準値　令和 3 年度入館者数　1,020,017 人

対象拠点施設	令和 3 年度入館者数
オーテピア	766,467 人
高知城歴史博物館	34,430 人
かるぽーと	201,112 人
高知よさこい情報交流館	18,008 人
合計（基準値）	1,020,017 人

②数値目標の設定

数値目標は以下の積算項目により設定する。

積算項目	数値
1) オーテピアにおけるソフト事業による増加	+233,533 人
2) 高知城歴史博物館ソフト事業による増加	+50,570 人
3) かるぽーとにおける芸術文化振興事業，まんがイベント事業による増加	+260,888 人
4) 高知よさこい情報交流館運営事業による増加	+35,342 人
5) 令和 3 年度入館者数実績	1,020,017 人
合計	**1,600,350 人**

③数値目標の設定根拠

1) オーテピアにおけるソフト事業による増加

オーテピア高知図書館は従来の図書館機能に加えて，点字図書館及びプラネタリウムを備えたこうちみらい科学館を併設しており，充実したサービスを継続して提供するほか，中心商店街におけるイベントへの参画や，オーテピア多目的広場を活かしたイベントの開催を新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施していくことにより，年間入館者数 1,000,000 人を目指す。

・オーテピアにおける年間入館者数の増加数

1,000,000 人（令和 9 年度目標）－ 766,467 人（令和 3 年度実績）＝ <u>233,533 人増加</u>

2)高知城歴史博物館ソフト事業による増加

高知城歴史博物館は，体験型の展示や映像，多彩な企画展・講座のほか，歴史まちあるき・ワークショップ・周遊企画等の開催や，日曜市や商店街と関連した取組により，年間入館者数 85,000 人を目指す。

・高知城歴史博物館における年間入館者数の増加数
85,000 人（令和 9 年度目標）－ 34,430 人（令和 3 年度実績）＝ 50,570 人増加

3)芸術文化振興事業，まんがイベント事業による増加

市民の文化創造と生涯学習の拠点である高知市文化プラザかるぽーとでは，多彩な芸術文化イベントや夏季大学・市民学校などの学習講座の開催のほか，高知の文化資源であるまんが関連のイベントの充実等により年間入館者数 462,000 人を目指す。

・かるぽーとにおける年間入館者数の増加数
462,000 人（令和 9 年度目標）－ 201,112 人（令和 3 年度実績）＝ 260,888 人増加

4)高知よさこい情報交流館運営事業による増加

高知よさこい情報交流館は全国に広まった高知のよさこい祭りの情報発信や企画展の開催，体験型イベントを行っている。令和 4 年度はよさこい祭り特別演舞も開催されたことから，今後は地元商店街と連携しイベントの実施，企画展等の開催を継続，新規開催を行うことで，中心市街地への来街者増加に寄与し，入館者数 53,350 人を目指す。

・高知よさこい情報交流館における年間入館者数の増加数
53,350 人（令和 9 年度目標）－ 18,008 人（令和 3 年度実績）＝ 35,342 人増加

以上より、1）～4）から令和 9 年度では入館者数 580,333 人の増加が見込まれ、令和 3 年度実績から加算し、令和 9 年度の入館者数の目標を 1,600,350 人と設定する。

○参考指標２：空き店舗率

中心市街地の魅力向上と賑わいの回復に向け、空き店舗を活用し、魅力ある営業店舗を増加させることで、商店街の魅力を高め、何度でも訪れたくなる「おまち」として充実を図る。そのため、商店街のニーズへの対応と活気の向上を検証する参考指標として「空き店舗率」を設定する。

基準値		目標値
15.8% （令和 3 年度）	→	14.4% （令和 9 年度）

1.4%改善

①基準値の設定

基準値は最新実績値（令和 3 年度 15.8%）を用いる。

基準値　令和 3 年度 15.8%

②数値目標の設定

数値目標となる空き店舗率を算出するための空き店舗数について以下の積算項目により設定する。

積算項目	数値
1)新計画において新規施策実施が無い場合の令和 9 年度推計値	113 店舗
2)＜目標 1 参考指標＞営業店舗数増加目標に係る空き店舗を活用した出店数の積算	−17 店舗
合計	**96 店舗**

③数値目標の設定根拠

1）新計画において新規施策実施が無い場合の令和 9 年度推計値

高知商工会議所と高知市が毎年 12 月に実施している商店街空き店舗調査における平成 25 年～令和 3 年の数値から推計を行った令和 9 年度の値は 113 店舗となった。

・令和 9 年度空き店舗数（推計値）　**113 店舗**　※近似式：　y　＝　89.256e0.0159x

2）目標 1 参考指標営業店舗数増加目標に係る空き店舗を活用した出店数の積算

目標 1 参考指標で掲げる営業店舗数増加分を加味し，令和 9 年度の空き店舗数の目標を設定する。

目標 1 の参考指標，中心市街地商店街の営業店舗数の積算に係る営業店舗数の増加分（35 店舗）のうち，50%分を空き店舗を活用して起業したと想定すると令和 9 年度の空き店舗数は 96 店舗となる。

・営業店舗数増加目標に対する空き店舗数の積算

113 店舗（令和 9 年度空き店舗数推計値）－ 35 店舗 × 50% ＝ **96 店舗**

よって、1)～2）から、令和 9 年度空き店舗率は、

令和 9 年度推計値（空き店舗数）÷｛令和 9 年度目標値（営業店舗数）+ 令和 9 年度目標値（空き店舗数）｝で算出する。

96 店舗 ÷（571 店舗 + 96 店舗）＝ **14.4%**

○参考指標３：宿泊者数

中心市街地の魅力向上と賑わいの回復に向け、ナイトタイムエコノミー等の夜間の商店街の魅力を高めることで、宿泊を含めた滞在時間及び滞在日数の延伸を図る。そのため、来訪者の滞在日数の延伸を検証する参考指標として高知市内の「宿泊者数」を設定する。

基準値		目標値
119 万人泊 （令和元年度）	→	127 万人泊 （令和 9 年度）

8 万人泊増加

①基準値の設定

新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度を基準値とする。

・令和元年度の宿泊者数　119 万人泊

②数値目標の設定

数値目標は 2011 高知市総合計画後期基本計画（計画期間令和 3 年～令和 12 年）に定める指標を引用することとし、令和 12 年で目標値を 130 万人泊と設定しているため、令和 9 における目標値（推計）は 127 万人泊となる。

③数値目標の設定根拠

「2011 高知市総合計画後期基本計画」から、推計値を算出する。

2011 高知市総合計画後期基本計画　（施策 35「観光魅力創造・まごころ観光の推進」の成果指標）

成果指標	指標の説明	基準値 （令和元年度）	中間目標 （令和7年度）	本計画目標 （令和9年度）	最終目標値 （令和12年度）
市内の延べ宿泊者数	年間の高知市での延べ宿泊 者数（１月から12月まで）	119万人泊	125万人泊	127万人泊	130万人泊

※毎年1万人ずつ推計

4.土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［1］ 市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

中心市街地には観光スポットとして知名度の高い高知城やはりまや橋、市民の生活を支えてきた歴史ある商店街や日曜市、市民の憩いの場である公園等、さまざまな地域資源が点在している。さらに、前計画までの事業進捗により、平成 29 年に高知城歴史博物館、平成 30 年にオーテピアが開館し、丸ノ内緑地の再整備が令和４年度中に完了するなど、中心市街地の拠点が形成され，新たな人の流れが生まれることで，にぎわいが創出されつつある。また、民間分譲マンションの増加による中心市街地の居住人口の増加により、観光客や周辺地域からの来街者に加えて、中心市街地の居住者が安全・快適に過ごせる空間づくりの重要性が高まっている。

【市街地の整備改善の必要性】

前計画で目標達成が見込まれる中心市街地の居住人口を確保し、中心市街地全体の歩行者通行量を増加させるためには、居住者と来街者が、快適にまち歩きを楽しむことができる仕組みづくりや魅力の向上が必要である。

本市では、城下町の歴史を引き継ぎながら、魅力と賑わいある中心市街地づくりをこれまで進めてきた。前計画で拠点となる施設整備が一定進んだことから、施設や空間の有効活用に加え、居住者にも来街者にとっても居心地のいい中心市街地の環境整備について引き続き取組を進めていくこととする。

具体的には、藤並公園の再整備（令和５年度完了予定）、横堀公園の再整備（令和６年度完了予定）、オーテピア西敷地利活用事業など、前計画の未完了事業を継続する。加えて、中心市街地公園環境美化事業や高知城の環境整備事業により、景観の維持に努めるほか、追手筋については将来の利用者ニーズを見据えた空間の有効利用について引き続き検討を行う。

また、歩いて暮らせるまちづくりをすすめるとともに、中心市街地を快適に回遊できる手段として、気軽に利用できるシェアサイクルを新たに導入する。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善措置を講じることとする。

［2］ 具体的事業の内容

(1)　法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2)　①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】みどり豊かなまちづくり事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市・花いっぱい会		
【事業内容】	中心市街地内の公共空間に，地域住民等による花苗の植付けと NPO 等による維持管理		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地内の道路，公園、公共花壇などの公共空間に、四季折々の花苗を植付け、それらの維持・管理を担う NPO 等の団体に対する支援や街路樹等の適宜剪定を行うことで、魅力ある市街地を形成する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】中心市街地公園環境美化事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	中心市街地にある都市公園の環境美化		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	観光客だけでなく市民にも親しまれているからくり時計があるはりまや橋公園周辺を初めとする、中心市街地周辺にある既存都市公園施設について、来街者が気軽に憩える空間として環境美化清掃等や定期的な樹木剪定を行うことで、安全性の確保及び憩いの場としての魅力向上を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】公園施設長寿命化整備事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	中心市街地にある都市公園の環境整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	観光客だけでなく、市民にも親しまれているからくり時計があるはりまや橋公園を初めとする、中心市街地周辺にある既存都市公園施設について、来街者が気軽に憩える空間として、機能保全や改修等の環境整備を行うことで、安全性を確保するとともに利便性や魅力を向上させる。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市公園安全・安心対策事業） 防災・安全交付金（都市公園安全・安心対策事業）		
【支援措置実施時期】	令和 5～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】横堀公園整備事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	変わりゆく周辺環境にあわせた憩いの場としての再整備の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	幕末の人物の碑を訪れる観光客や市民の憩いの場としての再整備を実施		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 3 年度～令和 6 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】藤並公園整備事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 5 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	高知城に隣接する藤並公園における来街者の憩いの場としての再整備の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	藤並公園周辺は、歴史、文化、教育、商業等の施設が様々あり、その立地特性を活かした活動拠点として再整備を行い、市民や観光客等、来街者の回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 2～令和 5 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】シェアサイクル事業

【事業実施時期】	令和 5～9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	中心市街地を快適に回遊できるシェアサイクルの導入の検討及び実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地内を快適に回遊できるシェアサイクル導入の検討及び実施する事業である。利用者が便利に乗り降りできるようサイクルポートを中心市街地内随所に整備し、回遊性をさらに向上させるようなソフト事業（観光・商業情報発信、商店街や店舗との連携等）を行うことで、賑わいの創出につなげるため。		
【支援措置名】	都市再生整備計画道路占用許可の特例、都市公園の占用許可の特例（活用予定）		
【支援措置実施時期】	令和 5～9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】高知城の環境整備事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度
【実施主体】	高知市
【事業内容】	高知城の魅力向上を図るための樹木剪定、案内板の更新等の実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	高知城天守閣を眺望する際に支障となる高木を適宜剪定するとともに、案内板の更新等の環境整備を行うことで、市民の誇りであり、観光客にも人気の高い高知城の魅力向上につなげるため。

【事業名】駐輪場管理事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度
【実施主体】	高知市
【事業内容】	中心市街地の駐輪場の管理・運営
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	中心市街地に整備している無料の駐輪場を管理・運営することで、中心市街地への来街しやすさを向上するとともに、安全・快適な歩行空間の確保や良好なまちなみ景観の形成につなげるため。

【事業名】追手筋空間の有効利用

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度
【実施主体】	高知市
【事業内容】	追手筋空間を有効利用できるようなリ・デザインの検討
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	日常的に余裕のある追手筋空間を「増加するクルーズ客船からのシャトルバス待機所」、「よさこい祭りのステージ環境の向上」に活用するなど、来街者の創出及び回遊性向上のため、リ・デザインし、生まれ変わらせることができないか検討するもの。

【事業名】駐車場利便性向上事業

【事業実施時期】	平成 23～令和 9 年度
【実施主体】	高知市、民間
【事業内容】	買い物額に応じた駐車料金割引サービス等の実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	商店街での買い物額に応じた駐車場の料金割引サービスの実施や、駐車場マップの充実等により、車による来街者の利便性向上を図る。

【事業名】オーテピア西敷地利活用事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度
【実施主体】	高知市、民間
【事業内容】	オーテピアに隣接する市有地を活用した中心市街地活性化事業の実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	オーテピアに隣接する市有地を民間事業者に貸し付け，民間活力で中心市街地活性化事業を行っていくことにより、新たな中心市街地の魅力、滞留拠点などを創出し、来街者の増加、回遊性の向上を促進する。

【事業名】旧少年補導センター跡地活用事業

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度
【実施主体】	民間
【事業内容】	旧少年補導センター跡地における民間事業者の中心市街地活性化に資する事業実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	現在、更地になっている旧少年補導センター跡地を活用し、新たな商業・サービス・文化等の拠点を整備することにより、新たな中心市街地の魅力、滞留拠点などを創出し、来街者の増加、回遊性の向上を促進する。

5.都市福利施設を整備する事業に関する事項

［1］都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、県庁や市役所をはじめとする主要な行政関連施設が集積しており、県庁所在地として、高知県政および高知市政を支えている。また、文化施設や教育施設も数多く集積している。

前計画までの事業進捗により、高知市役所新庁舎が令和 2 年 2 月に供用開始した。文化施設については、高知の歴史・文化が概観できる高知城歴史博物館が平成 29 年 3 月に開館し、また県市合築の新図書館等複合施設「オーテピア」が平成 30 年 7 月に開館、既存の高知市文化プラザかるぽーと、横山隆一記念まんが館、高知県民文化ホールと併せ、文化機能が充実してきている。教育施設においては、平成 27 年から平成 30 年にかけて高知県立大学永国寺キャンパスが再整備され，文化学部の拡充及び高知工科大学経済・マネジメント学群が設置される等、“社会貢献をする「知の拠点」”として機能が充実してきている。

【都市福利施設の整備の必要性】

前計画までの事業実施により一層充実してきた中心市街地の機能について、既存ストックを活用しながら、来街者の快適性や利便性など、より「質を高める」ことに注力する。

具体的には、新規事業として、マイナンバーカード交付に関する窓口を中心市街地に設置し、来街者の利便性を高めるほか、引き続き子育て支援拠点となる「さくらんぼの森」を運営し、家族による中心市街地の利用を推進していく。中心商店街で実施するいきいき百歳体操を始めとする健康づくりの取組も行うことで、文化施設や教育施設が集積する中心市街地に多世代を取り込み、にぎわいを創出していく。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】マイナンバーカード交付センター運営事業

<table>
<tr><td colspan="2">【事業実施時期】</td><td colspan="3">令和 5～令和 9 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施主体】</td><td colspan="3">高知市</td></tr>
<tr><td colspan="2">【事業内容】</td><td colspan="3">中心市街地におけるマイナンバーカード交付センターの設置及び運営</td></tr>
<tr><td colspan="5">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標】</td><td colspan="3">暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち
おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標指標】</td><td colspan="3">中心市街地の居住人口
中心市街地の歩行者通行量</td></tr>
<tr><td></td><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">今後の使用促進や手続増加が見込まれるマイナンバーカードに関する窓口を中心市街地に設置することにより、居住者・来街者の利便性が向上する他、中心市街地へ訪れるきっかけを創出し、賑わいの増加につなげる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置名】</td><td colspan="3">中心市街地活性化ソフト事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置実施時期】</td><td>令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月</td><td>【支援主体】</td><td>総務省</td></tr>
<tr><td colspan="2">【その他特記事項】</td><td colspan="3">区域内</td></tr>
</table>

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】地域子育て支援拠点事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、民間		
【事業内容】	中心市街地における地域子育て支援拠点施設の運営補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地において地域子育て支援拠点施設「さくらんぼの森」の運営について補助することで、親子のふれあいの場を提供し交流を促進するとともに、育児相談、育児講座等を開催し、来街のきっかけづくりや子育て家庭と地域の交流機会を創出する。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～令和 9 年度	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】			

【事業名】まちなか市民健康づくり事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、民間		
【事業内容】	健康を増進するソフト事業やいきいき百歳体操の実施及び活動支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、健康を増進するソフト事業やいきいき百歳体操の実施及び活動支援を行い、来街のきっかけづくりや参加者と地域の交流の機会を創出する。		
【支援措置名】	地域支援事業交付金		
【支援措置実施時期】	平成 30～令和 9 年度	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

該当無し

6.公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［1］街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

中心市街地の居住人口は平成26年度までは減少傾向にあったが、前計画までの事業が進むなか、平成27年度からは増加に転じ、前計画の基準値である平成28年度が5,063人であるのに対し、令和2年度は5,490人となっている。

一方、市全体の人口は依然として減少傾向が続いており、令和2年度は平成28年度と比較して、約2.6%の減少となっているうえ、今後はこの減少傾向が加速度的に進むと予測されている。

高知市全体に対する中心市街地の人口割合の推移を見ると、平成26年度まで横ばいで推移していた数値が、平成27年度からは上昇に転じており、街なか居住への回帰傾向の兆候が現れ始めている。その背景として、前計画までの事業において実施した帯屋町チェントロや民間分譲マンションの建設による住宅の供給が、新たな街なか居住の需要ニーズにマッチしたことが一因と考えられる。また、前計画までの事業の進捗により、快適な暮らしを提供する施設としてオーテピア、高知市役所新庁舎等の新たな公共施設の整備が進んだことも要因としてあげられる。

【街なか居住の推進の必要性】

中心市街地は、行政機関や金融機関、商業施設のほか、文化、教育、医療、福祉等の施設が集積しており、また、鉄道、路面電車、バスなどの公共交通機関の利便性も高い場所であることから、定住人口の維持・増加を支える基盤は基本的に備わっている。

街なか居住を推進することは、中心市街地でのにぎわい創出につながるとともに、日々の生活に必要な最寄品をはじめとした商業需要の下支えにも繋がることから、その暮らしの場としての魅力を強化するため、官民連携で各種の取組を引き続き進めていくこととする。

具体的には、前計画に引き続き民間分譲マンションの整備を推進するとともに、街なかで快適に過ごすための環境美化活動を支援していく。あわせて、前計画で整備された丸ノ内緑地等の都市公園においてにぎわい創出の取組を行うことで居住者や来街者の利用を促進する。さらに、県外からの移住・定住を促進するための各種施策の実施により、新しい人の流れをつくることで、街なか居住を推進し、人口の社会増を図る。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】おまちの環境美化事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知県、高知市、高知市民憲章推進協議会		
【事業内容】	中心市街地における環境美化活動の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	「県民一斉美化活動」、「初夏のまちを美しくする運動」や、環境美化重点地域における歩道の清掃・啓発等の実施により、安心して快適に過ごせる中心市街地の空間づくりにつなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】地域子育て支援拠点事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、民間		
【事業内容】	中心市街地における地域子育て支援拠点施設の運営補助		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地において地域子育て支援拠点施設「さくらんぼの森」の運営について補助することで、親子のふれあいの場を提供し交流を促進するとともに、育児相談、育児講座等を開催し、来街のきっかけづくりや子育て家庭と地域の交流機会を創出する。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～令和 9 年度	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】			

【事業名】移住・定住促進事業

【事業実施時期】	平成 27～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	県外からの新たな人の流れをつくるための移住・定住促進施策の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	街の魅力や移住・定住に関する情報発信、三世代同居等となる子育て世帯の転入・定住費用に対する支援、二段階移住に関する支援など、移住・定住を促進するための各種施策を実施することにより、新しい人の流れを創出する。		
【支援措置名】	連携中枢都市に対する普通交付税		
【支援措置実施時期】	平成 30 度～令和 9 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】「ビ・ウェル追手筋」整備事業

【事業実施時期】	令和 5 年度
【実施主体】	和建設株式会社
【事業内容】	追手筋一丁目地区における商業店舗と共同住宅の複合施設整備
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち
【目標指標】	中心市街地の居住人口
【活性化に資する理由】	日常生活が便利で快適に過ごせる商業店舗と共同住宅の複合施設を、追手筋一丁目地区において整備し、中心市街地の居住人口の増加につなげる。

【事業名】「ビ・ウェル菜園場」整備事業

【事業実施時期】	令和 5～令和 6 年度
【実施主体】	和建設株式会社
【事業内容】	菜園場町地区における民間分譲マンションの整備
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち
【目標指標】	中心市街地の居住人口
【活性化に資する理由】	日常生活が便利で快適に過ごせる民間分譲マンションを、菜園場町地区において整備し、中心市街地の居住人口の増加につなげる。

7.中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［1］経済活力の向上の必要性

【現状分析】

本市の中心市街地の中で、特に中心部は東西約 3km の間に 11 の商店街が古くから特色ある小売商業を展開し、通りは活気で溢れていた。しかし、大型小売店舗等の郊外立地、少子高齢化の進展、消費生活の変化等により、中心市街地の小売商業を巡る環境は大きく変化している。

平成 30 年 7 月の県市合築の新図書館等複合施設「オーテピア」のオープンをきっかけとして、中心商店街とオーテピアを回遊する新たな人の流れが生まれ、オーテピアと隣接する商店街では新規出店が相次ぎ、歩行者通行量も増加傾向にあった。

しかし、令和 2 年以降は新型コロナウイルスの感染症の影響による、外出控えや、観光客の減少、飲食店への時短営業等に起因し，来街者数が減少しており、歩行者通行量は令和 2 年度に前年度と比較して約 48%減少している。以上のことから、新型コロナウイルスの影響が今後も続くと想定し、感染症対策を講じたにぎわいの回復に資する取り組みや経済活力の向上に向けた新たな事業の展開が課題となっている。

【経済活力の向上の必要性】

古くから小売商業の集積地である商店街は中心市街地の拠点であり、商店街が賑わうことで交流人口が増加するとともに本市の経済活力の向上につながるものである。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した来街者数や滞在時間の回復が必要となっていることから、コロナ禍においても魅力ある店舗やコンテンツの体験・交流を充実させ、訪れたくなるまちづくりを進めることで、市郊外、県内外、海外から来街者及び交流者を少しずつ回復・増加させることを目指す。

具体的には、前計画で取り組んできた訪れる人をもてなすソフト事業について、感染症対策を講じた上で内容をブラッシュアップし引き続き展開する。

新規事業として、中心商店街の東エリアの核となる高知大丸において地元の新たな魅力を再発見できる飲食・物販店舗が集積した「OMACHI360（おまち さんろくぜろ）」を展開、西エリアのオーテピア隣接地で新図書館西敷地利活用事業を実施することにより、東西に新たな集客拠点を形成することで、来街者の増加と交流人口の拡大を図る。また、中心市街地ナイトタイムエコノミー推進事業では、中央公園をメインに夜間のイベントを強化することで、来街者の回遊性と滞在時間を向上させる。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】中心市街地ナイトタイムエコノミー推進事業

【事業実施時期】	令和 5～9 年度		
【実施主体】	高知市、商店街、民間		
【事業内容】	中心市街地における夜間のライトアップやイベント等の開催によるナイトタイムエコノミーの強化		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	高知城花回廊や納涼花火大会等、既存で実施しているイベントに加えて、夜間イベントやイルミネーション等、中心市街地においてナイトタイムエコノミーの推進に係るコンテンツを強化することで、通年で観光客等を呼び込み、来街者の滞在時間や消費額の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】まんがイベント事業

【事業実施時期】	平成 15～令和 9 年度		
【実施主体】	高知県、高知市、商店街		
【事業内容】	まんがに関するイベントの開催、地元商店街と連携したイベントの実施等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	まんが甲子園、全国漫画家大会議、まんがフェスティバル「まんさい」等、まんがをテーマとした各種イベントを実施し、あわせて商店街と連携した取組を行い、中心市街地のにぎわい創出及び交流人口の拡大につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	「まんさい」は中心市街地活性化ソフト事業、「まんが甲子園」及び「全国漫画家大会議」は文化芸術振興費補助金を活用		

【事業名】高知よさこい情報交流館運営事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	高知よさこい情報交流館の運営、よさこいをテーマとした展示・イベント等の拡充・実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	高知よさこい情報交流館の運営を行い、よさこいをテーマとした展示やよさこい祭り以外でもよさこいを体感できるイベント等の内容を拡充・実施し、来街者の増加につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】京町チャレンジショップ運営事業

【事業実施時期】	平成 23～令和 9 年度		
【実施主体】	高知県、高知市、京町・新京橋商店街振興組合		
【事業内容】	新規創業等を希望する事業者が試験的経営のできるチャレンジショップ事業の推進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	新規創業や業種転換を希望する事業者が中心市街地での将来の開業を目指して試験的な経営ができるチャレンジショップ事業を推進することにより、商店街でのにぎわいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】学生活動交流館運営事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、学生		
【事業内容】	学生活動交流館の運営、学生支援等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	京町商店街にある学生活動交流館を運営し、中心市街地でまちの活性化につながる自主活動等を行う学生グループの活動拠点や芸術・文化グループの作品展示場所、商店街活動の場として提供し、来街者の増加及び交流人口の拡大につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】学生と日曜市の連携事業

【事業実施時期】	平成 21～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、学生		
【事業内容】	学生による日曜市への出展等の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	学生による日曜市への臨時出店等を行うことで、日曜市の活性化及び将来の人材育成につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】日曜市と商店街の回遊促進事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、商店街、民間		
【事業内容】	商店街と日曜市の回遊を促進させる取組の推進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地の情報（商店街の店舗やイベント情報、街路市の情報など）をあらゆる人に届けるために、幅広い媒体を活用し、一体的に情報発信を行うことにより、日曜市と商店街の回遊性向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】日曜市空き小間活用事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、商店街、民間		
【事業内容】	日曜市の空き小間を活用した活性化事業の推進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	日曜市の空き小間を活用し、休憩所として利用するほか、既存出店者の間口拡大や新規出店者の出店場所、情報発信ブース等として利用することにより、日曜市の活性化及び来街者の増加につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】よさこいおもてなし事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、商店街、民間		
【事業内容】	よさこい祭りのオフシーズンにおけるよさこい演舞披露等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	よさこい祭りのオフシーズンに「まちなか・よさこい」、「よさこいアンコール」等よさこい演舞披露によるおもてなしを行うことにより、来街のきっかけづくりと交流人口の拡大につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】「土佐っ歩」事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、NPO 法人土佐観光ガイドボランティア協会		
【事業内容】	エリア内のまち歩き観光コースの拡充、観光ガイドサービスの充実		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地の歴史・観光スポットを巡るまち歩きコース「土佐っ歩」のコース拡充や観光ガイドサービスの充実を図ることで、来街者の増加や中心市街地の回遊性向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】商店街イベント事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、商店街		
【事業内容】	各商店街がそれぞれの特色を活かしたイベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	土曜夜市、高知大道芸フェス、おびさんマルシェ、龍馬生誕祭、イルミネーションフェスタ等、各商店街がそれぞれの特色を活かしたイベントを季節ごとに実施し、来街者の増加や回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】「食のイベント」事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、土佐のおきゃく推進会議、土佐の豊穣祭推進会議		
【事業内容】	各商店街がそれぞれの特色を活かしたイベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	高知の食文化を活かした「土佐のおきゃく」、「土佐の豊穣祭」等のイベント開催や発展・拡充を図っていくことで、中心市街地の賑わいの創出につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】緑化推進事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、(株)高知市中心街再開発協議会、高知市都市整備公社		
【事業内容】	都市緑化の推進及び「春花まつり」等イベントの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地における都市緑化を推進するとともに、商店街と連携した「春花まつり」や、展示即売会、体験教室及び庭造り相談会等を開催する「みどりの週間」、「都市緑化祭」など、集客力のあるイベントの実施により、来街のきっかけづくりと交流人口の拡大につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】エスコーターズ事業

【事業実施時期】	平成 13～令和 9 年度		
【実施主体】	高知ＴＭＯ、学生、中心商店街		
【事業内容】	高知県立大学の学生グループによる、商店街での観光案内・挨拶・清掃等の活動		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	高知県立大学の学生グループ「エスコーターズ」により、商店街での観光案内、挨拶、清掃等、市民や観光客等誰もが中心市街地で快適に楽しく過ごせるサービスの提供により、来街者の増加や回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】「高知まちゼミ」事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知ＴＭＯ、中心商店街		
【事業内容】	商店街や個店のファン作りを目指し、店主らが講師となって開くミニ講座の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	来街のきっかけづくりや、商店街・個店のファン作りを目指して、店主らが講師となって開くミニ講座「高知まちゼミ」を実施する事業であり、定期開催により商店街へのリピーターを増やし、商業活性化につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】空き店舗を活用した創業支援サポート事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知県、高知市、高知商工会議所		
【事業内容】	中心市街地や商店街の空き店舗を活用して出店する新規創業者等への支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも『ぼっちり』なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	空き店舗を活用し中心市街地で新たに創業する出店者に対し、店舗賃借料等を補助する支援を行うとともに、移住者を想定した創業支援のメニューを拡充することで、移住定住の促進及び商業の活性化につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】中心市街地空き店舗ツアー事業

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、中心商店街、民間		
【事業内容】	中心市街地の空き物件を一度に複数見学できるツアー等の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも『ぼっちり』なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	新規創業希望者を対象に，中心市街地の空き物件を一度に複数見学できるツアー等を実施することで、新規の魅力的な店舗の開業を促進し、中心市街地の賑わいの創出及び商業の活性化につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】タウンモビリティ事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知県、高知市、NPO 福祉住環境ネットワークこうち		
【事業内容】	誰もが安心して回遊できる来街者支援活動の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも『ぼっちり』なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	高齢者や障害者、子ども連れなど、誰もが安心して街なかを回遊するため、シルバーカー・車いす・ベビーカー等の貸出しや付き添いサポートなどの支援活動の実施、タウンモビリティステーションでのイベントの開催により、来街者の増加につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】街なか空間有効活用事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、商店街、民間		
【事業内容】	中心市街地に点在する未利用地や公共空間でのイベント開催等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地に点在する未利用地や空き店舗、公共空間等においてイベント開催等有効活用し、来街の促進及び賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】歴史・文化資源の磨き上げ事業

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	歴史・文化資源を活用したソフト事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地に数多く点在する歴史史跡や高知の文化等を活用したソフト事業を展開することで、来街者の回遊性を向上させる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】お城の公園にぎわい空間創造事業

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市，民間事業者		
【事業内容】	丸ノ内緑地や藤並公園でのイベント開催等、ソフト事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	丸ノ内緑地や藤並公園の再整備に伴い，休憩や交流の場所として，来街者の利用促進，イベントの開催等，高知城に隣接する立地特性を活かした空間の有効活用を図り，賑わいの創出と来街者の増加及び回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】高知大丸「OMACHI360（おまち　さんろくぜろ)」の展開

【事業実施時期】	令和5～令和9年度		
【実施主体】	高知大丸、高知市		
【事業内容】	高知大丸において地場産品等を提供する集客拠点を整備・運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	地域密着型百貨店としてリニューアルした高知大丸において、地域産品や飲食の場を提供する「OMACHI360（おまち　さんろくぜろ)」を展開し、中心市街地東側エリアの新たな集客拠点を形成することで、商店街の回遊や来街者を増加させる。		
【支援措置名】	連携中枢都市に対する普通交付税		
【支援措置実施時期】	令和5～9年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】外国人観光客の受入おもてなし事業

【事業実施時期】	平成27～令和9年度		
【実施主体】	高知県、高知市、商店街、民間		
【事業内容】	中心市街地を訪れる外国人観光客受入態勢の充実		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地を訪れる外国人観光客は今後も増加すると見込まれており、行政と商店街、民間が連携して観光案内、多言語マップの配布、サインや表示の多言語化の実施等のほか、ボランティアによる情報発信や市内物産品を活用した観光消費拡大等の新たな取組により、楽しく快適に過ごせる中心市街地づくりを目指し、来街及び再訪を促進する。		
【支援措置名】	連携中枢都市に対する普通交付税		
【支援措置実施時期】	令和5～9年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】こうち観光ナビ・ツーリストセンター運営事業

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	外国語対応可能な観光案内所の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	観光客が多く立ち寄る中心商店街内に設置している、外国語対応可能な観光案内所「こうち観光ナビ・ツーリストセンター」を運営するとともに、多言語パンフレットの提供、観光情報の提供等を行い、外国人観光客の誘客促進を図ることで、中心市街地の賑わいを創出する。		
【支援措置名】	連携中枢都市に対する普通交付税		
【支援措置実施時期】	平成 30～令和 9 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】創業支援情報発信事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度		
【実施主体】	高知県、高知市、商店街、民間		
【事業内容】	空き店舗情報、創業支援制度等、新規開業に役立つ情報の一元化及び情報発信の強化		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも『ぼっちり』なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	高知市及びれんけい高知広域都市圏の市町村の空き店舗情報や支援制度の情報を一元化したホームページ（こうち創業 Village）を運営し、創業希望者に有益な情報発信を行うことで、新規の魅力的な店舗の開業を促進し、中心市街地の賑わいの創出及び商業の活性化につなげる。		
【支援措置名】	連携中枢都市に対する普通交付税		
【支援措置実施時期】	平成 30～令和 9 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】中心市街地インバウンド対策事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、商店街		
【事業内容】	外国人旅行者を中心市街地へ誘客するための取組		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	商店街と連携し、歴史・観光・文化・商店街・食等の中心市街地の魅力をＰＲするなど、外国人観光客を中心市街地へ誘客する取組により、インバウンド消費の拡大や商店街の活性化につなげる。		
【支援措置名】	連携中枢都市に対する普通交付税		
【支援措置実施時期】	平成 30～令和 9 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】まんがイベント事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 15～令和 9 年度		
【実施主体】	高知県、高知市、商店街		
【事業内容】	まんがに関するイベントの開催、地元商店街と連携したイベントの実施等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	まんが甲子園、全国漫画家大会議、まんがフェスティバル「まんさい」等、まんがをテーマとした各種イベントを実施し、あわせて商店街と連携した取組を行い、交流人口の拡大と賑わいの創出につなげる。		
【支援措置名】	文化芸術振興費補助金（文化芸術創造拠点形成事業）		
【支援措置実施時期】	平成 30～令和 9 年度	【支援主体】	文化庁
【その他特記事項】	「まんさい」は中心市街地活性化ソフト事業、「まんが甲子園」及び「全国漫画家大会議」は文化芸術振興費補助金を活用		

【事業名】シェアサイクル事業（再掲）

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	中心市街地を快適に回遊できるシェアサイクルの導入の検討及び実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地内を快適に回遊できるシェアサイクル導入の検討及び実施する事業である。利用者が便利に乗り降りできるようサイクルポートを中心市街地内随所に整備し、回遊性をさらに向上させるようなソフト事業（観光・商業情報発信、商店街や店舗との連携等）を行うことで、賑わいの創出につなげる。		
【支援措置名】	都市再生整備計画道路占用許可の特例、都市公園の占用許可の特例（活用予定）		
【支援措置実施時期】	令和 5～9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】省エネルギー設備導入補助事業

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市		
【事業内容】	事業所等に高効率換気空調設備や高効率照明機器等を設置する費用の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	高効率換気空調設備や高効率照明機器等を設置する費用の一部を補助する制度の構築により、店舗や事務所の多く立地する中心市街地エリアにおいて、省エネルギー化を推進し、CO2 排出量を削減することで、環境に優しいまちとして魅力を向上させ、賑わいの創出につなげる。		
【支援措置名】	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（活用予定）		
【支援措置実施時期】	令和 5～9 年度	【支援主体】	環境省
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】追手筋空間の有効利用（再掲）

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度
【実施主体】	高知市
【事業内容】	追手筋空間を有効利用できるようなリ・デザインの検討
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	日常的に余裕のある追手筋空間を「増加するクルーズ客船からのシャトルバス待機所」、「よさこい祭りのステージ環境の向上」に活用するなど、来街者の創出及び回遊性向上のため、リ・デザインし、生まれ変わらせることができないか検討するもの。

【事業名】オーテピア西敷地利活用事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度
【実施主体】	高知市、民間
【事業内容】	オーテピアに隣接する市有地を活用した中心市街地活性化事業の実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	オーテピアに隣接する市有地を民間事業者に貸し付け，民間活力で中心市街地活性化事業を行っていくことにより、新たな中心市街地の魅力、滞留拠点などを創出し、来街者の増加、回遊性の向上を促進する。

【事業名】旧少年補導センター跡地活用事業（再掲）

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度
【実施主体】	民間
【事業内容】	旧少年補導センター跡地における民間事業者の中心市街地活性化に資する事業実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	現在、更地になっている旧少年補導センター跡地を活用し、新たな商業・サービス・文化等の拠点を整備することにより、新たな中心市街地の魅力、滞留拠点などを創出し、来街者の増加、回遊性の向上を促進する。

【事業名】高知城歴史博物館ソフト事業

【事業実施時期】	平成 28～令和 9 年度
【実施主体】	高知県
【事業内容】	歴史まち歩き講座や日曜市・商店街と連携したイベントの実施、情報発信等
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	高知城や日曜市、商店街に近接する立地を活かして、歴史まち歩き講座や子ども向けのイベント、日曜市の食材を使った料理教室など、日曜市及び商店街と連携した取組や情報発信等を行い、来街者の増加による賑わいの創出及び交流人口の拡大と賑わいの創出につなげる。

【事業名】商店街魅力向上事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度
【実施主体】	高知市、㈱高知市中心街再開発協議会
【事業内容】	商店街のイベントや個店についての情報発信等
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	イベント情報や個店情報等、商店街の魅力が分かりやすく伝わるようホームページにより広く発信するほか、高知の文化であるフラフ等を掲出し商店街を明るく演出することで、商店街を訪れたいと思うきっかけづくりや回遊性の向上につなげる。

【事業名】商店街防災対策事業

【事業実施時期】	平成 27～令和 9 年度
【実施主体】	高知市、民間
【事業内容】	南海トラフ地震等発生時における来街者の津波避難対策の推進
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも『ぼっちり』なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	南海トラフ地震等発生時に住民や来街者がスムーズに避難できるよう、地域との協働により中心市街地の津波避難場所の確保を推進するとともに、防災マップ等の作成を検討する。

【事業名】芸術文化振興事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度
【実施主体】	高知県、高知市、民間
【事業内容】	県民文化ホール、かるぽーと等での芸術・文化イベントの開催
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	県民文化ホール、かるぽーと等での芸術・文化イベントや各種講座を実施するほか、中心商店街においても「高知街ラ・ラ・ラ音楽祭」等の芸術イベントを行うことにより、賑わいの創出につなげる。

【事業名】オーテピア高知図書館での情報発信事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度
【実施主体】	高知県、高知市
【事業内容】	オーテピア高知図書館による観光・日曜市・商店街等の情報発信事業
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	高知城や日曜市、商店街に近接するオーテピア高知図書館の立地を活かして、観光・日曜市・商店街に関する情報発信を行うことにより、図書館利用者の回遊を促し、賑わいの創出につなげる。

【事業名】オーテピアにおけるソフト事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度
【実施主体】	高知県、高知市
【事業内容】	オーテピアでの各種イベントや日曜市・商店街との連携事業の実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	オーテピア多目的広場を活用した各種イベントや、利便性の高い立地を活かして日曜市・商店街と連携した取組を行うことにより、賑わいの創出及び回遊性の向上につなげる。

【事業名】「学生×商店街」魅力発信事業

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度
【実施主体】	学生、商店街
【事業内容】	学生と商店街が連携したイベント開催等の活性化事業
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	地域活動を活発に行う学生グループと商店街が連携し、若い活力をもってイベント開催等により新たな賑わいの創出につなげる。

【事業名】中心商店街お買い物マッチング事業

【事業実施時期】	令和 5～令和 9 年度
【実施主体】	中心商店街
【事業内容】	中心市街地の居住者に向けた店舗の情報発信等の実施
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも『ぼっちり』なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	中心商店街で販売する商品について、情報を一元化し、中心市街地の居住者に情報提供等を行うことで、地元での消費活動を促進し、地域経済活性化につなげる。

8.4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

［1］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

中心市街地エリアに来街する際の主な公共交通機関は路面電車か路線バスとなるが、その利用頻度は少ない状況となっている。

路面電車は、現存する路面電車のなかでは日本最古であり、はりまや橋を中心に東西線と南北線で形成されている。沿線には居住者が多く、また鉄道駅とも近接していることから、通勤通学などに重要な役割を果たす、定時性の高い輸送機関である。乗客数は年間 600 万人前後の利用で推移していたが、令和 2 年以降新型コロナウイルス感染症の影響により減少している。商店街が集まる中心部には 5 つの停留所が存在しており、いずれも路線内停留所の中で多い乗降人数であり、特にはりまや橋の利用が多い状況となっている。

路線バスは、経営改善のため、事業者の 1 本化を図ったものの、はりまや橋を中心に放射状に広がる道路網に沿って運行し、系統数も多く、複雑でわかりにくい路線網が形成されている。そのことも要因となって、依然として輸送人員の減少に歯止めがかからない状況にあり、バス路線の再編が課題となっている。

また本市は、令和 4 年 3 月に「高知市交通基本計画」及び「高知市地域公共交通計画」を策定し、持続可能な公共交通体系の構築や多様な主体が連携した公共交通サービスの実現に取り組んでいる。

【公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性】

環境に優しい都市づくりの観点から、高齢者だけでなく、観光客を含めた中心市街地への来街者にとって、分かりやすく利用しやすい公共交通としての価値を高め、中心市街地へ訪れやすさを提供する事業展開を図る。

具体的には、前計画の事業を継続し、引き続き路面電車、路線バスなどの公共交通機関と商店街が連携を図り、市民の消費活動に対しての付加的なサービスを提供しながら、公共交通機関の利用を促進させる。

また前計画から継続して分かりやすく使いやすいバス路線網を再編するとともに、バス停整備の取り組みも進めていく。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】「ＭＹ遊バス」運行事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	(公財)高知県観光コンベンション協会		
【事業内容】	市内の観光地を経由するバス及び観光バスターミナルの運営、中心市街地の飲食店や店舗との連携		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	高知駅と桂浜を発着点として市内の観光スポットを回る観光周遊バス「ＭＹ遊バス」の運行及び市中心部の交通結節点であるはりまや橋観光バスターミナルの運営に加え、「ＭＹ遊バス」利用者には観光施設・宿泊施設・飲食店や店舗での特典を付与したサービスを行うことで、来街者の増加につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】公共交通利用促進事業

【事業実施時期】	平成 25～令和 9 年度		
【実施主体】	高知市、交通事業者		
【事業内容】	ＩＣカード「ですか」によるサービス実施や公共交通のイベント・広報等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	暮らすにも働くにも『ぼっちり』なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復		
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ＩＣカード「ですか」による多様なサービスを実施・拡充するほか、現存で日本最古である路面電車をはじめとする公共交通をイベント・広報等により積極的にＰＲすることで公共交通の潜在的な利用者の掘り起こしに取り組み、来街者の増加を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】バス路線再編事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度
【実施主体】	高知市、交通事業者
【事業内容】	分かりやすく使いやすいバス路線網の再編
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも『ぼっちり』なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	複雑になっている現在のバス路線網を、市民や観光客など利用者目線に立って分かりやすく使いやすいバス路線網に再編し、気軽に来街しやすく、賑わいを創出する交通ネットワークを構築することにより、来街者の利便性を向上させる。

【事業名】バス停整備事業

【事業実施時期】	平成 30～令和 9 年度
【実施主体】	高知市、とさでん交通㈱
【事業内容】	分かりやすく使いやすいバス停の整備
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	暮らすにも働くにも『ぼっちり』なまち おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復
【目標指標】	中心市街地の居住人口 中心市街地の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	路線図や時刻表などの文字の大型化やバス停そのものの統一化を図るなど、利用者に分かりやすく使いやすいバス停となるよう整備することで、来街者の利便性を向上させる。

4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

≪その他中心市街地全般に関する事業≫

市－ みどり豊かなまちづくり事業
市－ 公園施設長寿命化整備事業
市－ 中心市街地公園環境美化事業
市－ 駐輪場整備事業
市－ シェアサイクル事業
都－ まちなか市民健康づくり事業
居－ おまちの環境美化事業
居－ 移住・定住促進事業
経－ 中心市街地ナイトタイムエコノミー推進事業
経－ よさこいおもてなし事業
経－ 「土佐っ歩」事業
経－ 商店街イベント事業
経－ 「食のイベント」事業
経－ 緑化推進事業
経－ エスコーターズ事業
経－ 「高知まちゼミ」事業
経－ 空き店舗を活用した創業支援サポート事業
経－ 中心市街地空き店舗ツアー事業
経－ 外国人観光客の受入おもてなし事業
経－ 創業支援情報発信事業
経－ 商店街魅力向上事業
経－ 商店街防災対策事業
経－ 街なか空間有効活用事業
経－ 「学生×商店街」魅力発信事業
経－ 中心市街地インバウンド対策事業
経－ 中心商店街お買い物マッチング事業
経－ 歴史・文化資源の磨き上げ事業
経－ 省エネルギー設備導入促進補助事業
交－ バス路線再編事業
交－ バス停整備事業
交－ 公共交通利用促進事業

【事業分類凡例】
市－市街地の整備改善のための事業
都－都市福利施設を整備する事業
居－居住環境の向上のための事業
経－経済活力向上のための事業
交－公共交通の利便増進のための事業

【凡例】
日曜市
商店街
主な公共公益施設
主な商業施設

計画区域
約148ha

交－ MY遊バス運行事業
高知駅
とさてらす
市－ 追手筋空間の有効利用
経－ 学生と日曜市の連携事業
経－ 日曜市と商店街の回遊促進事業
経－ 日曜市空き小間活用事業
高知県立大学
永国寺キャンパス
市－ 藤並公園整備事業
市－ オーテピア西敷地利活用事業
居－ 「ビ・ウェル追手筋」整備事業
経－ 高知よさこい情報交流館運営事業
経－ 高知大丸「OMACHI360」の展開
市－ 横堀公園整備事業
市－ 高知城の環境整備事業
高知城
居－ 「ビ・ウェル菜園場」整備事業
経－ 高知城歴史博物館ソフト事業
オーテピア
帯屋町チェントロ
高知大丸
経－ お城の公園にぎわい空間創造事業
高知よさこい
情報交流館
高知城
歴史博物館
高知県庁
はりまや橋
高知市役所
市－ 旧少年補導センター
跡地活用事業
かるぽーと
経－ 「こうち観光ナビ・ツーリスト
センター」運営事業
都－ マイナンバーカード交付センター
運営事業
高知県民
文化ホール
経－ 京町チャレンジショップ運営事業
市－ 駐車場利便性向上事業
経－ タウンモビリティ事業
都－ 地域子育て支援拠点事業
経－ まんがイベント事業
経－ 芸術文化振興事業
経－ 芸術文化振興事業
経－ 学生活動交流館運営事業
経－ オーテピア高知図書館での情報発信事業
経－ オーテピアにおけるソフト事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［1］市町村の推進体制の整備等

（１）庁内における体制整備

① 中心市街地活性化を担当する組織の設置

平成 19 年 4 月に中心市街地の活性化対策、その他関係部局との連絡調整を行う組織として、商工観光部に「中心市街地活性化推進事務所」を設置。

平成 22 年 4 月の機構改革により、中心市街地の活性化と商業振興を一体的に講じることで、組織の機能強化を図るために「商工観光部商工振興課」と統合した。

その後、平成 25 年 4 月に商工振興課内に「中心市街地・地域商業活性化推進室」を設置し、令和 4 年 4 月現在、5 人の専任職員を配置している。

②　中心市街地活性化幹事会の設置

平成 19 年 5 月に中心市街地活性化推進に関する事項について、協議・調整を行う組織として、関係課長等による「高知市中心市街地活性化幹事会」を設置した。第三期中心市街地活性化基本計画策定に関する検討状況を次に記す。

■開催経過

○令和 3 年 12 月 22 日(水)

・第三期高知市中心市街地活性化基本計画の策定に向けて（これまでの取組経過報告）

○令和 4 年 4 月 26 日(火)

・第三期高知市中心市街地活性化基本計画の検討状況について（報告）

・中心市街地活性化基本計画　先進地視察報告

・第三期高知市中心市街地活性化基本計画に係る事業調査の実施について

○令和 4 年 10 月 11 日(火)

・第三期高知市中心市街地活性化基本計画（素案）について

③　市議会における中心市街地活性化に関する審議

市議会では、中心市街地活性化に関する事項を集中的に議論するため、まちづくり調査特別委員会において審議を行った。

■開催経過

○令和 4 年 5 月 31 日(火)

・第三期高知市中心市街地活性化基本計画の検討状況について（報告）

○令和 4 年 10 月 24 日(月)

・第三期高知市中心市街地活性化基本計画（素案）について（報告）

（２）中心市街地活性化基本計画策定検討委員会の設置

新たな高知市中心市街地活性化基本計画の策定を検討する組織として、令和 3 年 11 月に、経済、商店街、商業、観光、交通、文化、福祉の各分野に知見を有する者及び学識経験者を委員とする「第三期高知市中心市街地活性化基本計画策定検討委員会」を設置した。

■委員

経済	高知青年会議所　理事長	
	高知商工会議所　女性会会長	
商店街	高知市商店街振興組合連合会　副理事長	副委員長
	高知市商店街振興組合連合会　理事	
	高知市商店街振興組合連合会女性部　会長	
商業	株式会社高知大丸　取締役営業推進部長	
観光	土佐経済同友会観光振興委員会　委員長	
	高知商工会議所観光部会　部会長 （高知商工会議所副会頭）	委員長
交通	とさでん交通株式会社　専務取締役	
文化	高知市文化振興事業団　専務理事	
福祉	ＮＰＯ法人福祉住環境ネットワークこうち　理事長	
有 識 者	高知大学地域協働学部　准教授	
	高知県立大学文化学部　准教授	

■オブザーバー

行政	高知県商工労働部　副部長
	高知県観光振興部　副部長
	高知市都市建設部　部長
警察	高知県警察本部交通部　交通規制課長
経済	高知商工会議所　中小企業相談所長兼地域振興課長
中心市街地整備推進機構	高知市都市整備公社　理事長

■開催経過

○第 1 回検討委員会（令和 3 年 11 月 18 日（木））
・第三期高知市中心市街地活性化基本計画の策定に向けて（これまでの取組経過報告）

○第 2 回検討委員会（令和 4 年 3 月 30 日（木））
・第二期高知市中心市街地活性化基本計画の検証
・中心市街地の現状分析
・中心市街地における課題

○第 3 回検討委員会（令和 4 年 6 月 6 日（月））
・目標及び評価指標の検討
・基本方針及び計画区域の設定
・登載事業の検討

○第 4 回検討委員会（令和 4 年 9 月 9 日（金））
・コンセプト，目標指標及び参考指標の設定について

・登載事業について

○第５回検討委員会（令和４年 11 月８日（火））
・第三期高知市中心市街地活性化基本計画（素案）について

［2］中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、高知商工会議所ならび財団法人高知市都市整備公社が中心となり、平成 23 年 12 月６日に「高知市中心市街地活性化協議会」を設置した。

当協議会は、高知市が策定しようとする基本計画ならびに認定基本計画、およびその実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的としている。

■協議会委員

No.	法令根拠（第 15 条）	構成員		役職	委員
1	第１項第二号のイ	必須構成員	経済活力	会長	高知商工会議所　会頭
2	第１項第一号のイ		都市機能	副会長	公益財団法人　高知市都市整備公社　理事長
3	第４項第二号	行政	行政（県）	委員	高知県商工労働部　部長
4	第４項第三号	行政	行政（市）	委員	高知市商工観光部　部長
5	第４項第二号	計画の実施に密接な関係を有する者	商店街	委員	高知県商店街振興組合連合会　理事長
6				委員	高知市商店街振興組合連合会　副理事長
7				委員	高知市商店街振興組合連合会　理事
8				委員	高知市商店街振興組合連合会　理事
9				委員	高知市商店街振興組合連合会　青年部会長
10				委員	高知市商店街振興組合連合会　女性部会長
11			地域住民	委員	地域住民
12				委員	高知市町内会連合会　会長
13			公共交通	委員	四国旅客鉄道（株）高知企画部　部長
14				委員	（株）とさでん交通　代表取締役社長
15			観光	委員	（公）高知市観光協会　会長
16				委員	高知商工会議所　観光部会　部会長
17				委員	（株）ＪＴＢ中国四国　高知支店　支店長
18				委員	高知卸商センター（協）理事長
19				委員	和建設（株）代表取締役社長
20				委員	（株）高知新聞社　代表取締役社長
21				委員	（株）高知大丸　代表取締役社長
22				委員	（株）サニーマート　代表取締役社長
23				委員	四国電力（株）高知支店　執行役員高知支店長
24				委員	（株）司不動産商事　代表取締役社長

■開催経過

○第 1 回中心市街地活性化協議会（平成 23 年 12 月 6 日（火））
・高知市中心市街地活性化基本計画の策定の現状について
・その他

○第 2 回中心市街地活性化協議会（平成 24 年 2 月 23 日（木））
・高知市中心市街地活性化基本計画の素案について

○第 3 回中心市街地活性化協議会（平成 24 年 8 月 31 日（金））
・高知市中心市街地活性化基本計画（案）について
・その他

○第 4 回中心市街地活性化協議会（平成 26 年 11 月 4 日（火））
・高知市中心市街地活性化基本計画の進捗等について
・その他

○第 5 回中心市街地活性化協議会（平成 27 年 5 月 11 日（月））
・高知市中心市街地活性化基本計画に係る平成 26 年度定期フォローアップについて
・その他

○第 6 回中心市街地活性化協議会（平成 27 年 11 月 10 日（火））
・高知市中心市街地活性化基本計画に係る変更について
・その他

○第 7 回中心市街地活性化協議会（平成 28 年 4 月 26 日（火））
・高知市中心市街地活性化基本計画に係る平成 27 年度定期フォローアップについて
・その他

○第 8 回中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 18 日（火））
・高知市中心市街地活性化基本計画に係る平成 28 年度定期フォローアップについて
・その他

○第 9 回中心市街地活性化協議会（平成 29 年 11 月 24 日（金））
・第二期高知市中心市街地活性化基本計画（案）の説明
・第二期高知市中心市街地活性化基本計画（案）に対する高知市中心市街地活性化協議会の意見書について
・その他

○第 10 回中心市街地活性化協議会（平成 30 年 4 月 26 日（木））
・高知市中心市街地活性化基本計画（第一期）に係る最終フォローアップに関する報告（案）について
・高知市中心市街地活性化基本計画（第二期）の認定について
・その他

○第 11 回中心市街地活性化協議会（平成 31 年 4 月 26 日（金））
・高知市中心市街地活性化基本計画に係る平成 30 年度定期フォローアップについて
・その他

○第 12 回中心市街地活性化協議会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，書面にて意見聴取）
・高知市中心市街地活性化基本計画に係る令和元年度定期フォローアップについて

○第 13 回中心市街地活性化協議会（令和 4 年 5 月 17 日（月））
・高知市中心市街地活性化基本計画に係る令和 2 年度定期フォローアップについて

○第 14 回中心市街地活性化協議会（令和 4 年 5 月 13 日（金））
・高知市中心市街地活性化基本計画に係る令和 3 年度定期フォローアップについて
・高知市中心市街地活性化基本計画（第三期計画）について（報告）

■その他

・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 25 年 3 月変更認定分）
　　平成 25 年 3 月 8 日　　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 25 年 7 月変更認定分）
　　平成 25 年 5 月 30 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 25 年 11 月変更認定分）
　　平成 25 年 10 月 21 日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 26 年 3 月変更認定分）
　　平成 26 年 1 月 20 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 26 年 11 月変更認定分）
　　平成 26 年 10 月 20 日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 27 年３月変更認定分）
　　平成 27 年 2 月 19 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 27 年 11 月変更認定分）
　　平成 27 年 10 月 16 日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 28 年 7 月変更認定分）
　　平成 28 年 6 月 17 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 29 年 7 月変更認定分）
　　平成 29 年 6 月 23 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 30 年 11 月変更認定分）
　　平成 30 年 10 月 23 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和元年 11 月変更認定分）
　　令和元年 10 月 16 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和 2 年 3 月変更認定分）
　　令和 2 年２月 28 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和 2 年 11 月変更認定分）
　　令和 2 年 10 月 26 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。
・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和 4 年 3 月変更認定分）
　　令和 4 年１月 19 日　協議会委員から変更申請の承認を得た。

■高知市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

意見書添付

■高知市中心市街地活性化協議会規約

（設置）
第１条　高知商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる財団法人　高知市都市整備公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第１項に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。
（名称）
第２条　前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高知市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。
（目的）
第３条　協議会は、高知市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第９条第１項の規定により高知市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに法第９条第 10 項の規定による認定基本計画及び法第 40 条第１項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に関し、必要な事項を協議し、高知市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。
（活動）
第４条　協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。
(1)　高知市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
(2)　特定民間中心市街地活性化事業計画に関し、必要な事項についての意見提出
(3)　前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議
（構成員）
第５条　協議会は、次の者をもって構成する。
(1)　高知商工会議所
(2)　財団法人　高知市都市整備公社
(3)　高知市
(4)　法第 15 条第４項第１号及び第２号に規定する者
(5)　前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
２　前項第４号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
３　前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第１項第４号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。
（会長及び副会長）
第６条　協議会に会長１名、副会長１名を置く。
２　会長、副会長は、設置者が協議して選任する。
３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（委員）
第７条　委員は、第５条第１項に掲げる者を、設置者が指名する。
２　委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
３　委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（会議）
第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
２　会長は、委員の４分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
３　会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
４　会議は、委員の過半数をもって成立し、その議事については出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（幹事会）
第９条　第４条に掲げる事項及び協議会の運営については必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。
２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
（オブザーバー）
第 10 条　協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。
（事務局）
第 11 条　協議会の事務局は高知商工会議所に置く。
（会計年度）
第 12 条　協議会の会計年度は、毎年４月 1 日から翌年３月 31 日までとする。
（経費の負担）
第 13 条　協議会に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入により充てるものとする。
（補則）
第 14 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。
附　則
１　この規約は、平成 23 年 12 月６日から施行する。
２　協議会設置時の委員の任期は、第７条第２項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。
３　この規約の施行の日以後最初に開催される会議は、高知市中心市街地活性化協議会規約第８条の規定にかかわらず、設置者が招集するものとする。

［3］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

（１）客観的分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①　統計的データの客観的な把握・分析

「1.中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載。

②　地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1.中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に、市民アンケートに基づく客観的な把握・分析を記載。

③　前計画に基づく取組の把握・分析

「1.中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 前計画の実施状況と取組の評価」の欄に、前計画の取組状況に基づく把握・分析を記載するとともに、「[5] 中心市街地活性化の課題」の欄に、その把握・分析を踏まえた課題を記載。

（２）様々な主体の巻き込みと各種事業等との連携・調整

①　基本計画案に対する市民意見

本基本計画案について市民の意見を聴取し、計画作成の参考とするために、令和４年●月●日から令和４年●月●日にかけてパブリックコメントを実施、市民●名から●件の意見が寄せられた。

②　高知ＴＭＯによる中心市街地活性化事業

高知市中心市街地の商業活性化やにぎわう中心市街地づくりを目指して組織された高知TMOが商店街等支援事業、空き店舗対策事業、来街者サービス向上事業等を実施。高知TMO事業推進委員会を毎年開催し、各事業のフォローアップや関係機関との連携を図っている。

＜高知TMOの主な取組＞

・「高知まちゼミ」の開催
・空き店舗調査
・エスコーターズ活動支援
・商店街マップ作成、情報発信等

③　商店街によるイベント実施

各商店街や商店街等から成る(株)高知市中心街再開発協議会が、年間を通じて季節ごとに多種多様なイベントを実施している。

＜主なイベント＞

土佐のおきゃく、こうち春花まつり、母の日イベント、父の日イベント、まちなか・よさこい、土曜夜市、土佐の豊穣祭、高知大道芸フェス、龍馬生誕祭、おびさんマルシェ、おかみさん市、ストリートダンス、金曜はりまや市、京町・新京橋クリスマスイベント、イルミネーションフェスタ　など

④　大学、商店街等との連携

高知大学や高知県立大学の学生が商店街等と連携した取組を実施。

・高知県立大学エスコーターズ
　平成 13 年に発足したグループ。毎週日曜日に中心商店街内で挨拶・案内・清掃・介助などの「街のコンシェルジュ」活動を行っている。
・学生と日曜市の連携
　県立農業大学校、高知商業高校で日曜市の空き小間を活用した臨時出店を行っている。
・高知大学スポーツ化組合
　商店街・市と連携し、ごみ拾いをスポーツ競技としたイベント「スポーツ GOMI 拾い」を毎年開催している。
・高知おまち学園
　商店街青年部と学生が連携し、商店街で実現したいこと等についてワークショップを開催しており、トライアル事業として令和４年は学生が商店街イベントの土曜夜市に出店を行った。今後は参画する学生の第二期生を募集し、テーマを決めて事業を実施していく予定である。

⑤　NPO との連携

NPO 福祉住環境ネットワークこうちと商店街が連携し、タウンモビリティステーションを運営。高齢者や障害者、子ども連れなど、誰もが安心して街なかを回遊できるよう、シルバーカー・車いす・ベビーカー等の貸出しや付き添いサポートなどの支援活動を行っている。

１０. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[１]都市機能の集積の促進の考え方

上位・関連計画における都市機能集積の考え方

（１）2011 高知市総合計画（2021 基本計画改訂版）

基本構想において土地利用の基本方針として、
①公共投資を効果的・効率的に行う集約型の都市構造
②低炭素社会の実現をめざすとともにコンパクトで持続可能な都市づくり
③それぞれの地域の活力の向上をめざした土地利用
を掲げている。

また、ゾーン別の土地利用では、中心市街地の位置する【都心ゾーン】について、「魅力ある都心空間の形成を図るため、土地の高度利用の推進や、都心居住を促進するとともに、中心核としてさまざまな機能を充実させる。また、都心の魅力と回遊性の向上、歴史･文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組む」との記載がある。

（２）高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2022 年度改訂版）

基本目標 4「バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心なくらしを守る」とし、目標達成のための基本的方向の一つに「コンパクトなまちづくり」を掲げており、「都市機能が集約されたコンパクトシティ※の形成とともに、中心市街地の活性化をはじめ、田園地域、中山間地域それぞれの地域特性を活かしたバランスの取れたまちづくりをめざす。」と記載している。

※コンパクトシティ：土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られ、住民の生活に必要な生活サービス機能が近接した効率的で持続可能な都市。

（３）2014 高知市都市計画マスタープラン（2021 年度改訂版）

将来都市構造を「持続可能な集約型都市構造」とし、都心部には、人口規模・構成に見合った効率的な都市基盤の整備や機能集積を行う。また、中心市街地ににぎわいを取り戻すため、まちなか居住を促進するとともに、都市機能を集積することによって子育て世代や高齢者の暮らしの利便性、防犯性の向上など暮らしやすさや安全性の向上を目指している。

地域ごとの土地利用方針においては次のように示されている。

〇都心（住居系土地利用）

市街地開発事業の導入などにより土地の高度利用や有効利用を促進し、住宅機能と医療・福祉・商業機能などが一体となった、生活利便性の高い魅力ある居住環境を形成し、幅広い世代の居住を促進します。

〇都心(商業・業務系土地利用)

県都の広域拠点であるとともに、本市の中心的な商業・業務地であることから、城下町の景観に配慮しつつ、土地の有効利用・高度利用を進め、既存機能の更新やさらなる商業・業務機能の集積・誘導を促進します。また、都市緑化の推進や観光との連携により、集客交流機能の強化によるにぎわいの再生を図ります。

（４）高知市立地適正化計画（2021 年度改訂）

居住や医療・福祉・商業・公共交通などのさまざまな都市機能と都市全体を見渡した都市計画マスタープランの高度化版として位置付けられた計画であり、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を「居住誘導区域」，医療・福祉・商業などの都市機能を都市の

中心拠点や地域拠点に誘導し集約することにより，これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を「都市機能誘導区域」として設定することで、公共交通ネットワークによる都市構造の骨格と、居住や都市の生活を支える施設誘導を図る土地利用の誘導を一体的に捉えた「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるとしている。都市機能誘導区域の中心拠点区域は、「にぎわいや活力を創出する拠点として、日常生活に必要なサービスを提供するとともに県・市全体を対象とした高次都市機能を誘導することにより、県都としての魅力向上を図る」としており、第三期高知市中心市街地活性化基本計画の区域を包含している。

■高知市立地適正化計画の都市機能誘導区域（中心拠点）

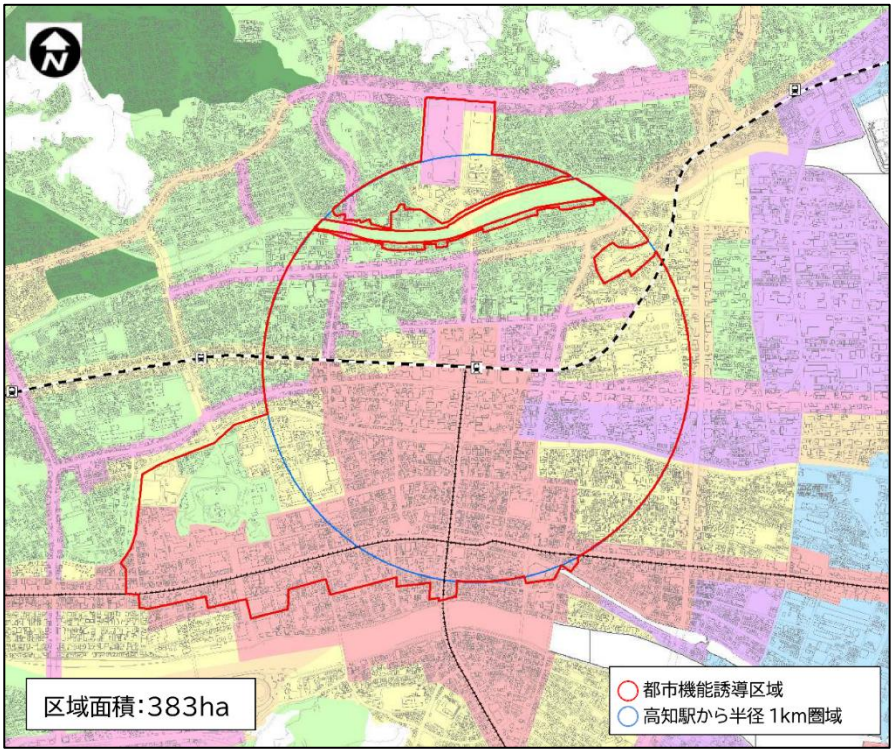

（５）高知市景観計画

都市や農村漁村のさまざまな活動や市民生活を反映した雰囲気、文化的薫り、歴史性、親しみやすさなど、視覚以外の領域を含めた総合的な物として地域そのものの魅力を高め、受け継いでいくことを目的としており、市域をゾーニングし、美しい眺めや豊かな自然だけでなく、歴史、風土に配慮した美しい街並みの保全や街の賑わいの創出などが基本方針として定められている。

[2]都市計画手法の活用

[大規模集客施設の立地規制]

本市では、大規模集客施設の適正立地を図り、郊外開発を抑制するため、全ての準工業地域において、大規模集客施設（床面積 10,000 ㎡を超えるもの）の立地を抑制するために、「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を平成 24 年 7 月 1 日に指定した。

〈制定までの経緯〉

平成 24 年 1 月～　関係者への説明会
平成 24 年 4 月　　都市計画審議会
平成 24 年 6 月　　市議会の議決
平成 24 年 7 月　　条例の施行

［3］都市計画手法の活用

（1）中心市街地内における公共・公益施設の立地状況

中心市街地には、市役所や県庁をはじめとする主要な公共施設や医療・福祉施設の多くが集積している。特に、高知県立大学池キャンパス移転に伴い、新しく永国寺キャンパスとして生まれ変わり、併せて高知工科大学経済マネジメント学群や高知短期大学が設置、また高知県産官学連携センターが設置されるなど、「知の拠点」が立地されている。また、平成 29 年には高知県立高知城歴史博物館、平成 30 年にはオーテピアが開館し、追手筋から商店街への来街者の回遊性が高まっている。令和 2 年には高知市役所本庁舎が再整備、高知県立公文書館が新たに整備されている。

■中心市街地の主な公共施設等

No.	区分	施設名	所在地
1	行政	高知市役所本町仮庁舎	本町四丁目
2		高知市役所丸ノ内仮庁舎	丸ノ内一丁目
3		高知市役所南別館	本町五丁目
4		高知県庁	丸ノ内一丁目
5		高知県庁西庁舎	丸ノ内一丁目
6		高知県庁北庁舎	丸ノ内二丁目
7		総合あんしんセンター	丸ノ内一丁目
8		高知県警察本部	丸ノ内二丁目
9		高知よさこい咲都合同庁舎	栄田町二丁目
10		高知警察署	北本町一丁目
11	教育	永国寺キャンパス （高知県立大学・高知工科大学・高知短期大学）	永国寺町
12		高知追手前高等学校	追手筋二丁目
13		高知丸の内高等学校	丸ノ内二丁目
14		土佐女子中学校・高等学校	追手筋二丁目
15		高知県産学官民連携センター	永国寺町
16	文化	高知城歴史博物館	追手筋二丁目
17		オーテピア （高知図書館・声と点字の図書館・高知みらい科学館）	追手筋二丁目
18		高知市文化プラザかるぽーと	九反田
19		高知県立県民文化ホール	本町四丁目
20		高知県公文書館	丸ノ内一丁目
21		横山隆一記念まんが館	九反田
22	医療	近森リハビリテーション病院	北本町一丁目
23		だいいち病院	九反田

※病院は 100 床以上を掲載

■主要公共施設等の位置（再掲）

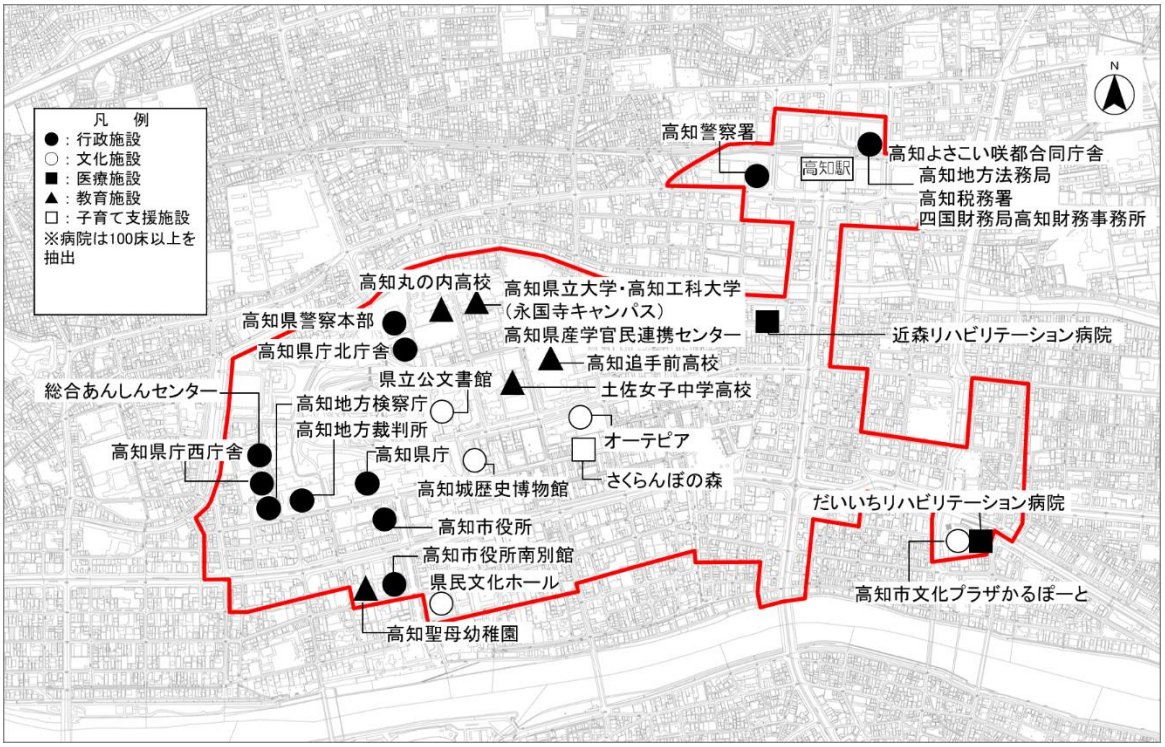

⑵大規模小売店舗の立地状況

中心市街地では、平成 26 年 8 月にリブロードが閉店し、大規模小売店舗は高知大丸など 3 店舗のみとなっている（令和 4 年 3 月現在）。一方、郊外では駐車場が整備されたロードサイド型店舗の立地が続いている。

■大規模小売店舗の立地状況（再掲）

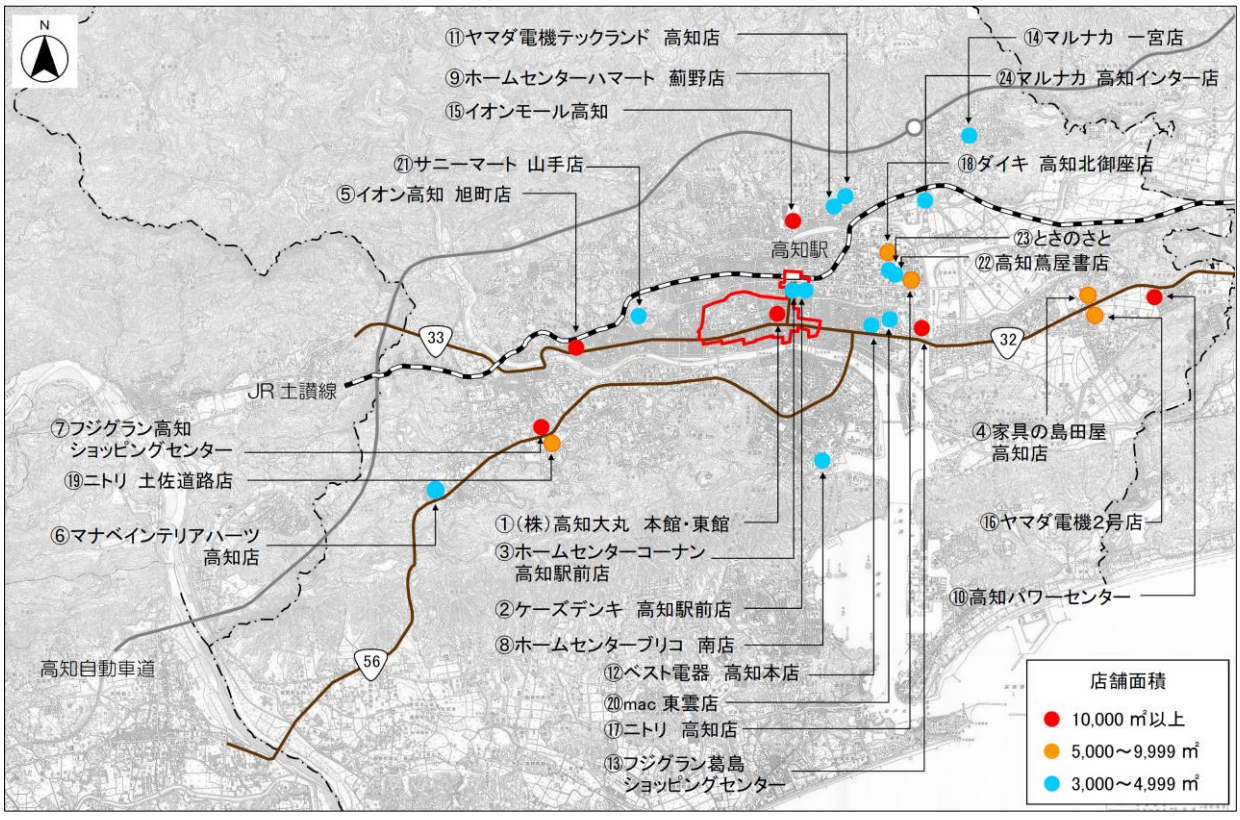

【大規模小売店舗一覧】（店舗面積 3,000 ㎡以上）

大規模小売店舗の名称		開店日	建物の概要		中心市街地
			実態	店舗面積（㎡）	
1	高知大丸　本館・東館	S30.11	百貨店	14,509	○
2	ケーズデンキ　高知駅前店	H21.12	専門店	4,250	○
3	ホームセンターコーナン 高知駅前店	H23.12	ホームセンター	4,411	○
4	家具の島田屋　高知店	S50.3	専門店	7,267	
5	イオン高知　旭町店	S53.8	スーパー	13,217	
6	マナベインテリアハーツ 高知店	H4.5	専門店	4,654	
7	フジグラン高知ショッピングセンター	H6.7	スーパー	14,360	
8	ホームセンターブリコ　南店	H9.3	ホームセンター	3,700	
9	ホームセンターハマート 薊野店	H9.6	ホームセンター	4,247	
10	高知パワーセンター	H11.4	複合型専門店	10,015	
11	ヤマダ電機テックランド 高知店	H12.2	専門店	3,600	
12	ベスト電器　高知本店	H12.11	専門店	3,800	
13	フジグラン葛島 ショッピングセンター	H12.11	スーパー	10,868	
14	マルナカ　一宮店	H12.12	スーパー	3,716	
15	イオンモール高知	H12.12	複合型ショッピングセンター	48,170	
16	ヤマダ電機　２号店	H20.5	専門店	6,988	
17	ニトリ　高知店	H20.12	専門店	5,317	
18	ダイキ　高知北御座店	H26.4.	ホームセンター	5,570	
19	ニトリ土佐道路店	H28.7	専門店	5,132	
20	mac 東雲店	H28.11	専門店	3,591	
21	サニーマート山手店	H30.5	スーパー	3,081	
22	高知蔦屋書店	H31.2	専門店	4,135	
23	とさのさと	R1.5	専門店	4,018	
24	マルナカ高知インター店	R1.8	スーパー	3,349	
合計				191,965	

[4]都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の４．から８．に掲げた事業を行う。

４．市街地の整備改善のための事業
・横堀公園整備事業
・オーテピア西敷地利活用事業
・藤並公園整備事業
・シェアサイクル事業
・追手筋空間の有効利用
・旧少年補導センター跡地活用事業

５．都市福利施設を整備する事業
・マイナンバーカード交付センター運営事業
・地域子育て支援拠点事業

６．居住環境の向上のための事業
・地域子育て支援拠点事業（再掲）
・移住・定住促進事業
・「ビ・ウェル追手筋」整備事業
・「ビ・ウェル菜園場」整備事業

７．経済活力の向上のための事業
・空き店舗を活用した創業支援サポート事業
・中心市街地空き店舗ツアー事業
・街なか空間有効活用事業
・「OMACHI360（おまち　さんろくぜろ）の展開
・シェアサイクル事業（再掲）
・省エネルギー設備導入促進補助事業
・追手筋空間の有効利用（再掲）
・オーテピア西敷地利活用事業（再掲）
・旧少年補導センター跡地活用事業（再掲）

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業
・バス路線再編事業

１１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項

〔１〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

（１）個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

①スポーツ GOMI 拾い in 城下町の取組

高知大学の学生グループ主催し、ごみ拾いをボランティア活動ではなく、拾ったごみの種類により重さをポイント化して競うスポーツイベントとして平成 25 年から毎年中心市街地内で開催している。高知市学生活動交流館を活用して企画・運営を行い、商店街も運営に協力しており、学生活動交流館事業及び学生と商店街の連携事業の実践的取組といえる。

②外国人観光客へのおもてなしの取組

近年増加している外国人観光客への対応として、外国客船寄港時に中心商店街を訪れた外国人観光客に対し、観光案内、日本文化を体験できるミニイベント、多言語観光マップの配布、商店街内歓迎表記等を実施しており、外国人観光客の受入おもてなし事業の実践的取組となっている。

③街なか空間を活用した取組

壱番街商店街のストリートダンスやおかみさん市、はりまや橋商店街での木々くらぶ等、商店街内の空きスペースを活用したイベントを開催している。商店街への誘客及び賑わいの創出につながっており、街なか空間有効活用事業の実践的取組といえる。

④図書館と商店街の連携した取組

オーテピアは商店街が開催する土曜夜市や龍馬生誕祭にブースを出展し、図書館ならではのイベントや情報発信を積極的に行っている。商店街と連携して中心市街地のにぎわいを創出しており、オーテピアにおけるソフト事業の実践的取組となっている。

⑤高知おまち学園

「高知おまち学園」は、中心市街地に来街する機会のない市民や若者への情報発信や次世代のまちづくりを担う人材を育成するために、商店街の若手事業者と学生が連携して実施している。商店街で実現したいこと等についてワークショップを重ねており、令和 4 年度にはトライアル事業として、学生が商店街イベントの土曜夜市に出店を行った。今後は参画する学生の第二期生を募集し、テーマを決めて事業を実施していく予定であり、「学生×商店街」魅力発信事業の試験的取組となっている。

〔2〕都市計画との調和等

本計画の内容は、次の計画等との整合性がとれている。

（1）高知広域都市計画区域マスタープラン

中心市街地に関する課題として、衰退傾向を指摘しており、まちづくりの基本理念の１つとして「安全を確保し、生活が息づくまちづくり」を掲げている。その中で、中心市街地では、空き家の利活用や低・未利用地の有効活用により、都市拠点として都市機能や人口の誘導を図るための環境づくりに取り組むことを位置付けている。

（2）高知県景観ガイドライン

「高知市の中心市街地には商店や飲食店等が多く立地し、高知らしい、にぎわいのある景観を見せている」としながらも、その一方で、奇抜な建築物や屋外広告物等の増加により、乱雑な様相を呈していることを指摘している。

そこで、市街地における景観において、地域の特徴別にゾーンを分け、それぞれに目標像を掲げており、中心市街地は、「中心地区」および「繁華街地区」に位置付けられ、目標像および基本的方向は以下の通りである。

【中心地区】

目標像：街の個性を表す、風格ある中心地区の景観

基本的方向：・風格の感じられる庁舎周辺のシンボル景観づくり
・落ち着きのある、地区の大通りづくり
・大通り沿いのスカイラインの整理
・道路付属物等の整理・更新
・気軽に立ち寄れるオープンスペースづくり

【繁華街地区】

目標像：店が立ち並び、にぎわいと楽しさを演出する繁華街地区の景観

基本的方向：・にぎわいのある繁華街地区のモール空間づくり
・歩行者と自動車の良好な関係の構築
・シンプルで落ち着きのある街路灯等の採用
・路上広告物の規制とルール化の推進
・回遊性の高い商業施設のネットワークづくり
・海上や港からの景観を決定づける斜面樹林と家並みの保全

（３）2011 高知市総合計画（2021 基本計画改訂版）

将来の都市像「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」の実現のために掲げた施策大綱の一つ「まちの環」では、「市街地中心部において、商業機能や業務機能をはじめとした都市機能の充実を図るとともに、歴史文化を軸としてにぎわいと求心力の向上に取り組むなど、風格と魅力のあるまちをめざします。」との記載がある。

（４）2014 高知市都市計画マスタープラン（2021 年度改訂版）

中央地域のまちづくり構想として、『城下町の風情を感じるにぎわいのまち』を目標に掲げ、以下の４つを基本方針としている。

①にぎわいと活力のある都心の形成
②道路ネットワークの形成による都市交通の円滑化
③県都の中心にふさわしい歴史と文化を感じさせる風格あるまちづくり
④暮らしの安全・安心の確保

また、ゾーン別土地利用・市街地整備の方針において、中心商業・業務ゾーンについて、以下の通り位置付けている。

【中心商業・業務ゾーン】
・県都の中心にふさわしい歴史・文化を感じることができるまちなみ空間の形成を図る
・中心市街地の商業・業務機能の高度化と活性化、都心居住を促進する
・さまざまな機能の充実により、魅力ある都市空間の形成を図る
・都心部への自動車通過交通を抑制し、歩行者や自転車利用者に優しい交通環境の実現に努める
・日曜市など街路市やよさこい祭りの振興により、にぎわいと郷土の文化を感じることができる市街地環境の形成に努める

（５）高知市立地適正化計画（2021 年度改訂版）

都市機能誘導区域を次の基準により設定している。

・交通結節機能を有する公共交通の利便性が高い区域
・県都の経済、政治、文化などにおいてリードする役割を担う区域
・医療施設、大学などが立地する医療・文教施設が立地する区域
・今後、土地区画整理事業などにより新たなまちづくりが展開される区域
・防災上の拠点性を有する区域
・生活利便性を維持・向上すべき区域

都市機能誘導区域のうち、中心市街地を含む区域を中心拠点とし、「高次都市機能が集積し、にぎわいや活力を創出する拠点として、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、更なる質の高い機能を誘導することにより、県都としての魅力向上を図ること」を目的としている。

（６）高知市地域公共交通計画

高知市地域公共交通計画は、基本的な方針を「市民とともに、支え、育み、次代へつなぐ公共交通」とし、まちづくりと連携した総合的な公共交通ネットワークを再構築するための計画であり、その策定に当たっては、「高知市地域公共交通網形成計画」を修正・強化する形としながら、上位計画や関連法に則り、各種まちづくり計画と整合・連携を図るとしている。

また、地域公共交通の大部分を担う路線バスは、中心市街地の活性化やまちづくりの観点から、主に市街地が形成されている地域を運行し、利用の少ない周辺部は、乗り合いタクシーで運行するなど、利用状況や地域特性に応じた最適な交通モードへの再編を実施するとしている。

（７）高知市景観計画

高知市都市計画マスタープラン等を踏まえて景観形成におけるゾーニングを行い、全体としての景観形成の方針をもちながら、各ゾーンに最適な景観形成がなされるようゾーン別に基本方針を定めている。

【都心ゾーン】

・シンボル的な建造物や山なみへの眺望の保全
・まちなかの緑の創出
・熱環境への配慮
・風格のあるまちなみの形成
・個性を活かした景観の保全・創出
・統一されたスカイラインの形成
・ふれあいと賑わいのあるまちづくり
・低層部の賑わいと中高層部の品格

12. 認定基準に適合していることの説明

基　準	項　　目	説　明
第１号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	中心市街地での暮らしたいまち・働きたいまちの実現と訪れたくなるきっかけづくり・滞在したくなる仕組みづくりを目指し、暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまちとおまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復を目標とすることを記載している。 【１．［６］中心市街地活性化に関する基本的な方針】及び【３．［１］中心市街地の活性化の目標】参照
	認定の手続	本基本計画の内容は、中心市街地の関係者が参画した「第三期高知市中心市街地活性化基本計画策定検討委員会」で検討し、「高知市中心市街地活性化協議会」の意見を頂いていることを記載している。 【９．［２］中心市街地活性化協議会に関する事項】及び【９．［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進】参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしていることを記載している。【２．［３］中心市街地の要件に適合していることの説明】参照
	４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会との関係、中心市街地活性化関係主体等による勉強会と連携し、計画づくりに取り組んでいることを記載している。 【９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項】参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	中心市街地の位置する都心ゾーンで、中心核としてさまざまな機能を充実させるとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地制限に取り組んでいることを記載している。 【１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項】参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	高知広域都市計画区域マスタープラン、高知県景観ガイドライン、高知市総合計画、高知市都市計画マスタープランなどと整合を図った計画であることを記載している。 【１１．その他中心市街地の活性化のための必要な事項】参照

基　準	項　　目	説　明
第 2 号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な４から８までの事業等が記載されていること	「『暮らすにも働くにも「ぼっちり」なまち』の実現」、「『おまちのさらなる魅力向上と賑わいの回復』の実現」の２つの目標達成に必要な事業を４．から８．において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各種事業の実施が、数値目標の達成に寄与していることを合理的に説明している。 【３．中心市街地の活性化の目標】参照
第 3 号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	全ての事業で事業主体は特定されており、４．から８．で、それを記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業等は、計画期間の令和 9 年度までに完了もしくは着手できる見込みであり、４．から８．で、それを記載している。